

第1回質問回答

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
1	入札説明書	1						令和3年10月8日に公開された回答書と、令和3年11月26日に公開された回答書のいずれにも、“入札公告以降に公表する一切の資料が正式に本事業に影響を与える資料となる”と回答があり、一方で、入札説明書の前文に、「質問又は意見等及び回答(～中略～)を反映したものである」と記載がありますが、これら前2回の回答の結果が令和4年1月31日に公開された書類で反映されていない場合、改めて再度質問書を提出し、公告後に回答を公開されたものが、本事業に影響を与えるものとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	2	3	4	2		維持管理・運營業務	1) のイとエが「欠」と記載ありますが、令和4年10月18日に示された入札説明書(案)で記載のあった「維持管理業務に必要な什器備品等保守管理業務」と「整備施設周辺の環境保全」にかかる業務が、本事業の対象外となったとの理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	2	3	4	2		維持管理・運營業務	2) のカが「欠」と記載ありますが、令和4年10月18日に示された入札説明書(案)で記載のあった「運營業務に必要な什器備品等保守管理業務」が、本事業の対象外となったとの理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	2	3	6	2		入札価格の基準金利	令和4年 1月31日に入札価格の基準金利決定日とございますが、入札における公平性担保のため、使用する金利の数値をHPや質問回答にてお示しいただけないでしょうか。	提案書作成説明会時において、特定資料として示します。
5	入札説明書	3	3	6	2		第2回目質問提出期間	第2回質問の提出期間が4月18日からとなっている一方で、4月11日から15日に実施予定の説明会では、第2回質問の回答がなされると記載があります。第1回質問の回答の誤り又は、第2回質問の提出期間の開始日が、4月11日以前の誤りでしょうか。	第1回質問のうち、秘匿性の高いものに対して個別に回答する予定です。 資料-6は修正したものを別途示します。 なお、第2回質問において秘匿性の高い質問については、様式14の誓約書を提出した企業に対して個別に通知します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
6	入札説明書	3	3	6	2		入札説明書に関する第2回質問提出期間	令和4年4月11日～令和4年4月15日に“事業提案書作成説明会の開催”とあり、令和4年4月18日～令和4年5月6日に“入札説明書に関する第2回質問提出期間”とお示しがありますが、事業提案書作成説明会について説明された資料-6「事業者提案書作成説明会実施要領」には、「入札説明書に関する第2回質問のうち、事業者のノウハウや提案内容等に係る秘匿性の高い質問への回答」を実施すると記載があり、まだ提出ができない“入札説明書の第2回質問”に対して回答を実施するかのように書かれているのですが、“第2回目の質問提出期間”が、“事業提案書作成説明会の開催”よりも早まるのでしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
7	入札説明書	3	3	6	2		入札価格の基準金利設定日	公告日の令和4年1月31日が入札価格の基準金利設定日と記載がありますが、そのほかの書類にも“入札価格における基準金利”の記載がありません。入札時における基準金利はどのようにお示しいただけますか。	提案書作成説明会時において、特定資料として示します。
8	入札説明書	3	4	1	2		入札参加者の構成等	イに、筆頭株主を別の構成員に変更することが認められていますが、この株主間における最大出資率の変更調整については、構成員間での株式の売買などの方法で実施して良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	3	4	1	2		入札参加者の構成等	イに、筆頭株主を別の構成員に変更することが認められていますが、この株主間における最大出資率の変更調整の時期については、維持管理・運営期間中であれば、事業者で考える任意の時期に実施すればよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	3	4	1	2		入札参加者の構成等	イに、筆頭株主を別の構成員に変更することが認められていますが、この株主間における最大出資率の変更調整については、特定の構成員による追加出資（SPCによる新規株式発行）によって最大出資者になる方法も認められますか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	3	4	1	2		入札参加者の構成等	「イ 代表企業の出資比率は筆頭株主として最大となること。」とありますが、出資比率が最大であればよく、過半数を超える必要はないという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	3	4	1	2		入札参加者の構成等	「イ 代表企業の出資比率は筆頭株主として最大となること。」とありますが、代表企業は出資比率が最大であればよく、特段、事業者の代表取締役を代表企業から選出する必要はないとの理解でよろしいのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
13	入札説明書	3	4	1	2		入札参加者の構成等 イ	出資比率について、同率での保有（ex:50%、50%）の場合、代表企業は任意という理解でよろしいでしょうか。	出資比率の同率保有は最大出資とならないため、必ず代表企業が最大となるようにして下さい。
14	入札説明書	3	4	1	2		入札参加者の構成等	イ.「代表企業の出資比率は筆頭株主として最大となること、但し建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外に交替することを可とする」とありますが、期間の変更に伴い、同数の株式を保有する構成員を筆頭株主として交替させる事は可能でしょうか。（例 変更前：代表企業A(40%筆頭)、構成員B(40%)、構成員C(10%)、構成員D(10%)→変更後：代表企業A(40%)、構成員B(40%筆頭)、構成員C(10%)、構成員D(10%)）	No. 13の回答を参照してください。
15	入札説明書	3	4	1	2		入札参加者の構成等	イのただし書きで「建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする。」とありますが、筆頭株主を交代する場合に、新しく筆頭株主となった会社ではなく、従来の代表企業が、そのまま代表企業としての役割を継続する場合に、代表取締役も変更せず、従来の代表企業から任命された者が継続する事は問題ない理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
16	入札説明書	3	4	1	2		入札参加者の構成等	出資について、構成員ごとに異なる1株当たりの金額を設定することは可能でしょうか。	不可とします。発行する株式は1種類としてください。
17	入札説明書	3	4	1	3			代表企業は「入札参加手続きを行うもの」とあり、基本協定書第1条の九には「出資者の中から落札者の構成員を代表する者として選定された企業」とありますが、この4(1)②イで示された筆頭株主の交代にあわせて、代表企業も、構成員間で協議のうえで、あらたな筆頭株主を代表企業として選定しなおして、SPC運営業務などを変更することは可能ですか。	事業者の提案に委ねます。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
18	入札説明書	8	4	6	8		建設企業の参加資格要件	令和4年3月3日付に公開された質問回答P-6のNo.41にて、電気設備工事と暖冷房衛生設備工事の両者を兼務できるか否かのご回答に、“建設業法その他の関係法令を遵守”とご指示がありました。本事業では、海上保安庁から事業契約を受託したSPCが、ひとつの建設工事請負契約で選定企業(建設)に対して“元請として一括”して請負わせますが、建設業法と安衛法の観点から、この元請としての施工体制に必要な配置技術者は「現場代理人」と「監理技術者(または主任技術者)」と「元方安全衛生管理者」を代表とする3つのみであり、これら3つの役職はすべてそれぞれ兼務配置が可能です。そもそも法の要請として「電気設備工事の主任担当技術者」と「暖冷房衛生工事の主任担当技術者」を配置する必要はありませんので、「電気設備工事の主任担当技術者」と「暖冷房衛生工事の主任担当技術者」については、要求水準書の配置要件を満たすひとりの技術者で兼務できる理解ですが良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	入札説明書	10	4	7			工事監理企業の参加資格要件	令和4年3月3日付で公開され、令和4年3月4日18:00以降に改訂された質問回答P-7のNo.44とNo.45にて、“駐機場および給油施設についても工事監理業務が必要であり、入札説明書 4.(7)「工事監理企業の参加資格要件」を満たした選定企業が工事監理業務を実施する”と急遽お示しがありましたが、この企業についての第一次審査書類における参加申請についても様式9-1, 様式9-2を用いて作成するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	10	4	7			工事監理企業の参加資格要件	令和4年3月3日付で公開され、令和4年3月4日18:00以降に改訂された質問回答P-7のNo.44とNo.45にて、“駐機場および給油施設についても工事監理業務が必要であり、入札説明書 4.(7)「工事監理企業の参加資格要件」を満たした選定企業が工事監理業務を実施する”と急遽お示しがありましたが、業務担当分野「回転翼機格納庫, 船艇用品庫」における工事監理企業にて「駐機場」の工事監理を実施させる場合、そもそも業務担当分野「回転翼機格納庫, 船艇用品庫」の業務担当分野に駐機場は内包されているため、同じ技術者で工事監理業務が実施できるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
21	入札説明書	10	4	7			工事監理企業の参加資格要件	令和4年3月3日付で公開され、令和4年3月4日18:00以降に改訂された質問回答P-7のNo.44とNo.45にて、“駐機場および給油施設についても工事監理業務が必要であり、入札説明書 4.(7)「工事監理企業の参加資格要件」を満たした選定企業が工事監理業務を実施する”と急遽お示しがありましたが、業務担当分野「回転翼機格納庫、船艇用品庫」における工事監理企業にて「給油施設」の工事監理を実施させる場合、そもそも入札公告2(5)「工事監理企業の参加資格要件」で給油施設の工事監理実績が求められていないため、実績がない企業、実績のない技術者でも工事監理業務が実施できると考えて良いのでしょうか。参加資格が、入札参加申請締切日の約1週間前に変更になる非常に困難な状況で、実績のある企業・技術者をこれから確保するのは非常に厳しいため、上記でご容赦いただけますようお願いいたします。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	10	4	7	3		工事監理企業の資格要件	令和4年3月4日に公表された一次審査資料に関する質問回答No44において、「駐機場及び給油施設は、鹿児島市建築指導課の建築主事に確認したところ、建築基準法上の工作物として建築物に該当する」との回答がありました。建築物の定義及び建築基準法が準用される工作物については、建築基準法第2条第1項第1号及び法第88条、建築基準法施行令第138条第1項～第3項にて、それぞれ規定されております。各施設（給油施設・外溝・駐機場）は上記条文のどの箇所に該当して、建築物かつ建築基準法が準用される工作物として取り扱われるのかご教示ください。	給油施設は、建築基準法第88条第1項に規定する工作物、駐機場は、格納庫棟に附帯する工作物、外構は各棟に附帯する工作物として取扱われます。
23	入札説明書	10	4	7			工事監理企業の参加資格要件	令和4年3月3日付で公開され、令和4年3月4日18:00以降に改訂された質問回答P-7のNo.44とNo.45にて、“駐機場および給油施設についても工事監理業務が必要であり、入札説明書 4.(7)「工事監理企業の参加資格要件」を満たした選定企業が工事監理業務を実施する”と急遽お示しがありましたが、「回転翼機格納庫、船艇用品庫」の工事監理企業とは別に、「駐機場と給油施設」の工事監理だけを担う新たな選定企業を参加申請する場合には、“建築監理主任技術者又は構造監理主任技術者”“電気設備管理主任技術者”“機械設備管理主任技術者”の3つについて、「駐機場と給油施設」については施工上で監理する対象がないため、配置する必要がないとの理解でよいのでしょうか。1名の“工事監理者”がいれば十分対応できる業務だと理解しております。参加資格が、入札参加申請締切日の約1週間前に変更になる非常に困難な状況で、実績のある企業・技術者をこれから確保するのは非常に厳しいため、上記でご容赦いただけますようお願いいたします。	主任技術者は「回転翼機格納庫、船艇用品庫」と「駐機場、給油施設」でそれぞれ配置する必要はありませんが、駐機場及び給油施設についても必要な工事監理業務を行うことが可能な人員体制を提案してください。
24	入札説明書	13	6	4				入札参加資格の令和4年3月24日における通知方法はどのような方法で事業者へ通知されますか。	代表企業の担当者に電子メールで通知し、本紙については別途郵送にて通知文を送付します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
25	入札説明書	13	6	4				入札参加資格の令和4年3月24日における通知に際して、入札参加資格のある応募グループ数などの公開はありますか。	ありません。
26	入札説明書	16	13				③提出方法	令和4年3月3日付の質問回答のNo.103で、“入札は、様式5の委任状における受任者の担当者が行う”という主旨の回答がありますが、様式5には、「【受任者】」として「代表者」「本件責任者」「担当者」の3名を記載する必要があり、ここで記載した「担当者」のみしか入札参加できないことを、第一次審査資料提出時点で確定することは難しいと考えております。新型コロナウイルス感染症による隔離措置などで、委任状に記載した担当者その人が、自己都合以外で外出できない可能性もありますので、「【受任者】」としての代表企業のいずれかの職員が入札を実施できるようにしていただけますか。	入札は、様式5の委任状に記載した担当者が自己都合等で参加出来ない場合は、様式15-2の委任状を提出してください。
27	入札説明書	16	13				③提出方法	入札書等を持参する必要がありますが、大量の提案書類を持参する必要がありますので、複数の人員で提出に伺ってよろしいでしょうか。	結構です。
28	入札説明書	17	14	1	5			入札書等を持参する必要がありますが、この持参者は、入札（箱への投函）までを行う入札参加者であり、この持参者＝入札参加者としての委任状を作成して封筒に入れ、自らが入札＝入札書等の持参を行うとの理解でよいでしょうか。	入札書の封筒に委任状を入れる必要ありません。一次審査資料の提出で様式5の委任状に記載のある担当者以外で入札立会を行う場合は、別途No. 26の回答にある委任状を提出してください。
29	入札説明書	17	14	5			入札価格の記載	入札者は、見積もった契約希望金額（消費税等を含まない）を入札書に記載することとございますが、様式15-3（入札書）と様式A-2添付① 事業費の内訳（収入計画）には（消費税及び地方消費税含む）と記載がございますので、入札書には税込金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	入札金額は税抜き価格とします。様式は修正したものを使用してください。
30	入札説明書	18	15	3	1		著作権	発注者が必要な場合に、第二次審査資料の全部または一部を無償で使用できるとありますが、ここでいう使用の例をお示しいただけますか。事前に使用方法を事業者へお示しの上で協議いただけますようお願いいたします。	事業者選定審査委員会、海上保安庁総合評価委員会及び会計実地検査において使用を想定しています。本件の落札者決定に関する事項のため、協議は行いません。
31	入札説明書	18	15	8				第二次審査資料に係る事業者によるプレゼンテーションとは、P-33. (6)②に記載のあるスケジュールの「令和4年6月下旬」の「総合評価審査確認書類のヒアリング」でしょうか。それとも、「令和4年7月上旬」の「提案書プレゼンテーション、二次審査」のことでしょうか。	「提案書プレゼンテーション」を指します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
32	入札説明書	19	16	2			ウ	「契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設費(設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額)に相当する額の100分の10以上とする」とありますが、資料1-3『事業費の算定及び支払方法』におけるP-4第1章2.事業費の内訳の表1「事業費の内訳」にある支払区分の”施設費”ではなく、むきだしの「設計費」「建設工事費」「工事監理費」の合計額を算出して合算した金額の100分の10以上でよいでしょうか。資料-1『事業契約書(案)』の別紙2用語の定義におけるNo.57にも規定があります	事業契約書(案)別紙2用語の定義 No. 57に規定する「施設費」の合計額の100分の10以上を納付してください。
33	入札説明書	19	16	2			ウ	ここで記載のある「債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約」とは、資料1-1『PFI事業者等が付す保険等』の第1章に記載のある「設計・建設工事契約履行保証保険」と同一であり、1本の保証契約に加入すれば結構であるとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書	19	18	1	7			記名押印を欠く入札とありますが、本件で公開された様式15-1、15-3などの入札書等は押印が省略されています。ここでいう押印とはどの書式やどちらに必要なものでしょうか。	様式5「委任状」に対する押印です。
35	入札説明書	22	21				基本協定の締結	基本協定の締結は、落札決定の翌日から起算して7日以内とありますが、入札参加者の各企業内部の社内手続き(取締役会、稟議手続き等)を考慮すると、期間が短いと思慮します。但し書きにより、支出負担行為担当官の承諾を得ることにより延長が可能とのことですが、このような事由により延長は可能でしょうか。諸条件等がございましたらご教示ください。	ご理解のとおりです。 諸条件等は、その状況により支出負担行為担当官との協議によるものとします。
36	入札説明書	22	23	3			契約金額	「契約金額は、入札書に記載された金額に、当該金額から支払利息相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする」とありますが、この控除する支払利息相当額は「資料-1-3 事業費の算定及び支払い方法」のP-4の「割賦手数料」の要素である「資金調達に必要な融資等に係る金利」だけでなく、施設費の要素である「建中金利」も差引く必要がありますでしょうか。	事業契約書(案)別紙2用語の定義 57に規定する「施設費」の中に「建中金利」は含まれるため、差引く必要はありません。
37	入札説明書	22	23	3			契約金額	「契約金額は、入札書に記載された金額に、当該金額から支払利息相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする」とありますが、控除する必要があるのは「支払利息相当額」だけであり、その他の「保険料」や「人件費」といった消費税の対象外取引を算定根拠とする事業費は入札価格に含んで受取消費税の対象となる理解でよろしいでしょうか。	消費税の対象外取引となるものについては含まれません。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
38	資料-1 事業契約書 (案)	1	1	5	1		秘密の保持	基本協定書案と比較しますと開示が禁止される情報の範囲が狭まっていると読め、基本協定と事業契約書案で秘密保持義務に差異があると思われます。情報の画一的取扱いのために、いずれかの規定への規定への統一は可能でしょうか。	基本協定書 (案) に統一します。
39	資料-1 事業契約書 (案)	3	2	9	1		契約の保証	「本契約後最初の施設整備業務契約の締結日から・・・」とありますが、「最初の」とは事業者が選定企業と締結する設計業務委託契約、建設業務委託契約、工事監理業務委託契約のうち最も早く締結する日という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
40	資料-1 事業契約書 (案)	3	2	9				“同項第四号に掲げる保証を付した場合には、同項第一号に掲げる保証金の納付を免除する”とありますが、第9条1項には第四号がお示しありません。	事業契約書を修正します。
41	資料-1 事業契約書 (案)	3	2	9	1		契約の保証	「第四号の場合において」とありますが、第四項の場合でしょうか？	No. 40の回答を参照してください。
42	資料-1 事業契約書 (案)	3	2	9	4		契約の保証	「第1項第四号に掲げる」とありますが、第1項第三号でしょうか？	No. 40の回答を参照してください。
43	資料-1 事業契約書 (案)	3	2	9	6		契約の保証	「第1項第四号又は」とありますが、第1項第三号でしょうか？	No. 40の回答を参照してください。
44	資料-1 事業契約書 (案)	6	2	16	3	3	選定企業の一括委託又は一括下請負の禁止	一括して第三者に再委託させてはならない維持管理業務の主体的部分をお示しいただけますか。	一次審査資料に関する質問回答No. 64を参照してください。
45	資料-1 事業契約書 (案)	6	2	16	4		選定企業の一括委託又は一括下請負の禁止	本件維持管理業務における「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断など」以外を実施する新設会社(維持管理企業が50%～100%出資)へ業務を再委託させる場合、維持管理業務を担う選定会社(構成員または協力企業)の職員は、「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断など」を、現地や自らの店社にて業務管理する就労形態で良いでしょうか。	新設会社については、関東又は九州・沖縄地区における「B」等級を保有している事業者が当該新設会社の筆頭株主であり、当該事業者が新設会社の運営を実質的に行う等、運営事業者の業務の履行を担保する必要があります。 その上で、事業者の提案によりますが、要求水準書第5章 第1節 3 業務の実施体制を満たすことを前提に提案してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
46	資料-1 事業契約書(案)	6	2	16	4		選定企業の一括委託又は一括下請負の禁止	本件運営業務における「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断など」以外を実施する新設会社(維持管理企業が50%~100%出資)へ業務を再委託させる場合、運営業務を担う選定会社(構成員または協力企業)の職員は、「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断など」を、現地や自らの店社にて業務管理する就労形態で良いでしょうか。	No. 45の回答を参照してください。
47	資料-1 事業契約書(案)	6	2	17			各業務における第三者の使用等	契約締結予定日の14日前までに契約書案等を提示するとありますが、建設業法施工令第6条に500万円未満の見積期間は1日以上と規定され、14日前までに契約書案を提示することは難しい場合もあるため、500万円未満の請負契約については、5日前までに変更することは可能でしょうか。	変更は不可とします。
48	資料-1 事業契約書(案)	8	2	20	2		事業者の統括代理人	総括代理人の権限について、第8条一項の一~五の業務は、専門的な知識、技術等を要するため、選定企業のそれぞれの業務の責任者とすることは可能でしょうか。	総括代理人については、要求水準書第3章第1節4のとおり海上保安庁との窓口となる者のため、1人とします。
49	資料-1 事業契約書(案)	9	2	22	2		業績等の監視及び改善要求措置	実地での確認につきまして、「事前に通知したうえで、」又は「本事業の実施を妨げない範囲で、」との条件の追加は可能でしょうか。	原文通りとします。
50	資料-1 事業契約書(案)	9	2	22	4		業績等の監視及び改善要求措置	実地での確認につきまして、「事前に通知したうえで、」又は「本事業の実施を妨げない範囲で、」との条件の追加は可能でしょうか。	No. 49の回答を参照してください。
51	資料-1 事業契約書(案)	9	2	25	1		費用負担等	試運転で使用後、施設内に残ったA重油及びJET燃料の在庫分の調達費用は本事業とは別に海上保安庁殿にご負担いただけるとの認識でありますが、間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、成分分析を行い、品質が保たれていることを条件とします。
52	資料-1 事業契約書(案)	10	2	27	3		許認可の取得等	貴庁が負担する合理的な増加費用について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	資料-1 事業契約書(案)	10	2	27			許認可の取得等	許認可によって選定企業が取得する必要があるため、同条1、2、4、5、6項記載の「事業者」を「事業者又は選定企業」と読み替えることは可能でしょうか。また、契約書全文において、同様に選定企業が主体的に行う業務については、「事業者」を「事業者又は選定企業」と読み替えることは可能でしょうか。	事業契約締結は事業者と行うため、選定企業で読み替えることはできません。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
54	資料-1 事業契約書(案)	10	2	28	1		保険の付保等	第28条第2項も含め、「事業者は、自らの責任と費用負担により、」とありますが、第15条の各選定企業においても保険の付保が可能と理解してよろしいでしょうか。(資料-1-1 P F I 事業者が付す保険 第1の説明にも「P F I 事業者又選定企業は、」との記載あり)	ご理解のとおりです。
55	資料-1 事業契約書(案)	10	2	28	1		保険の付保等	「第28条 事業者は、自らの責任と費用負担により、本事業に関して、別紙3に定める保険に加入しなければならない。」とありますが、一般的な石油製品保管業務では保管業者は善管注意義務による石油の適切な保管を行うものであり、その中で発生した石油製品の品質劣化等は所有者側が負うべき責任となっております。今回、維持管理・運営を受託する管理会社が保険付与する内容に、お預かりする石油製品(海上保安庁所有物)の品質変化等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	資料-1 事業契約書(案)	11	2	32	1		要求水準の変更	当該書面を受領した日から14日以内に、引渡し遅延の有無、事業費の変動の有無を検討し、通知するとなっておりますが、変更内容によっては期間が短く対応が難しいため、内容により期日は調整させて頂くことは可能でしょうか。	協議によるものとします。
57	資料-1 事業契約書(案)	11	2	33	2		要求水準の変更による措置	貴庁の責めに帰すべき事由により貴庁が負担する合理的な増加費用には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	資料-1 事業契約書(案)	12	2	33	3		要求水準の変更による措置	法令等の変更または不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合は、引渡予定日を変更できるとのことですが、合わせて運営・維持管理期間、または事業終了日の変更もして頂けるとの理解で間違いございませんでしょうか。	引渡予定日の変更による運営・維持管理期間の変更はありますが、事業終了日の変更はありません。
59	資料-1 事業契約書(案)	12	2	33	3		要求水準の変更による措置	法令等の変更または不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合は、引渡予定日を変更できるとのことですが、それに伴い、運営・維持管理期間や事業終了日も変更になる場合においては、運営・維持管理期間の事業費について貴庁と事業者で協議し、合意をするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	資料-1 事業契約書(案)	12	2	33	5		要求水準の変更による措置	設計図書の変更に伴う費用は、海上保安庁の負担との理解でよろしいでしょうか。	当庁の責めに帰すべき事由により変更したものは当庁負担とします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
61	資料-1 事業契約書(案)	12	2	33	6		要求水準の変更による措置	業務実施計画書等の変更に伴う費用は、海上保安庁の負担との理解でよろしいでしょうか。	当庁の責めに帰すべき事由により変更したものは当庁負担とします。
62	資料-1 事業契約書(案)	12	2	34	1		臨機の処置	「この場合、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ海上保安庁の意見を聞かなければならない」とありますが、“災害防止等のために臨機の措置が必要がある”状況であると“認める”主体は、事業者側であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	資料-1 事業契約書(案)	12	2	34	1		臨機の処置	「この場合、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ海上保安庁の意見を聞かなければならない」とありますが、このときの“海上保安庁の意見”を問う先は、現地の海上保安庁職員でしょうか。	本事業実施時における緊急に関する連絡体制表のとおりとなります。
64	資料-1 事業契約書(案)	12	2	34	4		臨機の措置	臨機の措置において貴庁が負担する費用には合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	資料-1 事業契約書(案)	12	2	34	4		臨機の措置	臨機の措置において、事業者が事業の範囲で負担することが明らかに適当でないと思われる部分については海上保安庁が負担するとのことですが、適当でないと思われる基準や具体的な支払い手続き方法をお示しください。	協議によるものとします。
66	資料-1 事業契約書(案)	12	2	35	1		第三者に生じた損害	通常避けることのできない騒音などを含み第三者に損害を及ぼした場合には、事業者が当該損害を賠償する規定となっていますが、事業者としてこのリスク負担は過大であり、事業の破綻につながりかねず困難と思慮します。事業者に善管注意義務違反があった場合に限定したり、事業者が合理的な対策を実施していた場合には、損害の負担について海上保安庁と協議可能としていただけませんか。	協議可能とします。
67	資料-1 事業契約書(案)	12	2	35	1		第三者に生じた損害	“通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合に、直ちに海上保安庁に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する”と記載するように理解しておりますが、「通常避けることのできない」の状態の事例や程度についてお示しいただけますか。	その都度協議のうえ判断します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
68	資料-1 事業契約書 (案)	12	2	35	1		第三者に生じた損害	“通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合に、直ちに海上保安庁に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する”と記載するように理解しておりますが、これでは、第三者が「損害である」と事業者や海上保安庁に訴えかけたものすべてを直ちに損害賠償する責務を事業者が負うようになりますので、「賠償することが最もであると、甲乙と第三者で協議のうでで判断できるものに限り」と条件を付していただけないでしょうか。	第三者から「損害である」と訴えがあった場合においてもその損害が本事業が起因するかどうかを判断する必要があり、直ちに損害賠償するものではないと考えるため、条件を付さなくても協議のうでで判断できるものとします。
69	資料-1 事業契約書 (案)	12	2	35	1		第三者に生じた損害	“通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合に、直ちに海上保安庁に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する”と記載ありますが、“ただし、事業者の善良な管理者としての注意をもって避けることのできない損害についてはこの限りではない。”との条件を付していただくことは可能でしょうか。	不可とします。
70	資料-1 事業契約書 (案)	12	2	35	2		第三者に生じた損害	海上保安庁が第三者に対して金銭を支払った場合には、事業者が金額を海上保安庁に対して補償すると記載がある一方で、別紙3（資料1-1 PFI事業者が付す保険）で事業者が付すべき保険として第三者賠償保険がありますので、海上保安庁にて第三者に対して金銭を支払う場合には、事前に、事業者に対して保険支払いの可否の照会をして頂けるとの理解で合っていますでしょうか？	ご理解のとおりです。
71	資料-1 事業契約書 (案)	12	2	35	3		第三者に生じた損害	貴庁が負担する合理的な増加費用について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	資料-1 事業契約書 (案)	12	2	36	2		法令変更による措置	要求水準による変更または増加費用の負担等については協議事項となっておりますが、原則、海上保安庁負担との理解でよろしいでしょうか。	第36条の記載のとおりです。
73	資料-1 事業契約書 (案)	13	2	36	4		法令変更による措置	貴庁が負担する一、二における合理的な増加費用について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	資料-1 事業契約書 (案)	13	2	37	5		不可抗力による措置	当該条項では、不可抗力により施設引渡予定日を変更することですが、合わせて事業終了日および運営・維持管理期間、その事業費の変更についても変更が行われるとして頂けますでしょうか？	No. 58の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
75	資料-1 事業契約書 (案)	14	2	38	3		中断による措置	貴庁の責めに帰すべき事由により貴庁が負担する合理的な増加費用には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	資料-1 事業契約書 (案)	14	3	39	1		設計・施工工程表	確認を受けるとありますが、提出をして設計・施工工程表を受け取って確認いただくまでを”施設整備業務に着手する前日までに”行えばよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	資料-1 事業契約書 (案)	14	3	39	1		設計・施工工程表	確認を受けるとありますが、海上保安庁で確認に必要な期間は何日程度かかりますか。	5開庁日程度必要となります。
78	資料-1 事業契約書 (案)	14	3	40			事業費内訳書等	令和5年9月30日までに基準となる内訳を確定させるとありますが、この期限が令和5年9月30日に設定されている理由はなにかあるのでしょうか。	要求水準書等の変更等による本事業にかかる予算の増額要求をする必要があった場合を想定した期日を設定しています。
79	資料-1 事業契約書 (案)	14	3	40			事業費内訳書等	令和5年9月30日までに基準となる内訳を確定させるとありますが、設計を終えて施工中の期間であると推察しており、この日以降に露見する施設費増額や、維持管理・運営費の増額予測について認知した場合の事業者側の必要対応と海上保安庁の対応についてもお示しいただけますと幸いです。	その都度協議のうえ、必要な対応を示します。なお、増額だけでなく減額も含まれます。
80	資料-1 事業契約書 (案)	14	3	41	1		要求水準の確認	設計業務に着手する前に要求水準確認計画書を提出とありますが、基本協定書や事業契約締結と同時に設計業務を開始するとの理解であり、着手前に提出は幾分か難しく、ましてや海上保安庁で確認までを完了させるのは困難かと考えるのですが、この設計水準確認計画書については、着手開始から14日以内に変更いただけないでしょうか。	提案書作成時において要求水準を満たしていること確認している状態ですので、原文通りとします。
81	資料-1 事業契約書 (案)	15	3	42	2		事業敷地の確保等	事業敷地を事業者が本事業を実施するために使用できる状態にするとありますが、事業契約日から直ちにその状態となりますか。現地説明会で、国事業のコンクリート基礎が残ると説明があったものと理解しており、期間を事業契約書でもご明示いただくことが望まれるものと理解しております。	特定資料として提供し、事業契約時において明示します。
82	資料-1 事業契約書 (案)	15	3	43			関係資料等の貸与	関係資料とは、事業契約締結後に公開される資料についてであるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	資料-1 事業契約書 (案)	15	3	43	4		関係資料等の貸与	事業者の調査確認につきまして、事業者単体での調査が困難な場合が想定されます。この場合、調査にできる限りご協力を頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	第43条のとおりとします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
84	資料-1 事業契約書(案)	15	3	45	1		引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	貴庁の責めに帰すべき事由により貴庁が負担する合理的な増加費用には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	資料-1 事業契約書(案)	16	3	45	5		引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	一部引渡しを行う場合、仮使用のための検査費用が発生する可能性がございます。当該増加費用については、お支払いいただく維持管理・運営費に含むという認識でよろしいでしょうか。	一部引渡しは実施しません。仮に検査を行い費用が発生する場合は、本工事における施設費に含みます。
86	資料-1 事業契約書(案)	16	3	46	5		調査	貴庁が負担する合理的な増加費用について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	資料-1 事業契約書(案)	16	3	46	3		調査	実施方針別添資料3リスク分担表②設計段階(2)測量・調査リスクに記載の通り、「海上保安庁が実施した測量、調査等に不備等による損害が発生した場合」は海上保安庁がリスク負担するという理解でよろしいでしょうか。	第43条第4項によります。
88	資料-1 事業契約書(案)	17	3	2	50	3	設計図書の作成及び提出	要求水準確認報告書を基本設計完了前に提出せよとありますが、41条2項では、設計完了時に提出とあります。この設計における要求水準確認報告書は、基本設計完了時と実施設計完了時の2回提出するものでしょうか。	事業者の判断における基本設計完了時及び実施設計完了時の2回提出してください。
89	資料-1 事業契約書(案)	17	3	2	50	5	設計図書の作成及び提出	「事業者は、主要な工程又は建築物等の部分の工事を施工する前に」と前段に記載がありますが、“施工をする”に係る上で「事業者は、主要な建築物等の施工をする前に」との理解で良いでしょうか。「主要な工程を施工する前」が、いつでどれであるかの判断がつきにくいからです。	ご理解のとおりです。
90	資料-1 事業契約書(案)	17	3	2	50	5	設計図書の作成及び提出	「当該工程又は建築物等の部分の実施設計の内容について海上保安庁に対して事前に説明を行い確認を受ける」とありますが、又はと記載があるので、どちらか一方を選択して海上保安庁に説明を行えば十分でしょうか。	ご理解のとおりです。
91	資料-1 事業契約書(案)	17	3	2	50	5	設計図書の作成及び提出	「当該工程又は建築物等の部分の実施設計の内容について海上保安庁に対して事前に説明を行い確認を受ける」とありますが、この海上保安庁の確認には何日ほど時間がかかりますか。確認が交付されない限り、施工を開始できないものでしょうか。	14日程度必要となります。また、確認の通知前に施工は可能ですが、要求水準等を満たしていないと判断した場合は施工部分を変更しますのでご注意ください。
92	資料-1 事業契約書(案)	18	3	3	52	2	建設業務の実施	本件工事に着手する前に、監理技術者及び主任技術者を決定して設置し、海上保安庁に提出するとともに確認を受けるとありますが、提出するのは選任届のような任意書式でしょうか。	選任届を任意様式で提出してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
93	資料-1 事業契約書 (案)	18	3	3	52	2	建設業務の実施	本件工事に着手する前に、監理技術者及び主任技術者を決定して設置し、海上保安庁に提出するとともに確認を受けるとありますが、この海上保安庁の確認に、何日ほどお時間がかかるものでしょうか。	遅くとも5開庁日までに確認します。
94	資料-1 事業契約書 (案)	18	3	3	52	4	建設業務の実施	工事着手時にあらかじめ工事着手届を提出し、確認を受けるとありますが、この海上保安庁の確認に、何日ほどお時間がかかるものでしょうか。	遅くとも5開庁日までに確認します。
95	資料-1 事業契約書 (案)	18	3	3	54	1	実施工程表	実施工程表と進捗状況報告書に記載の出来高予定が5パーセントを超えて乖離時に報告書の提出とありますが、月1回算出する月末時点での想定出来高差でよいでしょうか。進捗状況報告書の提出自体が月末日のため、月末日の出来高は想定にならざるを得ません。	本件工事着手前に提出した実施工程表と進捗状況報告書の月末日時点における出来高行程表にて提出してください。
96	資料-1 事業契約書 (案)	19	3	3	55	1	建設業務の管理	本件工事に着手する前に、総合施工計画書、工種別施工計画書、品質管理計画書を提出して確認を受けるとありますが、この海上保安庁の確認には何日ほど時間がかかりますか。確認に対する回答や開始許可が海上保安庁から示されない限り、施工を開始できないものでしょうか。	No. 91の回答を参照ください。
97	資料-1 事業契約書 (案)	19	3	3	55	1	建設業務の管理	本件工事に着手する前に、工種別施工計画書を提出して確認を受けるとありますが、工種別施工計画書は、全工種を、本件工事の最初の着手前に取り揃えて提出することが難しいため、各工種の工事着手前の提出と確認で良いでしょうか。	別途協議事項とします。
98	資料-1 事業契約書 (案)	19	3	3	57	1	中間確認	中間確認は、本件工事の中間に1度だけでしょうか。複数回求められる場合、14日前から中間確認に備えて中間確認に向けた準備を事業者で行うとなると、工程スケジュールにも影響を及ぼすためです。	1度ではなく、複数回行う場合があります。
99	資料-1 事業契約書 (案)	19	3	3	57	1	中間確認	「主要な工程に係る工事の終了時に」とありますが、この主要な工程にかかる工事の例示はできますか。この中間確認検査を想定した工程を応札時に検討しておきたいためです。	契約締結後において別途提示します。
100	資料-1 事業契約書 (案)	19	3	3	57	2	中間確認	中間確認は、本件工事の中間に1度だけでしょうか。複数回求められる場合、この破壊検査に係る費用と復旧費用についても、工事原価に影響が大きいためです。	No. 98の回答を参照ください。
101	資料-1 事業契約書 (案)	19	3	3	57	5	中間確認	破壊検査の結果、要求水準又は設計図書に適合していた場合の復旧費用については事業者の負担外としていたくことは可能でしょうか。	第57条第5項のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
102	資料-1 事業契約書(案)	20	3	4	58	1	工事監理業務の実施及び管理	本件工事に着手する前に、工事監理者及び監理主任技術者を決定して設置し、海上保安庁に提出するとともに確認を受けるとありますが、提出するのは選任届のような任意書式でしょうか。	No. 92の回答を参照ください。
103	資料-1 事業契約書(案)	20	3	4	58	1	工事監理業務の実施及び管理	本件工事に着手する前に、工事監理者及び監理主任技術者を決定して設置し、海上保安庁に提出するとともに確認を受けるとありますが、この海上保安庁の確認に、何日ほどお時間がかかるものでしょうか。	遅くとも5開庁日までに確認します。
104	資料-1 事業契約書(案)	20	3	4	58	4	工事監理業務の実施及び管理	工事監理業務報告書の提出時期が「毎月」とだけ記載あり、進捗状況報告書の提出日の「当月末」と指定があるに対して違いが見受けられますが、なにか意図がありますか。	意図はありません。 工事監理業務報告書と進捗状況報告書は同時に提出していただいて構いません。
105	資料-1 事業契約書(案)	20	3	5	60	1	事業者による完成検査	事業者による完成検査の検査内容や期間日程は、事業者で自由に設定して提案してよいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
106	資料-1 事業契約書(案)	20	3	5	61	1	海上保安庁による完成検査	海上保安庁による完成検査は、61条2項にある疑義に対する破壊確認と61条3項にある成果物の要求水準達成に向けた是正がひとつもなければ、概ねどれぐらいの日数で完了するものでしょうか。提案時における工程計画を立案するうえで参考とするため、お示しください。	第61条第1項のとおりです。
107	資料-1 事業契約書(案)	20	3	5	61	1	海上保安庁による完成検査	海上保安庁による完成検査は、61条2項にある疑義に対する破壊確認と61条3項にある成果物の要求水準達成に向けた是正が平均程度発覚した場合、概ねどれぐらいの日数で完了するものでしょうか。提案時における工程計画を立案するうえで参考とするため、お示しください。	No. 106の回答を参照ください。
108	資料-1 事業契約書(案)	20	3	5	61	5	中間確認	破壊検査の結果、要求水準又は設計図書に適合していた場合の復旧費用については事業者の負担外としていただくことは可能でしょうか。	No. 101の回答を参照ください。
109	資料-1 事業契約書(案)	21	3	63	1		引渡し	「未使用の状態」との記載がございますが、給油施設については試運転・調整等、設備の使用が必須となる為、修正をお願いできないでしょうか。	給油施設の試運転・調整等の検査の際の使用に限り、「未使用の状態」とみなします。
110	資料-1 事業契約書(案)	21	3	63	4		引渡し	所有権の登記に関する事業者の協力は、表題登記まで事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。また、登記対象は、回転翼機格納庫、船艇用品庫、給油施設監視棟でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、登記対象は整備する建築物全てです。
111	資料-1 事業契約書(案)	21	64	3			部分使用	貴庁が負担する合理的な増加費用について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
112	資料-1 事業契約書 (案)	21	3	5	64	3	部分使用	部分使用を行う場合、仮使用のための検査費用が発生する可能性がございます。当該増加費用については、お支払いいただく維持管理・運営費に含むという認識でよろしいでしょうか。	第64条第3項に示す通りです。具体的な支払等については協議によります。
113	資料-1 事業契約書 (案)	21	3	5	65	2	契約不適合責任	契約不適合の修補を請求された場合の修補の方法について、合理的な方法を事業者自ら指定して履行の追完を行う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	資料-1 事業契約書 (案)	21	3	5	65	2	契約不適合責任	「契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、引渡日から2年以内に、これを行う」とありますが、建築設備の機器、室内装飾、家具、植栽などは1年とすることが業界団体の指針とされている認識です。期間についてご再考いただけますでしょうか。	不可とします。
115	資料-1 事業契約書 (案)	21	3	5	65	2	契約不適合責任	構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分の契約不適合責任期間が10年間となっておりますが、今回の工事については新築住宅の建築ではなく品確法の対象外であり、契約不適合責任期間としては、一般的に考えても、過大かと思われますので、当該箇所について削除いただけないでしょうか。	原文通りとします。
116	資料-1 事業契約書 (案)	22	4	1	66	1	業務体制の整備	事業者は、「引渡日」、「その他要求水準書に定められる時期」または「海上保安庁が事業者との協議の上定めた時期」までに、業務実施計画書等を提出し、確認を受けなければならないとありますが、第67条1項と3項を併せて拝見するに、最初の提出確認機会は、「引渡日の90日前」までにとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	資料-1 事業契約書 (案)	22	4	1	66	1	業務体制の整備	事業者は、「引渡日」、「その他要求水準書に定められる時期」または「海上保安庁が事業者との協議の上定めた時期」までに、業務実施計画書等を提出し、確認を受けなければならないとありますが、この海上保安庁の確認にはどれくらいの日数を要するものでしょうか。	5開庁日必要です。
118	資料-1 事業契約書 (案)	22	4	1	66	1	業務体制の整備	業務実施計画書等とありますが、業務実施計画書以外に提出が求められる書類はどのようなものがありますか。	長期維持管理計画書や業務仕様書など要求水準書に定められているものが含まれます。
119	資料-1 事業契約書 (案)	22	4	1	66	2	業務体制の整備	必要となる人員の確認は、海上保安庁でどのように確認なさいますか。現地でも対面で職員それぞれの面談が必要でしょうか。	業務実施計画書等において提案による必要な人員について記載があると思いますので書面にて確認を行います。対面での面談は必要ありません。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
120	資料-1 事業契約書(案)	22	4	1	67	1	管理統括責任者等	通知して確認をうけるべき「その他海上保安庁が定める事項」とは、67条3項に記載のある事項との理解でよく、この管理統括責任者の氏名、連絡先についても、業務実施計画書等に記載して確認をうければ十分でしょうか。	ご理解のとおりです。
121	資料-1 事業契約書(案)	22	4	67			管理統括責任者等	要求水準書7ページ第3章第1節4によると、管理統括責任者は第20条に規定する総括代理人やそのスタッフとの兼任が禁じられていますが、両者の関係はそれぞれ独立・分離する必要がありますでしょうか。業務や報告・連絡の連携はできないのでしょうか。	兼任は禁止しますが、業務遂行上必要な場合は適宜柔軟に対応してください。
122	資料-1 事業契約書(案)	23	73	3			本施設等の損傷	貴庁が負担する合理的な増加費用について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	資料-1 事業契約書(案)	23	4	2	73	3	本施設等の損傷	施設の引き渡し後(運営・維持管理期間)は、所有者である貴庁にて火災保険や地震保険(共済含む)の加入をされるとの理解でよろしいでしょうか。貴庁にて保険加入をされない場合は、事業期間中の事業者での保険付保を貴庁より義務付けて頂き、資料1-1 PFI事業者が付す保険への追記をして頂けますでしょうか？	海上保安庁が保険に加入することはありません。併せてNo. 171～173の回答を参照してください。
124	資料-1 事業契約書(案)	23	4	2	74	1	給油施設の使用	ここでいう「使用開始日」は、実務上、引渡し日との理解でよいでしょうか。入札書に記載のある通り、BT0方式のため、引渡しにより所有権が海上保安庁に移転し、当然無償で海上保安庁が使用できるものと理解しております。	ご理解のとおりです。
125	資料-1 事業契約書(案)	23	4	2	74	2	給油施設の使用	ここでいう「返還」とは、BT0方式のため引渡しにより所有権が海上保安庁にすでに移転した給油施設における事業者の運営業務に際して、事業者ならびに運営企業の使用人や委託先企業職員が給油施設を利用する都度事に「元に戻す」ことを言い、この利用の都度、原状回復義務を負うとの理解でしょうか。所有権が移転しているため、「返還」の表現が適さないと考えております。	SPCが使っている執務スペース等を、事業終了時に返還することを想定しています。
126	資料-1 事業契約書(案)	24	4	2	74	2	給油施設の使用	事業契約書(案)に対する質問NO. 22において、返還方法は現状有姿との回答がありました。第二項に記載の原状回復義務は削除して頂き、要求水準書にある、事業期間終了時の水準を満たす範囲での現状有姿での返還として頂けますでしょうか。	原状回復を行う範囲について協議を行うこととします。国有財産の使用については原状回復義務が発生するため、記載については原文のままとします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
127	資料-1 事業契約書(案)	24	4	2	74	2	給油施設の使用	第2項記載の原状回復義務の範囲をお示し下さい。通常、施設・設備機器の経年劣化相当の錆等は原状回復義務には該当しないという整理ですが、例えば「事業終了により設備引渡し後、数か月間は問題なく使用が出来るもの(開放点検後のタンクなど)、または事業者が提出した補修計画等に則り翌事業年度に耐用年数が到来する備品(整備後の出荷ポンプなど)」と括弧書きのような具体的な対象物をお示しください。	別添資料5-1修繕に係る要求水準に基づき実施してください。 また、国有財産の使用における原状回復義務に該当しないものは含みません。
128	資料-1 事業契約書(案)	24	4	2	75	1	海上保安庁による検査	「各事業年度における支払対象期間の維持管理・運營業務が完了したとき」に業務完了届を提出とありますが、毎年9/30と3/31の業務完了時にジャストで提出することは困難なため、その日以降ただちに提出するとの理解で良いでしょうか。	完了時に提出して下さい。
129	資料-1 事業契約書(案)	24	4	2	76	1	事業の継続	本事業における福利厚生諸室、福利厚生サービスの定義が要求水準書にありませんが、誤記との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	資料-1 事業契約書(案)	24	4	2	76		事業の継続	福利厚生諸室等の改修若しくは模様替え、あるいは福利厚生サービスに関する記載が76条にあります。福利厚生サービスのついて要求水準書で記載が見当たらないことから、整合性をご確認頂けますでしょうか。	No. 129の回答を参照してください。
131	資料-1 事業契約書(案)	23	4	2	76	1	事業の継続	「要求水準書に定める福利厚生サービス提供業務」とは何を指すのでしょうか?	No. 129の回答を参照してください。
132	資料-1 事業契約書(案)	24	5	77	2		施設整備費の支払	貴庁が負担する合理的な増加費用について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	資料-1 事業契約書(案)	24	5	77	3		施設整備費の支払	貴庁が負担する合理的な増加費用について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	資料-1 事業契約書(案)	25	5	77	6		施設整備費の支払	貴庁が負担する合理的な増加費用について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	資料-1 事業契約書(案)	26	6	1	79	1	海上保安庁の解除権	七、八、九、十の冒頭の「本契約に関し」とは、本事業の契約に向けた2022年1月31日公告の海上保安庁事業の選定プロポーザルに対する独禁法違反・刑法違反のことを指しているとの理解でよいでしょうか。複数の選定企業にSPCから業務を委託・請負させて事業を履行する都合上、事業期間を通じて、他の案件についても、選定企業の1社でも、独占禁止法や刑法上のかかる違反と納付命令確定に伴って事業が解除されることは、事業者から見れば著しく不安定な契約であり、当件解除権の発動は厳しいものと理解しております。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
136	資料-1 事業契約書 (案)	27	6	1	79	2	海上保安庁の解除権	解除した場合には、事業者の地位などが海上保安庁が選定した第三者へ譲渡されることが記載ありますが、この第三者の選定プロセスにおいては、“事業者に融資する者”に優先的に選定できることをお認めいただけますか。「事業者に融資する者が選定し、海上保安庁が承諾した第三者を優先する」との記載に改めることで、“事業者に融資する者”が本事業における解除時のイニシアティブを持つことがわかれば、事業者に対する融資判断が容易になることも想定されるためです。	事業契約書（案）第79条第2項のとおりにしてください。
137	資料-1 事業契約書 (案)	26	6	79	1	14	海上保安庁の解除権	「国有財産無償貸付契約」とあるのは、資料1-4「事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書」のことでしょうか？	ご理解のとおりです。
138	資料-1 事業契約書 (案)	27	6	1	80	1	海上保安庁の任意による解除	任意による解除について、書面による一方的な通知ではなく、事前に協議し書面により合意した場合に変更にさせていただきますか。	原文のとおりとします。
139	資料-1 事業契約書 (案)	27	4	1	82	1	法令の変更または不可抗力による解除	「二 事業者が本事業を継続するために海上保安庁が過分の費用を要するとき」とありますが、「過分の費用」とはどれくらいの金額を想定していますか。本事業において、海上保安庁が費用の負担を認めるケースは、概ね事業者に帰責性が伴わない事象による補填の性質が強いにもかかわらず、その金額が一定金額を超過するに当たり契約を解除されることは事業者にとって一方的に不利な状態であると理解しております。	その状況により決定します。
140	資料-1 事業契約書 (案)	28	6	83	1	3	事業者の帰責事由による契約解除等の効力	SPC設立に係る費用や施設整備期間中のSPC諸経費について、協議により海上保安庁が認めた範囲については、支払いの対象としていただけると理解してよろしいでしょうか。	SPC設立にかかる費用やSPC諸経費については支払いの対象としません。
141	資料-1 事業契約書 (案)	28	6	83	1	3	事業者の帰責事由による契約解除等の効力	「実施方針等に関する質問への回答書」の「8. 事業契約書（案）に対する質問」におけるNo. 27にて、貴庁が買い取る出来形部分に、事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等は含まれないとのご回答をいただいておりますが、当該費用は出来形を構築するうえで必要な費用であることから、当該諸費用についても出来形に含めていただくよう再検討いただけないでしょうか。	不可とします。
142	資料-1 事業契約書 (案)	31	84	2			貴庁の任意による又は貴庁の帰責事由による契約解除の効力	「実施方針等に関する質問への回答書」の「8. 事業契約書（案）に対する質問」におけるNo. 27にて、貴庁が買い取る出来形部分に、事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等は含まれないとのご回答をいただいておりますが、当該費用は出来形を構築するうえで必要な費用であることから、当該諸費用についても出来形に含めていただくよう再検討いただけないでしょうか。	No. 141の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
143	資料-1 事業契約書 (案)	31	4	1	85	1	法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	「実施方針等に関する質問への回答書」の「8. 事業契約書 (案) に対する質問」におけるNo. 27 にて、貴庁が買い取る出来形部分に、事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等は含まれないとのご回答をいただいておりますが、当該費用は出来形を構築するうえで必要な費用であることから、当該諸費用についても出来形に含めていただくよう再検討いただけないでしょうか。	No. 141の回答を参照してください。
144	資料-1 事業契約書 (案)	29	4	1	85	1	法令の変更または不可抗力による解除	三において、建設中の出来形と関連する設計業務、工事監理業務の成果に対する「当該出来高部分に相当する代金(これに係る消費税等を含む)及びこれに係る再計算の利息に相当する金額」を支払うとありますが、解除時点で事業者が支払ったSPC設立費用やSPC運営費用、融資組成費用、アドバイザー費用についても支払いをいただけますか。	ご理解のとおりです。
145	資料-1 事業契約書 (案)	30	3	86	2		事業者の帰責事由による契約解除の効力	維持管理・運営費の総額の39分の2の10分の1に相当する額を違約金として支払うとございますが、維持管理・運営費の総額は税込金額という理解でよろしいでしょうか。	No. 37の回答を参照してください。
146	資料-1 事業契約書 (案)	30	6	3	87	3	海上保安庁の任意による又は帰責事由による契約解除の効力	「事業者に発生する合理的な増加費用」についても、本条第2項と同様な措置がとられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	資料-1 事業契約書 (案)	31	88	1			法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	貴庁が負担する合理的な増加費用について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	資料-1 事業契約書 (案)	32	4	1	90	5	契約終了時の事務	本契約の終了時に、海上保安庁又は海上保安庁の指示する者に引継ぎを実施することが求められていますが、SPC、そして、維持管理企業や運営企業としても、本契約終了後の令和26年3月31日以降に発生する引継ぎ対応は、それに伴う経費も発生するため、令和26年3月31日よりも以前に引継ぎを完了させることでトータルコストを削減したいのですが、いかがでしょうか。	不可とします。
149	資料-1 事業契約書 (案)	32	4	1	90	5	契約終了時の事務	本契約の終了時に、海上保安庁又は海上保安庁の指示する者に引継ぎを実施することが求められていますが、本契約終了後の令和26年3月31日以降に発生する引継ぎ対応は、それに伴う経費も発生するため、事業期間終了後に発生する費用ではありませんが、資料1-3『事業費の算定及び支払方法』における「維持管理・運営費、その他の費用」の「その他の費用」として、最終年度の海上保安庁支払に計上するという理解で良いでしょうか。	令和26年4月1日以降に引き継ぎ業務を行うことは想定していません。事業期間中に引き継ぎ業務を終えることを前提としてください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
150	資料-1 事業契約書 (案)	32	4	1	90	6	契約終了時の事務	契約終了時の手続きに関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等も事業者が負担するため、事業期間終了後に発生する費用ではありませんが、資料1-3『事業費の算定及び支払方法』における「維持管理・運営費、その他の費用」の「その他の費用」として、最終年度の海上保安庁支払に計上するという理解で良いでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
151	資料-1 事業契約書 (案)	34	9				融資団との協議	融資団との協議について規定されておりますが、海上保安庁は必要と認めた場合、第2条1項～4項の行為を行う為に融資団と海上保安庁とで直接契約を締結し、協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	資料-1 事業契約書 (案)	34	9				融資団との協議	「海上保安庁は、その必要を認めた場合には、本事業に関し、事業者に融資を行う融資団との間で協議を行う。海上保安庁がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項等を定める。」とありますが、融資団と直接協定を締結する想定との理解でよろしいでしょうか。	No. 151の回答を参照してください。
153	資料-1 事業契約書 (案)	34	9				融資団との協議	事業者の責めに帰すべき事由により、本契約上の事業者の義務の履行が不能となったことが原因で、本契約の解除に伴い海上保安庁が融資団と協議する場合に、海上保安庁の解除権の範囲は、本契約の第6章の規定の範囲に限定されますでしょうか。それ以外の抵触事項があれば、ご教示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	資料-1 事業契約書 (案)	34	9				融資団との協議	事業者に融資を行う融資団から各種質権設定（株式・保険金請求権等）を要請されることが想定されますが、質権設定は認められるのかご教示ください。	ご理解のとおりです。
155	資料-1 事業契約書 (案)	35					別紙1 契約金額の内訳	事業計画書様式A-3-1添付①を本ページに貼り付けるように記載がありますが、様式A-3は賃上げにかかる提出書類ですので誤記であり、様式A-2に関連する「事業費の内訳(収支計画)」などを添付するとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	資料-1 事業契約書 (案)	40					67 職員等	公共サービスの提供に携わる海上保安庁の職員をさすとのことですが、開庁時間において、貴庁職員は何名が施設を利用する予定かご教示ください。	別添資料4-1-2の更衣室の利用人数が常駐して利用予定です。
157	資料-1 事業契約書 (案)	46	1	1			別紙6 の定義 1. 不可抗力	竜巻も、天災に含まれますか。	ご理解のとおりです。
158	資料-1 事業契約書 (案)	46	1	1			別紙6 の定義 1. 不可抗力	隕石衝突も、天災に含まれますか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
159	資料-1 事業契約書(案)	46	1	1			別紙6の定義 1. 不可抗力	海底火山の噴火による軽石などの漂着も、天災に含まれますか。	ご理解のとおりです。
160	資料-1 事業契約書(案)	46	1	1			別紙6の定義 1. 不可抗力	2019年、2020年と猛威を振るったサバクトビバッタのような害虫や生物の大量発生も、天災に含まれますか。	ご理解のとおりです。
161	資料-1 事業契約書(案)	46	1	2			別紙6の定義 1. 不可抗力	疫病に、2020年から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症のような、地域一帯的な感染とそれに伴う感染予防措置に伴う経済停滞や流通の混乱、業務停止などもふくまれますか。	ご理解のとおりです。
162	資料-1 事業契約書(案)	46	1	3			別紙6の定義 1. 不可抗力	隣接する太陽光発電所に起因する何らかの予見できない事由についても、その他の不可抗力として認めていただけますか。	不可抗力には含みません。
163	資料-1 事業契約書(案)	46	1	3			別紙6の定義 1. 不可抗力	隣接するバイオマス発電所に起因する何らかの予見できない事由についても、その他の不可抗力として認めていただけますか。	不可抗力には含みません。
164	資料-1 事業契約書(案)	46	1	3			別紙6の定義 1. 不可抗力	船舶の衝突も、その他の不可抗力として認めていただけますか。	不可抗力には含みません。
165	資料-1 事業契約書(案)	46	1	3			別紙6の定義 1. 不可抗力	通信事業者による大規模な通信障害も、その他の不可抗力として認めていただけますか。	不可抗力には含みません。
166	資料-1 事業契約書(案)	46	1	3			別紙6の定義 1. 不可抗力	疫病に、2020年から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症のような、地域一帯的な感染とそれに伴う感染予防措置に伴う経済停滞や流通の混乱、業務停止などもふくまれますか。	ご理解のとおりです。
167	資料-1 事業契約書(案)	46	1	3			別紙6の定義 1. 不可抗力	交通渋滞も、(3) その他の不可抗力に含まれますか。	不可抗力には含みません。
168	資料-1 事業契約書(案)	46					別紙6 不可抗力による費用分担	建設地以外の地域において発生した不可抗力による生産設備等の損傷により当該工事に供する部品、製品等の納期遅れによる工事遅延も不可抗力に含まれますか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
169	資料-1 事業契約書(案)	47	3	2	1		維持管理・運營業務の損害分担	事業者が付保する保険全般において、保険金請求など保険会社との手続きの際に貴庁の支援が必要な場合には、被保険者等として手続きに関してご協力をいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	資料-1-1 PFI事業者等が付す保険						火災保険等	PFI事業者等が付す保険(案)に関する質問No.1において、「海上保安庁が付保する保険はありません」と回答がありましたが、国で加入する包括保険なども含めて、本事業に関して発注者側が加入する保険はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	資料-1-1 PFI事業者等が付す保険	2	3	1			維持管理・運營業務に係る保険	保険名称につきましては、第三者賠償責任保険のみの記載ですが、対象施設における①火災保険②施設賠償保険及び油濁賠償保険は、事業者の提案に任せるとの事でしょうか？	ご理解のとおりです。
172	資料-1-1 PFI事業者等が付す保険	3	3	1			維持管理・運營業務に係る保険	維持管理・運營業務に係る保険として、「第三者賠償責任保険」の付保を条件とされておりますが、これは最低限度の保険付保との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	資料-1-1 PFI事業者等が付す保険	3	3	1			維持管理・運營業務に係る保険	火災保険並びに油濁賠償責任保険について、これらの保険付保は事業者側の負担となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	資料-1-1 PFI事業者等が付す保険	3	3	1			維持管理・運營業務に係る保険	タンク内で保管している燃料や施設等は海上保安庁に所有権がある為、火災保険並びに油濁賠償責任保険の付保は海上保安庁の負担との理解でよろしいでしょうか。	No.173の回答を参照してください。
175	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	5	2	3	3		随時モニタリング	「職員等からの苦情があった場合」とありますが、ここに記載されている職員とは用語の定義の通り、本施設における公共サービスの提供に携わる海上保安庁職員との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	5	2	3	3		随時モニタリング	「その他海上保安庁が必要と認めるとき」とありますが、具体的に想定される事象をお示し願います。	維持管理・運營業務に疑義が生じたときを想定しています。
177	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	6	2	3	4		実地における確認	「事業者は、海上保安庁の実地における確認に必要な協力を行う」とありますが、事業者の協力する事柄を具体的にお示し願います。	その都度必要な協力内容をお伝えします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
178	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	7	3	1	1		施設整備の提案等の未達による減額等	施設整備費の減額に加え、同額の違約金の請求を行うことが出来るとありますが、他のPFI案件と比しても一般的な建付けとは言い難く、実質的には海上保安庁側の二重取りのような状況になること、また、事業遂行への影響が大きいと考えられることから、違約金の請求は削除して頂けませんかでしょうか。	原文通りとします。
179	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	7	3	1	2		経営管理、維持管理・運営に係る提案等の要求水準の未達成による減額等	「～当該内容に係る維持管理・運営費及びその他の費用の減額を行い、さらに、当該部分に係る維持管理・運営費及びその他の費用の減額と同額の違約金の請求を行うことができる。」と記載があります。モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	原文通りとします。
180	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	7	3	1	2		経営管理、維持管理、運営の要求水準等の未達による減額等	維持管理、運営及びその他の費用の減額に加え、同額の違約金の請求を行うことが出来るとありますが、他のPFI案件と比しても一般的な建付けとは言い難く、実質的には海上保安庁側の二重取りのような状況になること、また、事業遂行への影響が大きいと考えられることから、違約金の請求は削除して頂けませんかでしょうか。	原文通りとします。
181	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	8	3	2	2		表1 減額算定及び罰則点付与に係る支払区分	運営費の燃料在庫管理業務において入荷量と出荷量を指し引いた在庫量の減耗率をお示し願います。	減耗率は示しません。
182	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	11	3	2	6		支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合	「～業務不履行が継続している場合は、施設整備費の支払の留保を行う」と記載がありますが、SPCは施設整備費の入金を前提にした資金計画に基づき運営を行うため、施設整備費の支払が留保されると、プロジェクトファイナンスによって借り入れたローンの元利金弁済が滞り、SPCの資金繰りに支障をきたすおそれがあります。また、留保される金額を別途積み立てておく対応手法をとった場合でも、その原資は資本金や事業者劣後融資等で手当てすることとなり、結果として、入札における提案価格の上昇に繋がるため、当該留保の記載は削除を検討いただけないでしょうか。	「不可です。」
183	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	11	3	2	6		支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合	「～年度末には留保している施設整備費を支払うものとするが～」とありますが、留保される期間は最大で年度末までの1年間との認識で間違いありませんでしょうか。	No. 182の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
184	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	11	3	2	6		支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合	「～年度末には留保している施設整備費を支払うものとするが、施設整備費支払日から業務不履行の終了日までを支払留保期間とし、支払留保期間は翌期の支払時期に持ち越す。」とありますが、施設整備費支払日は原則年1回であり、支払日のタイミングで業務不履行が継続していた場合、当該1年分の施設整備費支払の支払いが年度末まで繰り延べられるとの理解でしょうか。 また、支払留保期間と施設整備費の留保額および支払タイミングの関係性に理解が及ばず、恐縮ですが当該規定の詳細な主旨をご教示いただきたく存じます。	No. 182の回答を参照してください。
185	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	11	3	2	6		支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合	「～年度末には留保している施設整備費を支払うものとするが、施設整備費支払日から業務不履行の終了日までを支払留保期間とし、支払留保期間は翌期の支払時期に持ち越す。」とありますが、この文言の趣旨は以下のような解釈で間違いはないでしょうか。 施設整備費支払いは毎年度4月に支払われると前提を置いたとき、例えば、2025年1月末～2026年4月末までの15か月間業務不履行となった場合、2025年3月末には留保されている施設整備費はなく、2025年4月に支払われる施設整備費が2026年3月末まで留保され、2026年3月末に2025年4月支払い分が支払われるとともに、2026年3月末が施設整備費支払日となり、そこから業務不履行の終了日となる2026年4月までの1か月間が支払留保期間となるため、2026年4月に支払われるはずだった施設整備費は1か月後の2026年5月に支払われるとの認識で間違いはないでしょうか。	No. 182の回答を参照してください。
186	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	2	1	1	1	1	施設費	事業者の開業に伴う諸費用とありますが、ここでいう開業は、特別目的会社の“会社設立時”のことであり、事業契約の締結日よりも幾分か早い特別目的会社の開業に伴う諸費用も、施設費を含むものであるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	2	1	1	1	1	表1 事業費の内訳	「事業者の開業に伴う諸費用」とは具体的にどのような費用を想定されていますでしょうか。特別目的会社の設立費用や、運転開始に至るまでの準備コストといった、所謂企業会計の「創立費」及び「開業費」と同様のものであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	2	1	1	1	2	割賦手数料	割賦基準廃止に伴い消費税還付を得られないことから、PFI事業者は消費税込み施設整備費相当額を金融機関から借入れるため、割賦手数料については税込みの施設費を割賦元本として計算されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
189	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	2	1	1	1	2	割賦手数料	施設費の割賦手数料に関して、施設費に係る消費税が一括で支払われず、割賦払いの都度消費税が支払われる場合、消費税を含んだ金額を割賦元本として割賦手数料を算出する認識でよろしいでしょうか。※割賦元金に係る消費税及び地方消費税に関して、施設の引渡し年度に一括してSPCが支払う必要があるため、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借入する必要があり、借入利息分、プロジェクトコストを圧迫することになります。	No. 188の回答を参照してください。
190	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	2	1	1	1	2	割賦手数料	基準金利について、20年の固定金利の場合、資金調達に係る利息の上昇につながり、事業費の増加要因となりますので、10年目での改定をご検討いただけますでしょうか。	基本的に割賦金利の見直しは想定していません。
191	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	3	1	2			事業費の内訳 給油施設に係る運営費 長期修繕計画策定・実施費	屋外貯蔵タンクの補修費用について、一般的な腐食等を考慮し合理的な設計をしたにも拘らず、タンクの開放検査の結果、著しい腐食等により想定を大きく超える補修（本体材の更新や溶接線の入替等）が必要になった場合は周辺環境等による施設の劣化リスクとしてその費用を海上保安庁殿にご負担いただくことが本事業費を抑える為に有効だと考えますが、上記のリスクをご負担いただくことは可能でしょうか。	ご質問のリスクは事業者が負担することとします。
192	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	3	1	2			事業費の内訳 給油施設に係る運営費 長期修繕計画策定・実施費	屋外貯蔵タンクの開放検査及び検査結果に伴う補修は長期修繕計画の実施費と認識しておりますが、検査結果にて一般的と考えられる範囲を超えた著しい腐食等により想定を大きく超える補修（本体材の取替や溶接線の入替等）が必要になった場合も考慮し事業費を算定した方がよろしいでしょうか。又は、上記の様な場合は周辺環境等に起因し、事業者に責を帰す事のできない不可効力に含まれると考えてよろしいでしょうか。	想定を大きく超える補修の考慮した費用算定は事業者提案としますが、周辺環境等に起因するものは要求水準を満たしていれば、ご質問のような状況は発生しないものと思われますので事業者に責を帰すべき事由にあたると思います。
193	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			表1 事業費の内訳	施設整備費の施設費における「・建設工事費」や「・事業者の運営費の一部」、「・その他施設整備に関する初期費用と認められる費用等」のいずれかに、入札提案時に露見する予定していなかった設計変更に対応するための”設計変更のための建設予備費用”として、費用を計上することは可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
194	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			表1 事業費の内訳	表1 事業費の内訳における「回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理費」で、「長期修繕計画策定・実施費」に、「・本施設に係る修繕業務費用」との記載がありますが、海上保安庁との協議によって合意された修繕工事内容について、維持管理企業の職員の施工管理対応費と考え、修繕工事費自体は含まないものと解釈してよろしいでしょうか。	修繕業務費用は、修繕工事費用を含むものと理解してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
195	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			表1 事業費の内訳	「事業者の開業に伴う諸費用」に、本事業の公募にかかる提案資料の作成費を計上できますか。それともこれらは「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」に含まれますでしょうか。	公募にかかる費用の一切は、本事業の事業費として計上できません。
196	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			表1 事業費の内訳	「事業者の開業に伴う諸費用」に、本事業の公募にかかるキャッシュフローモデルの構築費用を計上できますか。それともこれらは「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」に含まれますでしょうか。	No. 195の回答を参照してください。
197	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			表1 事業費の内訳	「事業者の開業に伴う諸費用」に、本事業の公募にかかるリスクレポート取得費用を計上できますか。それともこれらは「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」に含まれますでしょうか。	No. 195の回答を参照してください。
198	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			表1 事業費の内訳	「事業者の開業に伴う諸費用」に、本事業にかかるプロジェクトファイナンス組成に必要な会計税務や法務、技術などのデューデリジェンス費用は計上できますか。それともこれらは「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」に含まれますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
199	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			表1 事業費の内訳	「その他の費用」に含まれる「事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）」とは本施設に係る維持管理費、運営費に係るサービスを提供する事に対する事業者が得る利ざや部分という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
200	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			表1 事業費の内訳	「割賦手数料」に含まれる「事業者の税引前利益の一部」とは基準金利に加える事業者提案の利ざやを、資金調達に必要な融資等に係る金利よりも大きく設定することで、得る利益を指すという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
201	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			事業費の内訳 表1 事業費の内訳	欄外の※に「給油施設の定期開放点検にかかる費用は、業務量の実績に応じた対価を支払う」とありますが、P-7の第2章3(2)②イ 固定的経費の項目にも、「給油施設の開放点検に係る費用」の記載があり、様式A-2 添付①にも、「給油施設保守化管理業務(タンクの解放点検のみ)」とあり、さも“事業費の合計金額として記載が求められ、入札金額に含まれる”かのような表現も見られますが、給油施設の定期解放点検に係る費用は、発生年度(支払期間)に、実績精算との理解で良いでしょうか。	開放点検にかかる費用は事業費に含まれます。当該費用については、維持管理費用に含まれますので提案時に実施時期を記載してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
202	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			事業費の内訳 表1 事業費の内訳	欄外の※に「給油施設の定期開放点検にかかる費用は、業務量の実績に応じた対価を支払う」とありますが、P-7の第2章3(2)②イ 固定的経費の項目にも、「給油施設の開放点検に係る費用」の記載があり、様式A-2 添付①にも、「給油施設保守化管理業務(タンクの解放点検のみ)」とあり、さも“事業費の合計金額として記載が求められ、入札金額に含まれる”かのような表現も見られますが、給油施設の定期解放点検に係る費用の実績に応じた対価の支払方法は、事業者でかかった費用を証拠とともに海上保安庁にご報告し、その金額を支払いいただけたとの理解でよいでしょうか。	No. 201の回答を参照してください。
203	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			事業費の内訳 表1 事業費の内訳	欄外の※に「給油施設の定期開放点検にかかる費用は、業務量の実績に応じた対価を支払う」とありますが、P-7の第2章3(2)②イ 固定的経費の項目にも、「給油施設の開放点検に係る費用」の記載があり、様式A-2 添付①にも、「給油施設保守化管理業務(タンクの解放点検のみ)」とあり、さも“事業費の合計金額として記載が求められ、入札金額に含まれる”かのような表現も見られますが、この開放点検に係る費用も、入札金額を構成する事業費に含まれ、操業評価値を算出するための入札価格に含めるものでしょうか。その場合、この「給油施設の定期開放点検にかかる費用は、業務量の実績に応じた対価を支払う」との記載は、何を示されてものでしょうか。	No. 201、202の回答を参照してください。
204	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4	1	2			事業費の内訳 表1 事業費の内訳	その他の経費に記載のある「・業者の運営費(人権、事務費、保険料等の一部)」の、「業者」とは、どの企業をさすものでしょうか。「業者」という表記はここでしか見られないため、資料-1 事業契約書(案)における別紙2 用語の定義において規定された各企業のうち、どれらにあたるかでお示しいただけますと幸いです。それとも、「事業者」のタイプミスでしょうか。	正しくは、「事業者」です。
205	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	5	2	3	1	1	施設整備費	施設整備費の初回の支払は施設費(割賦原価)のみであり、割賦手数料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	5	2	3	1		施設整備費	元金均等方式で支払うとありますが、続く①には“支払額が均等になるよう”とあり、「元利均等払い」と「元金均等払い」のどちらを採用するのが正でしょうか。元金均等払いだと利息が支払ごとに変動するとの理解をしております。	資料-1-3に記載のとおり「元金均等方式」です。
207	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	5	2	3	1		施設費	試運転で使用後、施設内に残ったA重油及びJET燃料の在庫分の調達費用は本事業とは別に海上保安庁殿に支払いいただけたとの認識でおりますが、その条件等を追記頂けないでしょうか。	No. 51の回答を参照してください。 また、条件等の追記はしません。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
208	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	5	2	3	1		施設費	施設引渡しの際、試運転で使用後、施設内に残ったA重油及びJET燃料の在庫分の調達費用は別途精算頂けるとの認識でおりますが、お支払いの期日はいつ頃でしょうか。	協議によるものとします。
209	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	5	2	3	1	2	割賦手数料	「基準金利は、東京時間午前10時30分に、Eikon上でページ<17143>に公表される東京スワップレート（TONA参照）の20年のテナーとする。」と記載がありますが、ページ17143は従前のTSRのページですので、当該部分を修正いただけないでしょうか。 （例）「基準金利は、Refinitivより提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）として「JPTSRTOA=RFTB」に掲示されているTONAベース20年もの（円／円）金利スワップレートとする。」	「東京時間午前10時30分に公表される東京スワップレート（TONA参照）の20年のテナーとする。」とします。
210	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	2	1	1	1	2	割賦手数料	割賦手数料の算出に必要な基準金利を第2章3（1）①に示すとありますが、対象の記載箇所には、本施設引渡日の2銀行営業日前の日に確定するとあり、確定日のお示しのみが示されているだけで、入札価格算定時の基準金利が具体的に示されていないように拝見しておりますが、入札時の金額評価の基準となる基準金利は、どのようにお示しいただけますか。それとも、公告日の令和4年1月31日の東京時間午前10時30分に、Eikon上でページに<17143>に公表される東京スワップレート（TONA参照）の20年テナーを、ひとまず応札時の基準金利として使用すると理解でしょうか。	No. 7、209の回答を参照してください。
211	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	2	1	1	1	2	割賦手数料	割賦手数料の算出に必要な基準金利を第2章3（1）①に示すとあり、対象の記載箇所には、「令和4年1月31日の東京時間午前10時30分に、Eikon上でページに<17143>に公表される東京スワップレート（TONA参照）の20年テナー」を基準金利とするとありますが、もし、令和4年1月31日の当該時間のレート値を応札時の基準金利とする場合、間違いの防止の観点から、採用された数値を、海上保安庁から公開いただけないでしょうか。	No. 7、209の回答を参照してください。
212	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	6	2	3	2	2	給油施設に係る運営費	ア 変動的経費では、巡視船への給油業務、燃料搬入業務それぞれについて事業者が提案する1回あたりの単価に、対象期間中の実際回数に乗じた額を支払うとありますが、対象期間中に給油業務、搬入業務が無かった場合は、支払いは発生しないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおり、変動的経費の支払いは発生しません。
213	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	6	2	3	2	2	給油施設に係る運営費	ア 変動的経費では、要求水準書に規定する日、業務時間帯以外の夜間・日祝日での給油・受入業務を実施した場合は、別途精算する。（本事業契約外で精算する。）とありますが、具体的には、どの様な支払い契約及び支払方法になりますでしょうか？ ① 別途精算に係る原資は、本PFI事業の債務負担行為以外の予算措置で行われると理解して宜しいでしょうか？ ② ①の場合、本PFI事業の範囲外の支払いとなるため、貴庁から給油施設の運営担当企業に直接支払いがなされると理解して宜しいでしょうか？	①ご理解のとおりです。 ②別途契約のうえ、事業者を支払います。 運営担当企業についても事業者としての人格と認識しています。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
214	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	6	2	3	2	2	変動的経費	「(本事業契約外で精算する)」とありますが、事業者(SPC)と発注者間で別途契約を締結することになるのでしょうか。また、SPCを介せず、運営企業と発注者間で直接精算することは可能でしょうか。	No. 214の回答を参照してください。
215	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	6	2	3	2	2	給油施設に係る運営費	「給油施設に係る運営費についても、本施設使用開始日以降事業期間にわたり、年2回、全39回の支払とする。各回の支払額については、事業者が提案する点検・修繕・維持管理計画に応じたものとし、支払額の平準化は求めない」とありますが、開放点検費の支払い費用は金額も大きく、運営者側の費用負担が重くなる為、通常の運営費の支払とは別に工事実施後の実績に応じて個別請求することが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業提案時には開放点検費及び点検の実施時期を記載してください。
216	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	6	2	3	2	2	給油施設に係る運営費	別紙では時間外及び休日作業にかかる柔軟な対応を求められていますが、法定拘束時間を平日(土曜日含む)8:30-17:00と定めている中、時間外作業や休日作業は追加費用として事業者と別途具体的な料率等を取り決めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	6	2	3	1	3	施設整備費にかかる消費税	施設整備費にかかる消費税を、「施設費の区分毎に、その相当額を支払期毎に算定」した金額を入札時に提案書に記載し、その金額分を毎期事支払うとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	6	2	3	1	3	施設整備費にかかる消費税	令和3年10月18日に公開された『事業費の算定及び支払方法(案)』にて示された“③施設整備費に係る消費税”の支払い方法については、「消費税等(消費税及び地方消費税)については、①施設費の区分毎に、その相当額を算定し、①施設費にかかる消費税については令和6年度の本施設の引渡が完了し、海上保安庁の完了検査後に、海上保安庁が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に一括して支払う。」と記載あったものが、「施設費の区分毎に、その相当額を支払期毎に算定する」と変更となった経緯をお示しいただけますか。事業者の資金調達コストが上昇することは、海上保安庁が支払うサービス対価の上昇に直結するため、事業費全体を上昇させ、国民に負担を強いる決定だと推察しております。	当庁における予算確保にて消費税についても割賦払いとしていることから一括して支払う記載を削除したものです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
219	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	6	2	3	1	3	施設整備費にかかる消費税	令和3年10月18日に開示された『資料3 事業費の算定及び支払方法(案)』では、P-5第2章1に「ただし、施設費にかかる消費税については令和6年度の本施設の引渡が完了した時点で一括して支払う。」との一文がありました。公告時に開示された本資料では、その文言が削除されており、また、P-7の第2章3(1)③でも、「消費税等(消費税及び地方消費税)については、①施設費の区分毎に、その相当額を支払期毎に算定する。」と記載されています。「施設整備費に係る消費税」は引渡時の一括支払から、事業期間に渡る分割払いに変更になった理由はなにかあるのでしょうか。	No. 218の回答を参照してください。
220	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	7	2	3	2	2	ア 変動的経費	巡視船への給油業務と燃料搬入業務のそれぞれについて、1回当たりの単価を示すような記載に読み取れますが、提案書上、この1回あたりの単価は、どの書式に記載をしますか。	様式A-2に記載してください。併せて、様式A-2添付②の「算定根拠」欄にも計算の過程が分かる算式を記載してください。
221	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	7	2	3	2	2	ア 変動的経費	巡視船への給油業務と燃料搬入業務のそれぞれについて、1回当たりの単価を決めて、この単価に基づいて、「巡視船への給油業務」はその単価に15回×12か月分、「燃料搬入業務」についてはそれぞれの単価(A重油受入れとJET-A1燃料)にそれぞれの回数(3回・4回)を乗じて12か月分を計算し、様式A-2の「巡視船への給油業務」と「燃料搬入管理業務(タンクへの荷入れ)」の欄に記載していくとの理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
222	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	7	2	3	2	3	その他の費用	P-4の第1章 2 事業費の内訳 表1 事業費の内訳で示された「その他の費用」に、「・業者の運営費(人権、事務費、保険料等の一部)」と「・事業者の税引き前利益(割賦手数料に計上される部分を除く)」とありますが、[維持管理・運営費、その他の費用]のなかでこの費用だけ、毎回均等払いとなる理由をお示しいただけますか。	維持管理・運営業務を実施する中でSPCを運営する費用については変動しないものとしているためです。
223	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	7	2	3	2	3	その他の費用	P-4の1章 2 表1 事業費の内訳で示された「その他の費用」に、「・業者の運営費(人権、事務費、保険料等の一部)」と「・事業者の税引き前利益(割賦手数料に計上される部分を除く)」とありますが、割賦手数料を除いて、事業者としての特別目的会社に生じる税引き前利益が想定しづらいのですが、どのような利益を費用として計上してよいか、事例があればお示しいただけますか。本件のPFIスキームでは、実施業務以外の民間任意事業などは認められていないと理解しており、割賦手数料以外の利益は事業者が生じないものと考えております。	事業者の内部収益率を一定以上確保できるよう計上してください。
224	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	7	2	3	2	4	維持管理費・運営費・その他の費用にかかる消費税等	維持管理・運営費・その他の費用に掛かる消費税等は法改正等により税率が変更となれば自動的に変更されるとの理解でよろしいでしょうか。(事業期間20年における税制度変更リスクを考慮しての質問とご理解下さい)	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
225	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	7	2	3	2	4	維持管理費・運営費・その他の費用にかかる消費税等	事業者側法人税や事業税等の法改正による変更がなされた場合には、変更協議に応じて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。(事業期間20年における税制度変更リスクを考慮しての質問とご理解下さい)	法人税、事業所税については協議を行いません。
226	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	8	3				入札価格及び落札価格との関係	「入札価格は、事業費を構成する施設整備費、維持管理・運営費、その他の費用全ての見積価格の合計」と記載ありますが、表1の事業費の内訳の欄外※にあるように、給油施設の定期開放点検にかかる費用は、業務量の実績に応じた対価を支払うとのことで、この入札価格に含まないとの理解でよいでしょうか。	No. 201の回答を参照してください。
227	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	8	3				入札価格及び落札価格との関係	「入札価格は、事業費を構成する施設整備費、維持管理・運営費、その他の費用全ての見積価格の合計」と記載ありますが、第2章3(2)②のア変動的経費に記載のある通り、1回あたりの単価を事業者提案するため、回数や総量が不定のため、入札価格に含まないとの理解でよいでしょうか。	資料-1-3 3(2)②ア「変動的経費」に記載の条件に基づき提案してください。
228	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	8	5	2			施設整備費の物価変動に基づく改定	事業契約書案第31条第1号に対応した内容の追記をいただけますでしょうか。	事業契約書 第31条第1項第1号に記載の事項については、対応します。
229	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	8	5	3	1		対象となる費用	「翌年度に対価の支払いがある費用」とありますが、異なる大きさの巡視船への給油作業、受入タンカー船のサイズが異なる(更なる大型化)事が想定され、頻度や海上荷役作業の拘束時間が大きく変動します。作業回数で費用を算定する事にやや無理があるかと存じますが、運営開始後、実態に即した料率への変更(キロリットル当たり等)に変更を協議する事は可能との理解でよろしいでしょうか。	不可とします。
230	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書(案)	1	2				対象物件	事業契約で定義される「事業敷地」に対応するのは「対象物件」のうち、どの範囲となりますでしょうか。海上保安庁様は、事業契約第42条第2項で「事業敷地」を使用することができる状態にする義務を負っておりますので、その範囲を明確にさせていただきたく存じます。	対象物件に掲げるすべての範囲が事業契約書(案)に示す「事業敷地」となります。
231	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書(案)	1	2				対象物件(共用通路)	表の共用通路の共用使用に係る許可等については、海上保安庁様が、(株)IHIビジネスサポート及び鹿児島メガソーラー発電(株)のそれぞれから取得するもの(又は取得済み)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書(案)	1	2				対象物件(共用通路)	共用通路の所在地欄にある、別図とは、「参考資料2-3-3 工事式材搬入路等」を指しますでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
233	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	1	3				使用目的	「建設工事の履行に必要な範囲」とありますが、建設工事だけでなく運営・維持管理は含まないでしょうか。	維持管理・運営業務においては、別途取り交わしを行います。
234	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	1	3				使用目的	「貸付物件」と記載ありますが、無償での使用ができるための覚書であり、消費貸借契約ではないとの理解ですので、第2条の定義通り「対象物件」との記載ではないかと思うのですがいかがでしょうか。第4条にも記載があります。	ご理解のとおり、正しくは「対象物件」です。
235	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	1	3				使用目的	「貸付物件」とは何を指しますでしょうか。定義づけ、第2条との用語法の統一をお願い致します。また、可能であれば、混乱を避けるため、事業契約上の定義等と用語法を合わせていただきたく存じます。	No. 234の回答を参照してください。
236	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	1	4	4			使用範囲等	株)IHIビジネスサポート及び鹿児島メガソーラー発電(株)から取得される（又は取得済みの）許可等において、共用通路の管理者の指示について、本PFI事業を踏まえた上で合理的な指示に限られる等の限定がなされているという理解でよろしいでしょうか。仮にそのような限定がない場合でも、管理者からの指示に起因する工期の遅延等の損害については、海上保安庁様の責めに帰すべき事由と整理される理解ですが（事業契約第42条第2項などより）、念の為ご確認ください。例えば、管理者から共用通路の使用について数か月使用を禁止するなどの指示があった場合の工事の遅延などを懸念しております。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
237	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	6				権利取得の否定	本条によると、対象物件の使用を許容するとしつつも、乙は法的な使用権を取得するものではないとのことですが、使用を許容している以上、乙は対象物件の使用に関する法的権利（本覚書に基づく債権的権利）を有しているように思われますが、こちらのご趣旨についてご教示ください。対象物件について乙の法的な使用権がないのであれば、工事の施工に際し乙が無権原で対象物件を占有することとなり、民法上の不法行為（民法709条）を構成してしまうなどのおそれがあることを危惧しております。	前段について、土地の賃借人は、賃借地を排他的に使用収益する法的権利を有していますが、その使用収益の一つの態様として、第三者が賃借地を一時的に使うことを「許諾」することが可能です。このような場合、土地賃借人は自己の賃借権の範囲内で当該第三者に賃借地の一時的な使用を許容しているにとどまり、転借権や地役権といった法的な使用権を設定しているわけではありません。本件では、土地賃借人（甲）は、対象物件につき、第三者（乙）に転借権や地役権といった法的な使用権を設定する意思はなく、土地賃借人（甲）の賃借権の範囲内で対象物件を一時使用させてもらうに過ぎないのであって、対象物件に対する法的な使用権は有していません。後段については、上述のとおり、土地賃借人甲が、乙による使用を「認識」しこれを「許諾」しているのですから、決して「無権原での対象物件の占有」ではありません。よって、不法行為（民法709条）を構成することはありません。
238	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	7	2			物件保全義務等	土地の工作物について、乙が設置したものに限られるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	7	2			物件保全義務等	事業者の設置した工作物以外の既存物については、事業者の損害賠償責任の対象外との認識でよろしいでしょうか。	No. 238の回答を参照してください。
240	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	7	2			物件保全義務等	民法の原則に従って、賠償責任を負うのは、相当因果関係の範囲内に限られるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	7	2			物件保全義務等	隣接する太陽光発電所とのフェンスについては、事業者の損害賠償責任の対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
242	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	7	2			物件保全義務等	ゲートフェンスについては、事業者の損害賠償責任の対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	7	3			物件保全義務等	事業契約書第42条第2項に記載のとおり海上保安庁様が事業敷地を使用可能な状態に維持していただける理解ですので、乙の責めに帰すべき事由によらず、乙が対象物件を通常の方法で管理及び利用することを妨げる事象が発生した場合（台風、高潮、津波などにおいて事業敷地が損害を受けた場合など）には、当該事象を排除するための費用は海上保安庁様でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	10				違約金	違約金の算出根拠となる、面積及び時価の金額についてご教示ください。目安等でも結構です。	面積は、計画対象面積のうち施設整備に必要な面積及び共用通路面積です。時価の金額については、株式会社IHIと第十管区海上保安本部の土地賃貸借契約の金額によるものとします。
245	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	10				違約金	本覚書はあくまで、事業契約書に基づく事業実施のために附属的に締結されるものであり、事業契約書から独立して時価を基準にした違約金を設定することは事業者にとって過度な負担となります。事業契約書第83条第2項で違約金については定められておりませんので、本覚書で別途違約金を設定することはご容赦いただけますでしょうか。	国有財産使用許可における損害賠償に準じて設定しているため、過度な負担とは考えておりません。事業契約書第83条第2項での違約金は本事業における違約金ですので、本件の違約金と趣旨が異なるものです。
246	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	11				契約の解除	本覚書の解除について、「甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき」など、相当の期間の催告等を頂けるという理解でよろしいでしょうか。（事業契約書第79条第12号でも、その旨規定いただいております）	ご理解のとおりです。
247	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	3	14				必要費等の放棄	事業契約書第42条第5号で、事業者の負担範囲として「（土地の契約不適合に係る費用を除く。）」とされていることから、本条記載の支出費用の放棄の範囲もそれに合わせ、土地の契約不適合に係る費用を除くとして頂けますでしょうか。仮に、海上保安庁様が負担すべき土地の契約不適合に係る費用を事業者が負担していた場合には、海上保安庁様に償還等の請求をさせて頂きたいと存じます。	ご理解のとおりです。
248	資料-2 要求水準書						目次【参考資料】	参考資料2-2-2~2-2-5については、要求水準書において言及がありません。要求水準書における位置付けをご教示下さい。	給油施設整備に関わる岸壁及び栈橋の関係図書で、提案書を作成するうえでの参考図の位置付けです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
249	資料-2 要求水準書	1						表紙に「令和3年12月」と記載がありますが、令和4年1月31日に公告された要求水準書でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。特定事業の選定を12月に行ったことから要求水準書は12月としています。
250	資料-2 要求水準書	1						表紙に1ページと記載があり、5枚めくると再度「1ページ」の記載がありますが、表紙から6枚目のページを「1ページ目」とカウントして本質問書を作成いたしますがよいでしょうか。	結構です。
251	資料-2 要求水準書	1	1	3	1		要求水準書の変更自由	イに、要求水準書の変更について「災害・事故等により、特別な業務が必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるときはその他業務内容の変更が特に必要と認められるとき」と規定があり、第1章第3節2に、「海上保安庁は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する」とありますので、この通知をもって、事業者は変更された要求水準の履行義務が発生するとの理解でよいでしょうか。	履行義務は、要求水準書の契約変更を以って発生します。
252	資料-2 要求水準書	1	1	3	2		要求水準書の変更手続き	イに、要求水準書の変更について「災害・事故等により、特別な業務が必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるときはその他業務内容の変更が特に必要と認められるとき」と規定があり、第1章第3節2に、「海上保安庁は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する」とありますので、通知の内容と時期の明確化のため、海上保安庁から必ず書類通知を頂きたいと思うのですがいかがでしょうか。	要求水準の変更に伴い事業者との協議が必要な場合は、支出負担行為担当官からの書類通知があります。
253	資料-2 要求水準書	1	1	3	2		要求水準書の変更手続き	イに、要求水準書の変更について「災害・事故等により、特別な業務が必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるときはその他業務内容の変更が特に必要と認められるとき」と規定があり、第1章第3節2に、「海上保安庁は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する」とありますので、通知の内容により、不要となった要求水準内容も明確化させる目的で、要求水準書そのものの変更についても、書面で行うべきと考えますが、ご対応いただけますでしょうか。	No. 252の回答を参照してください。
254	資料-2 要求水準書	1	1	4	1		要求水準書の規定の取扱い	「仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、海上保安庁がこれと同等と認める方法を採用することができる」とありますが、海上保安庁がこれら同等と認めるものを採用(当初からのものからの変更)を決定される期限をお示しください。応札前にお示しがあるのでしょうか。	その都度協議により決定しますので、期限を示すものではありません。また、応札前にも示すものではありません。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
255	資料-2 要求水準書	1	1	4	1		要求水準書の規定の取扱い	「仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、海上保安庁がこれと同等と認める方法を採用することができる」とありますが、要求水準書などに記載のある適用基準等を前提に応札事業者でコストを算出して入札するため、見積もった“具体的に特定の方法”と異なる「同等と認めるもの」を海上保安庁の応札後決定されると、とくに施設整備費が増減することになりますが、この場合は「海上保安庁都合」となりますので、施設整備費にかかる変更契約の対象としていただくようお願いいたします。	質問の意図が分かりかねますが、変更契約については協議のうえ決定します。併せて、No. 254の回答を参照してください。
256	資料-2 要求水準書	1	1	4	1		要求水準書の規定の取扱い	「仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、海上保安庁がこれと同等と認める方法を採用することができる」とありますが、海上保安庁がこれら同等と認めるものを採用(当初からのものからの変更)を決定される期限をお示してください。応札後においては、実施設計期間の実実施設計開始前のタイミングまでの理解でよいでしょうか。	No. 254の回答を参照してください。
257	資料-2 要求水準書	1	1	5	1		適用基準等	「制定時のものから本事業の事業契約締結までの間に改定があった場合」には改定された基準を適用するとありますが、応札時に示された基準を持って応札事業者でコストを算出して入札するため、見積もった基準と異なる基準が決定されると、とくに施設整備費が増減することになりますが、この場合は「海上保安庁都合」となりますので、施設整備費にかかる変更契約の対象としていただけるとの理解でよいでしょうか。	事業契約締結までの間に改定があった場合には原則として改定されたものを適用すると記載しているため、変更対象とはなりません。
258	資料-2 要求水準書	1	1	5	1		適用基準等	「制定時のものから本事業の事業契約締結までの間に改定があった場合」には改定された基準を適用するとありますが、応札時に示された基準を持って応札事業者でコストを算出して入札するため、「制定時のものから本事業の入札までの間に改定があった場合」と修正いただけないでしょうか。あわせて、「入札後の改定については、その適用について協議するものとする」と連動して修正されると理解しております。	原文のとおりとします。
259	資料-2 要求水準書	2	1	5	6		適用基準等	「監督職員」を工事監理者に読み替えて適用するとありますが、海上保安庁で設定する監督職員について本事業では配置がないとの理解でよいでしょうか。	本事業でも当庁の規定で設定する監督職員を配置します。なお、適用基準等において記載のある監督職員と考え方が異なります。
260	資料-2 要求水準書	2	1	5	6		適用基準等	「監督職員」を工事監理者に読み替えて適用するとありますが、海上保安庁で設定する監督職員について、国土交通省や九州地方整備局などからの職員の派遣で設置するなどご予定がありますか。	ありません。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
261	資料-2 要求水準書	2	1	6	1		事業期間終了時の水準	但し書きにて、「内外装その他機材で、経年的な劣化が生じる材料、機材」について言及がありますが、これに、電気空調衛生設備などのいわゆる設備一式が対象となっているとの理解でよいでしょうか。「機材」という言葉について本項が初見のため、具体化するためにお尋ねしております。	別添資料5-1を参照してください。
262	資料-2 要求水準書	3	2	3	2		維持管理・運營業務	(1) 回転翼格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務, (2) 給油施設に係る運營業務のいずれにおいても、警備業務に関する要求がありませんが、海上保安庁にて警備会社と個別に警備契約を実施されるとの理解で間違いないでしょうか？	要求水準書 第5節 2 (1) m. (e) に示すとおり、本事業の業務範囲に含まれます。また、給油施設については別添資料5-4 10に示すとおりとします。
263	資料-2 要求水準書	4	2	5	1	1	所在地	要求水準書の冒頭に列挙された【参考資料】に、回転翼格納庫、駐機場(エプロン)、船艇用品庫、給油施設の配置予定場所の地質調査資料がありませんが、今後、これらを一式お示しいただけないでしょうか。	事業契約書(案)第43条第4項のとおり、地質調査は、事業者により実施してください。
264	資料-2 要求水準書	4	2	5	1	2	敷地面積	土地所有者：(株)IHIから海上保安庁が借地をし、それを事業者が利用する者と理解しておりますが、ここにある借地面積と102569.80㎡と接道部分を、資料1-4でお示しのある「事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書(案)」に基づいて利用すると考えてよいでしょうか。	資料1-4で示す「対象物件(計画対象地及び共用通路)」を使用できます。
265	資料-2 要求水準書	4	2	5	1	4	接道	接道について、参考資料2-3-1、2-3-2を参照するようにはありますが、これらの書類は、先行して建設されている船艇用品庫棟Iの建築確認申請に係る書類のように拝見しておりますが、接道に関して何が示唆されているのでしょうか。	第4章 第3節 1 ③の検討を行う際の参考資料として示しています。
266	資料-2 要求水準書	5	2	5	3	1	特定事業に係る土地の無償貸与	維持管理・運営期間中も無償で賃貸借契約されると理解しているが、資料1-4「事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書(案)」で示された賃貸借期間は施設整備期間終了(=施設の引渡し)時までのように見受けられますが、維持管理・運営期間においては別の覚書を締結するのでしょうか。	No. 233の回答を参照してください。
267	資料-2 要求水準書	5	2	5	3	1	特定事業に係る土地の無償貸与	ここでいう海上保安庁から事業者への無償貸与に伴う取り交わし文書が、資料1-4「事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書(案)」で示された者であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	資料-2 要求水準書	5	2	6	1	1	h 官公庁施設の建設等に関する法律	回転翼格納庫棟と船艇用品庫棟を合築又は併設した場合の、両棟の官公法上の取扱いについてご教示下さい。建築基準法上、両棟は一の建築物となり、延べ面積は1,000㎡をこえますが、官公法第7条第3項の規定による認定申請を行い、耐火建築物以外の建築物とするのお考えと考えると宜しいでしょうか。	要求水準書の要件を満たしたうえで事業者の提案によるものとします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
269	資料-2 要求水準書	7	3	1	2	3	事業者に関する事項	「定款において、監査役を規定すること」とありますが、会計監査人の設置は任意という理解でよろしいでしょうか。	事業者の運営において適法であれば、ご理解のとおりです。
270	資料-2 要求水準書	7	3	1	2	8	事業者に関する事項	原則として株式の譲渡をしないことが記載ありますが、入札説明書P-3の4.(1)②のイで規定された筆頭株主の交代については、あらかじめ出資することを示していた構成員間では、株式の譲渡を実施してよいとの理解ですがいかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	資料-2 要求水準書	7	3	1	2	8	事業者に関する事項	原則として株式の譲渡をしないことが記載ありますが、入札説明書P-3の4.(1)②のイで規定された筆頭株主の交代による構成員間の株式の譲渡についても、事前に海上保安庁の書面による承諾が必要でしょうか。この承諾を要する時期と、確認に伴う海上保安庁の必要期間をお示しいただくことで、事業計画に反映したいと思います。	事前に承諾は必要です。必要期間は、5開庁日確保してください。
272	資料-2 要求水準書	7	3	1	3	2	事業の実施体制に関する事項	「各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切なリスクの分担が図られていること」が求められますが、緊急時対応においても求められますか。維持管理業務について、複数の会社で分担することが認められていますが、緊急時対応においては、これら複数の会社で臨機応変に対応したいと考えております。※特定の1社のみで対応することが求められますか。	要求水準を満たしたうえで、事業者の提案によるものとします。
273	資料-2 要求水準書	7	3	1	4	1	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人と総括代理人直属のスタッフは、事業者である会社(SPC)の従業員(直接籍を置く)である必要がありますか。構成員や協力企業である会社に籍を置いたままで、必要な業務を行うという理解で良いでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
274	資料-2 要求水準書	7	3	1	4	1	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人と総括代理人直属のスタッフは、業務中に必ず現地に常駐が必要でしょうか。現地で開催される定例の会議体などに必ず現地で出席する程度の頻度で、お示しのある②～⑦の業務を十分担えると理解しており、現地常駐が求められるケースは著しく低いと理解しております。(とくに、建設中は、建設企業が常駐しているため)	事業者の提案によるものとします。
275	資料-2 要求水準書	7	3	1	4	1	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人と総括代理人直属のスタッフは、いつから現地に常駐が必要でしょうか。とくに設計期間においては、現地に常駐する必要が著しく低いと理解しておりますので、建設施工が開始する期間からの配置で結構かと理解しております。	事業者の提案によるものとします。
276	資料-2 要求水準書	7	3	1	4	1	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフについて、「総括代理人」か「総括代理人直属のスタッフ」のいずれかが常駐すれば十分でしょうか。	事業者の提案によるものとします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
277	資料-2 要求水準書	7	3	1	4	1	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフについて、事業期間の各フェーズ（設計、建設、維持管理・運営）ごとに主となる企業から選任、異なる方を選任することは可能でしょうか。	事前に海上保安庁に報告・承諾を得ることにより、可能です。
278	資料-2 要求水準書	7	3	1	4	1	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフについては、期間中の変更は可能でしょうか。	No. 277の回答を参照ください。
279	資料-2 要求水準書	7	3	1	4	1	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフについて、必ず統括代理人直属のスタッフを1名以上配置する必要がありますか。民間事業者による業務効率の改善を図れば、統括代理人1名で②～⑦の業務を担えると理解しております。	要求水準書 第3章 第1節 4①のとおり配置してください。
280	資料-2 要求水準書	7	3	1	4	1	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフについて、「直属」とは、統括代理人とスタッフとが、同じ会社に在籍する上司部下関係であることまで求められますか。応札事業者を構成する企業（構成員と協力企業）から、それぞれを選任しあい、共同で業務にあたる可能性もあるためです。	求めません。
281	資料-2 要求水準書	8	3	1	4	5	事業者による事業の調整に関する事項	「海上保安庁・事業者間の協議」について、想定される開催頻度をお示しいただけますか。	事業の状況によるため、現時点で示すことはできません。
282	資料-2 要求水準書	8	3	1	4	5	事業者による事業の調整に関する事項	「海上保安庁との連絡窓口となり、緻密な連絡調整を行う」とありますが、ここでいう海上保安庁とは、海上保安庁装備技術部施設補給課でしょうか、それとも、第十管区海上保安本部のことでしょうか。	海上保安庁装備技術部施設補給課です。また、維持管理・運營業務においては、第十管区海上保安本部も対象となります。
283	資料-2 要求水準書	8	3	2	3		実施体制図	実施体制図とは、各業務と対応する選定企業が明記された体制図であれば十分との近いですがよいでしょうか。海上保安庁でフォーマットがある場合、事前にお示しいただけますと幸いです。	ご理解のとおりです。様式については任意とします。
284	資料-2 要求水準書	8	3	2	4	1	契約又は覚書の一覧	事業契約締結後の5開庁日以内に、まず初回として、これから締結する予定の「契約又は覚書等の一覧」の一覧リストをご提出するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	資料-2 要求水準書	8	3	2	4	1	契約又は覚書の一覧	要求水準書全体に対してですが、「提出」と記載された指示は、概ね電子メールによる添付ファイル（Excelやword、Powerpoint、pdf等）での提出で良いでしょうか。押印原本が求められるものは、紙ベースでの現物配送提出で結構であるとの理解です。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
286	資料-2 要求水準書	8	3	2	4	1	契約又は覚書の一覧	要求水準書全体に対してですが、「提出」と記載された指示において、海上保安庁本庁へ、入札時のように現物を持参提出が求められるものは一切ないとの理解でよいでしょうか。事業期間中における、鹿児島からの東京都霞が関までの旅費を算出して事業者収支計画を立案する必要があるために確認しております。	No. 285の回答を参照してください。
287	資料-2 要求水準書	9	3	2	4	2	契約又は覚書等の写し	事業契約締結後に最短で、各選定企業と建設請負契約や業務委託契約を締結しようとする場合、まず最初に、これらの契約書類の素案を海上保安庁に提出し、この提出日から10開庁日後に契約が締結できるとの理解でよいでしょうか。	提出された内容で契約が実施される書類であれば、10開庁日後に契約が締結できるとの理解をしてください。
288	資料-2 要求水準書	9	3	2	4	2	契約又は覚書等の写し	事業契約締結後に最短で、各選定企業と建設請負契約や業務委託契約を締結しようとする場合、まず最初に、これらの契約書類の素案を海上保安庁に提出し、この提出日から10開庁日後に契約が締結できるとの理解でよいでしょうか。この場合、事業契約の締結日が9月中旬と入札説明書にお示しがある一方で、令和4年9月の暦では、令和4年9月15日木曜日に事業契約が締結できないと、この“10日間の期間縛り”により、令和4年10月1日から設計業務を開始できないため、一方的に事業者にもリスクがありますので、最初のこれら設計委託契約については、10日前の提出を弾力的に実情で緩めていただけないでしょうか。	No. 287の回答を参照してください。 また事業契約の締結時期は、会社設立後となるため、基本協定締結後速やかに手続きを実施して下さい。
289	資料-2 要求水準書	9	3	2	4	2	契約又は覚書等の写し	事業契約締結後の初回に、各選定企業と建設請負契約や業務委託契約を締結しようとする場合、まず最初に、これらの契約書類の素案を、契約日の10開庁日前までに海上保安庁に提出し、その後、これらを網羅した「一覧」を5開庁日前までに提出するとの順序でよいでしょうか。素案の提出期限よりも、一覧の提出期限の方が短いので、このような順序になることも致し方ないと理解しております。	素案ではなく、提出された内容で契約が実施される書類です。提出順序は、ご理解のとおりです。
290	資料-2 要求水準書	9	3	2	7	1	計算書類等	a. 「計算書類及びその附属明細書並びにこれらの根拠資料・・・」のうち、根拠資料とは仕訳帳や総勘定元帳、補助簿等を指すとの理解でよろしいでしょうか。あまりに範囲を広げると膨大な会計書類の提出となりますので、事業者で合理的な説明ができるものを提出したと考えています。	計算書類及びその附属明細書の提出は必須としますが、根拠資料については、必要に応じ、必要な資料について提出をお願いします。
291	資料-2 要求水準書	10	4	1	1		施設整備の目標	「また、災害等発生時の拠点として使用するため、災害発生時にも給油施設、回転翼機格納庫及び船艇用品庫それぞれの有する本来の機能を維持し、災害等への対応が可能かつ強靱な施設とする必要がある。」とありますが、給油施設について本来の機能とは「要求水準書P47(3)給油施設関連設備」に記載の要求事項全てでしょうか。又は非常時は同時給油不可等、制限をした運転を満足できれば良いでしょうか。	要求事項全てです。
292	資料-2 要求水準書	10	4	2	2		液状化に対する配慮	整備に当たっては、液状化に対する配慮を要するとありますが、施設が計画されている部分を対象とし、空地の部分は場外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
293	資料-2 要求水準書	10	4	3	1		本施設の構成及び規模	給油施設監視棟、回転翼機格納庫棟、船舶用品庫棟の各棟毎での、常日頃勤務時間中に在籍する入居人員をお示しいただけますか。	No. 156の回答を参照してください。
294	資料-2 要求水準書	10	4	3	1		本施設の構成及び規模	給油施設監視棟、回転翼機格納庫棟、船舶用品庫棟の各棟毎での、常日頃勤務時間中に在籍する入居人員の想定される男女比をご教示ください。	No. 156の回答を参照してください。
295	資料-2 要求水準書	10	4	3	1		本施設の構成及び規模	給油施設監視棟、回転翼機格納庫棟、船舶用品庫棟の各棟毎での、想定される来客人員をご教示ください。	本施設は、一般開放施設ではないため、航空機検査や物品納品等による関係者の出入りはありますが、一般来客人数は想定できません。
296	資料-2 要求水準書	10	4	3	1		本施設の構成及び規模	給油施設監視棟、回転翼機格納庫棟、船舶用品庫棟の各棟毎での、朝・昼・晩・夜勤ごとの勤務形態などをお示しいただけますか。	示すことはできません。
297	資料-2 要求水準書	11	4	3	1		本施設の構成及び規模	①について、要求最大面積を超える棟や最低要求面積を下回る棟があっても、各棟の最大面積の合計が95%以上100%以下であればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	資料-2 要求水準書	11	4	3	1		本施設の構成及び規模	①について、各棟の用に供する機械室、電気室、自家発電機室を1ヶ所に集約して配置する場合は、最大面積を超える施設棟があっても延床面積が最大面積の合計95%以上100%以下であればよいと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	資料-2 要求水準書	11	4	3	1		本施設の構成及び規模	①について、要求以外の付属棟を必要として事業者提案で計画する場合の床面積は、最大面積の合計95%以上100%以下とすべき床面積に含まれるのでしょうか。あるいは、要求以外の付属棟は、別棟不可なのでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求以外の付属棟は別棟も可とします。
300	資料-2 要求水準書	11	4	3	1		本施設の構成及び規模	①について、3棟に示されている最大面積の合計の95%以上100%以下の場合、2棟を合築した場合も同様に考えて、3棟で面積調整すれば宜しいですか。	ご理解のとおりです。
301	資料-2 要求水準書	11	4	3	1		本施設の構成及び規模	②について、「諸室面積は要求水準を満たし合理的な理由に基づく提案を行い、計画案の協議が整った場合変更可」とは、提案書説明会の際か、契約後の設計段階か何れの時期でしょうか。また、この場合最大面積の合計の95%以下になっても良いとの認識で宜しいでしょうか。	契約後の設計段階時です。契約時における最大面積は変更不可です。
302	資料-2 要求水準書	11	4	3	1		本施設の構成及び規模	③について、事業敷地内に既に整備されている船舶用品庫Iとの一体的な利用とありますが、具体的な利用イメージ（既設の船舶用品庫Iと本事業で新設の船舶用品庫棟の使い分け）があればご教示下さい。	提案書作成説明会時において説明します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
303	資料-2 要求水準書	11	4	3	1		本施設の構成及び規模	③について、「一団地認定を得ることを想定」とありますが、これは認定を得ることを想定するが、今提案では、考慮しなくて良いと理解すれば宜しいでしょうか。	考慮して提案を行ってください。
304	資料-2 要求水準書	11	4	3	1		本施設の構成及び規模	③について、船艇用品庫Ⅰの一体的利用の点から、当施設の図面（建築、設備、電気）を開示頂けますでしょうか	特定資料として提供します。
305	資料-2 要求水準書	11	4	3	1	1	給油施設	当該施設は保税対応不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
306	資料-2 要求水準書	11	4	3	1	1	(a) 給油施設の基本条件	地震動等記載の通りとならない場合もございますが、本項に記載の条件はあくまで参考と考え、設計については関連法規に則り設計するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	資料-2 要求水準書	12	4	3	1	1	給油施設等	本事業での巡視船への給油頻度及び給油量を最大想定値での1か月あたり15回、3,000KLとしておりますが、実際の給油頻度及び給油量は、どの程度を想定されておりますでしょうか？	提案においては、最大想定値で検討してください。
308	資料-2 要求水準書	12	4	3	1	1	給油施設等	「貯蔵タンク（JET-A1燃料）の基本条件【参考】」に、給油流量250L/分とあることから、ハイドラント内の“フィルターセパレータ”容量が100GPMが必要と考えます。100GPMには縦型タイプしかなく、その設置のためにはハイドラント天井高が最低3m必要となります。さらに、フィルターセパレータは毎朝始業前の点検が必要となり、職員の点検作業が必要となります。このことから、令和3年11月26日の回答書の実施方針-7のNo.65にて、ハイドラントは“建築物に該当せず床面積に発生しない”とありましたが、“建築物”として取り扱うことでよろしいでしょうか。	建築物として取扱う場合は、最大面積に含めて下さい。また、ハイドラントの配置は、駐機場での回転翼航空機の作業に影響しない計画としてください。
309	資料-2 要求水準書	12	4	3	1	1	給油施設等	b. の(b)の ii. に「各棟の（*1）（*2）（*3）はそれぞれ1カ所に集約して配置することも可とする」と記載がありますが、受変電設備・発電機設備を屋外にまとめて各棟に電源が供給可能な計画としてもよろしいでしょうか。	不可とします。
310	資料-2 要求水準書	12	4	3	1	1	給油施設等	b. の(b)に関して、給油施設監視棟の諸室のうち、回転翼機格納庫・エプロン・船艇用品庫棟区画の職員の利用が想定される室をご教示ください。	海上保安庁職員の利用が想定される室はありません。
311	資料-2 要求水準書	12	4	3	1	1	b. 給油施設監視棟	「燃料給油移送ポンプを設置する室」とはA重油、JET燃料ともにポンプ室は単独別棟ということでしょうか。	原則として、給油燃料移送ポンプを設置する室については単独別棟とし、関係法令及び鹿児島市消防局の使用に従ってください。但し、市町村長等が認める場合は除きます。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
312	資料-2 要求水準書	12	4	3	1	1	貯蔵タンク(JET-A1燃料)の基本条件【参考】	JET燃料用タンクは20kL程度との記載がありますが、1基で計画してよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
313	資料-2 要求水準書	12	4	3	1	1	貯蔵タンク(JET-A1燃料)の基本条件【参考】	給油流量について250L/分とのご指定ですが、圧力給油、重力給油ともに共通でしょうか。重力給油に関しては流速が早く、噴き出る恐れがありますので70～100L/分程度としてもよろしいでしょうか。	圧力給油を250L/min、重力給油を80L/minとします。
314	資料-2 要求水準書	12	4	3	1	1	貯蔵タンク(JET-A1燃料)の基本条件【参考】	地下タンクへの受入設備にフィルターを設けた方がよろしいでしょうか。	必要とします。
315	資料-2 要求水準書	13	4	3	1	1	b(b)諸室に関する事項	n13 航空機燃料ハイドラントについてご教示下さい。 同燃料ハイドラントは、中に入ってホースの出し入れや給油量のメーターの読み取りをするのではなく、戸を開いて外側から同作業を行う構造物（故に建築物には該当せず、床面積は発生しない）と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
316	資料-2 要求水準書	13	4	3	1	1	b(b)諸室に関する事項	n13 航空機燃料ハイドラントについてご教示下さい。 給油量のメーター本体は燃料ハイドラント内部とし、読み取り器は燃料ハイドラントの外部に設置しても宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
317	資料-2 要求水準書	13	4	3	1	1	b(b)諸室に関する事項	n13 航空機燃料ハイドラントについてご教示下さい。 フィルター等の日常点検、その他定期点検時は通常内部での作業となるため、その場合、燃料ハイドラントは建築物と見做され床面積が発生すると考えられます。 フィルターの設置場所をご指示下さい。	事業者の提案によるものとします。
318	資料-2 要求水準書	13	4	3	1	1	b(b)諸室に関する事項	n13 航空機燃料ハイドラントについてご教示下さい。 回転翼機への給油については、離発着スペース、待機スペース（2機分）、格納庫大扉前余白スペースの3つの場所がございますが、いずれでの給油をご想定でしょうか。	給油時は機体をハイドラント前に移動させ、給油後に機体を所要の場所に移動させることとします。
319	資料-2 要求水準書	12	4	3	1	1	b(b)諸室に関する事項	n4 電気室の記載がございますが、延床面積を最大面積の合計以内とするために、屋外キュービクルの提案は可能でしょうか。	不可とします。
320	資料-2 要求水準書	14	4	3	1	2	b(b)諸室に関する事項	k17 電気室の記載がございますが、延床面積を最大面積の合計以内とするために、屋外キュービクルの提案は可能でしょうか。	No. 319の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
321	資料-2 要求水準書	14	4	3	1	2	回転翼機格納庫棟等	b. 駐機場（エプロン）にて、要求面積として4,650㎡とございますが、駐機場として有効に機能する部分のみと考え、駐機場の地盤を嵩上げるための法面や格納庫と駐機場間の車輛通行部等は4,650㎡に含めないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	資料-2 要求水準書	14	4	3	1	3	船艇用品庫棟	b. 諸室に関する事項にて、船艇用品庫棟の諸室のうち、回転翼機関連（格納庫・エプロン）の職員の利用が想定される室をご教示ください。	すべての室を利用します。
323	資料-2 要求水準書	14	4	3	1	3	船艇用品庫棟	b. 諸室に関する事項にて、船艇用品庫棟の諸室のうち、来庁者（外部関係者）の利用が想定されている室をご教示ください。	航空機検査や物品納品等による関係者の出入りは想定していますが、すべての室で短時間の利用と想定されます。
324	資料-2 要求水準書	15	4	3	1	3	b(b)諸室に関する事項	s12 電気室の記載がございますが、延床面積を最大面積の合計以内とするために、屋外キュービクルの提案は可能でしょうか。	No. 319の回答を参照してください。
325	資料-2 要求水準書	18	4	4	1	1	地域性の【技術的事項】の中に「周辺の施設との連携」について	【技術的事項】の中に「周辺の施設との連携」とありますが、計画地の地権者、隣接地の地権者、隣接地の事業者が排他的に有利になる条件であると思います。入札公告の公平性の観点からいかがなものかと考えますが、これら立地の隣接性を背景した排他的な事業提案に対しては、どのように審査・評価されるのでしょうか。	隣接地等の有利性を考慮せず、公平に審査・評価を行います。
326	資料-2 要求水準書	19	4	4	3	1	防災性	a. 耐震の【技術的検討事項】①「構造体に関する耐震性能」の文中に、「制振部材」との記載があります。P-20には、「耐震安全性の分類がⅠ類またはⅡ類に該当」とあります。本事業では、制振部材の利用は必須でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
327	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	④ 本施設敷地に関する耐震性能	「液状化に対する対策は次の条件を満たすこと。」とされております。これに関して以下の点をご教示ください。 1) ア. 「各種ライフライン」の施設・設備の具体をお示しください。 2) 「各種ライフライン」には配管及びその基礎も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 3) イ. 「地盤の沈下により災害応急対策活動に必要な動線」には、管理用道路の全範囲及び駐機場の全範囲が含まれるという理解でよろしいでしょうか。 4) ウ. 「側方流動」の発生が懸念される施設として何を想定されていますでしょうか。 5) 「側方流動」に関連して、E・F岸壁の裏込部分の液状化対策も対象となりますでしょうか。	1) 電気設備、水道設備、通信設備、排水設備です。 2) ご理解のとおりです。 3) 計画用地内通路及び駐機場の全範囲が含まれます。 4) 整備対象の施設全てです。 5) 給油配管を設置する範囲において対象となります。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
328	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	④ 本施設敷地に関する耐震性能	<p>本項において「大地震動時の液状化の発生そのものを防止」する対策が求められています。これに関して以下の①～③についてご教示ください。</p> <p>① 「液状化の発生そのものを防止」するという事は、格納庫床、エプロン舗装を含む事業敷地の全範囲において、液状化に伴う沈下（不等沈下と均等沈下を問わず）を許容しないという条件を要求水準として求めているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>② 海上保安庁の予定価格の算定は、上記の①に記す条件を前提にしていると考えてよろしいでしょうか。また、その場合、入札の公平性の観点から、海上保安庁が予定価格の算定において前提とする土質条件を具体的にお教えください。</p> <p>③ ①において、要求水準の対象が事業敷地の全範囲ではない場合、事業敷地に関する土質条件が入札条件として提示されていないことから、海上保安庁が予定価格の算定で前提としている「液状化の発生そのものを防止」する範囲を具体的に明示してください。</p>	<p>①計画用地のうち施設を整備する敷地の範囲内の液状化対策については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の耐震安全性能基準及び空港土木施設耐震設計要領に準拠して検討してください。</p> <p>②予定価格は要求水準書を満たす算定をしています。土質条件の具体的内容は参考資料で示した柱状図を参考に算定します。</p> <p>③①の回答に示すとおりです。</p>
329	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	④ 本施設敷地に関する耐震性能	<p>格納庫及び駐機場において、液状化による格納庫床およびエプロン舗装の沈下量の許容値をお示しください。具体的な許容値がない場合は、準拠すべき基準等をご教示ください。</p>	<p>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の耐震安全性能基準及び空港土木施設耐震設計要領に準拠してください。</p>
330	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	④ 本施設敷地に関する耐震性能	<p>格納庫及び駐機場において、液状化による不等沈下に伴い生じる格納庫床およびエプロン舗装の勾配の許容値は、空港土木施設の設置基準に準拠してよろしいでしょうか。左記の基準によらない場合は、準拠すべき基準等をご教示ください。</p>	<p>No. 329の回答を参照してください。</p>
331	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	④ 本施設敷地に関する耐震性能	<p>「④ 本施設敷地に関する耐震性能」においては、「大地震動時の液状化の発生そのものを防止」することが求められています。給油配管の基礎に関して、「液状化の発生そのものを防止する対策」において準拠すべき技術基準をご教示ください。準拠する技術基準がない場合は、施設の所有者及び運営者となる海上保安庁として、事業者を求める性能基準を具体的にご提示ください。</p>	<p>No. 327の回答①及びNo. 328の回答を参照してください。</p>
332	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	キ. 地震時の避難安全確保に関する性能	<p>緊急地震速報装置は、回答書（令和3年11月26日）NO. 61『緊急地震速報の出力は必要ないこと～』から不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
333	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	防災性	<p>a. 耐震の【技術的検討事項】③「建設設備に関する耐震性能」オ「給水機能の確保」について、「災害応急対策活動に必要な飲料水及び雑用水量を確保する。必要水量の計算方法は、建築設備設計基準による」とありますが、この必要水量の算出根拠となる、災害応急対策活動を行う上での想定職員数をご教示ください。</p>	<p>別添資料4-1-2に示す更衣室の使用人数を想定しています。</p>

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
334	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	防災性	a. 耐震の【技術的検討事項】③「建設設備に関する耐震性能」オ「給水機能の確保」について、災害応急対策活動に最低限必要な設備の機能確保に必要な補給水は、別添資料4-1-1各室性能表の活動拠点A, C, Dの室内に設置されている設備と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
335	資料-2 要求水準書	22	4	4	3	1	防災性	c. 対浸水の(c)のイ.の(ア)について、想定外の複合被害として高潮の最大偏差2.5m+最高津波水位TP+3.6m(DL+4.96)の同時発生は考慮が必要との理解でよろしいでしょうか。	考慮不要です。
337	資料-2 要求水準書	22	4	4	3	1	防災性	c. 対浸水の(c)のイ.の(ア)について、想定外の複合被害として高潮の最大偏差2.5m+最高津波水位TP+3.6m(DL+4.96)の同時発生は考慮が必要で、建築物の構造体力が確保できれば良いと理解した場合に、「高潮と波浪の同時発生を考慮した荷重～」とあるので複合時の最高水位DL+7.46で設計を行うとの理解でよろしいでしょうか。	No. 335の回答を参照してください。
338	資料-2 要求水準書	24	4	4	3	1	防災性	e. 耐風の(a)構造体、(b)建築非構造部材の各表中の「風圧力に対する安全性の確保」における、“極めて稀に発生する大規模な強風「建築基準法施行令」第87条に規定される風圧力を1.6倍した風圧力に対する安全性”について、(a)構造体図中では「(ア)構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内」、(b)建築非構造部材図中では「非構造部材及びそれを支持する部材：短期許容応力度以内」と記載がありますが、特に非構造部材（二次部材等）に対しては部材断面が過大になると考えられます。風圧力に関しては基準法に準拠することによろしいでしょうか。	不可とします。 修正⇒ 要求水準書同項 e. 耐風 (a)のうちイ.を削除 (b)のうちイ.を削除 します。 「官庁施設の基本性能基準」に示す技術的事項の倍率を満たしてください。
340	資料-2 要求水準書	25	4	4	3	2	機能維持性	(a)に、「各設備機能に応じた容量の確保、多重化、冗長化構成やバックアップシステムによる信頼性向上を図る。」と記載ありますが、ライフライン途絶時の給水、排水、空調機能の確保については、非常電源の確保以外に給水・排水・空調機器のバックアップ機の設置が必要でしょうか。	不要とします。
341	資料-2 要求水準書	25	4	4	3	2	機能維持性	(a)に、「各設備機能に応じた容量の確保、多重化、冗長化構成やバックアップシステムによる信頼性向上を図る。」と記載あり、ライフライン途絶時の給水、排水、空調機能の確保について給水・排水・空調機器のバックアップ機の設置が必要な場合、対象の設備機器と、対象となる諸室をご教示ください。	No. 340の回答を参照してください。
342	資料-2 要求水準書	25	4	4	3	2	機能維持性	(a)に、「各設備機能に応じた容量の確保、多重化、冗長化構成やバックアップシステムによる信頼性向上を図る。」と記載ありますが、本施設における電力供給設備、通信・情報設備において、多重化や冗長化が必要な機器・設備等がありますでしょうか。もし特段のご想定があれば、ご教示いただけますと幸いです。	No. 340の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
343	資料-2 要求水準書	25	4	4	3	2	【技術的事項】	多重化、冗長化構成やバックアップシステムの対象、範囲について具体的な想定や要求はございますでしょうか。	No. 340の回答を参照してください。
344	資料-2 要求水準書	25	4	4	3	2	機能維持性	(b)に、地震以外の要因によりライフラインが途絶した場合においても電力供給・通信・情報機能を確保するため、(1)防災性a.耐震【技術的事項】(c)建築設備に関する耐震性能を確保する」とありますが、この通信・情報機能の確保については、『要求水準書』P-38 第4章 第5節 1. (14)屋上のd.にて設置することが求められている「海上保安庁が所有する通信機器のアンテナを設置可能なパンザマスト(5m)」で対応を行うとの考えでよいでしょうか。	海上保安庁設置の通信機器アンテナについては、ライフライン断絶した場合の機能確保には含みません。
345	資料-2 要求水準書	31	4	5	1	6	堅樋の設備シャフトへの設置	「堅樋やドレン等の立配管は基本的に設備シャフトへの設置」とありますが、点検の点からも堅樋は屋外に設置しても宜しいでしょうか。	堅樋やドレン等の立配管の露出設置は不可とします。
346	資料-2 要求水準書	32	4	5	1	6	c. 壁(g)	「ピクチャーレールは【別添資料4-1-1】「各室性能表」の諸室に設置する」との記載がありますが、同表に表記がありませんでした。ご指示をお願い致します。	ピクチャーレールは、玄関ロビー壁面、船艇職員待機室及び指令室は廊下に面する壁（出入口を除く）に設置して下さい。
347	資料-2 要求水準書	36	4	5	1	11	駐輪スペース	駐輪スペースは屋根付きが必須でしょうか。	屋根は不要とします。
348	資料-2 要求水準書	36	4	5	1	11	駐輪スペース	駐輪スペースが屋根付きの場合、その床面積は、各棟の最大面積の合計95%以上100%以下とすべき床面積の合計に含まれるのでしょうか。	No. 347の回答を参照してください。
349	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	f. 屋外灯(a)	”構内面積400㎡に1か所程度”の記載がございますが、JIS基準の設計照度に基づき灯数をご提案とする考えで宜しいでしょうか。設計基準は、4.5m程度のポール灯に基づくものと理解しております。施設の用途を考え機能性を重視し、10mポールの設置を検討しており、灯数が過剰になることを考え確認させて頂きました。	ご理解のとおりです。
350	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	f. 屋外灯(c)	既存屋外灯の移設検討にあたり、既存外灯設計時の照度分布図や設計照度などの設計条件をご提示ください。	参考資料として公表します。
351	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	d. 雨水排水・海水排水	「敷地内の降雨水は鹿児島市の指導に基づき、当該敷地及び建物については一時貯留や浸透施設を設ける等適切に処理を行い、敷地外に直接放流しないものとし」との記載がありますが、鹿児島市の指導がどのような法令・基準等に基づくものか、ご指示下さい。また、敷地内の降雨水は、既存雨水排水埋設管に接続し前面海面に放流するものと理解していますが、一時貯留や浸透施設を設け	前段については、事業者が直接鹿児島市の指導を受けてください。後段については、一般原則との認識です。
352	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	d. 雨水排水・海水排水	「敷地北側のF護岸・敷地東側の防波堤を越えて打ち上げられる海水の水切り側溝を未整備部分に設ける」との記載がありますが、既整備部分の位置、構造及び放流経路をご指示下さい。	特定資料として提供します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
353	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	外構	a. 共通 (h) に、「給油施設区画と回転翼機格納庫・エプロン・船舶用品庫区画の間に消防車等の緊急車両用通路（幅員10m ※側溝、排水設備を含む）程度を計画する」とありますが、「2つの区画を結んで行き来が可能な緊急車両用通路」という認識でよろしいでしょうか。	災害発生時の消火活動及び各施設への二次災害防止のための離隔として整理しております。
354	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	外構	a. 共通 (h) に、「緊急車両用通路（幅員10m ※側溝、排水設備を含む）程度を計画する」とありますが、10m程度との理解で、緊急車両がスムーズに通行できる幅を事業者提案で設定できるとの理解でよいでしょうか。令和3年11月26日に公開された質疑回答書の要求水準書(案)-15におけるNo.45の回答を参照してお尋ねしております。	ご理解のとおりです。
355	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	外構	a. 共通 (h) に、「緊急車両用通路（幅員10m ※側溝、排水設備を含む）程度を計画する」とありますが、ここでいう緊急車両用通路についてはあくまで緊急時の通行経路であるため、第4章第5節1. (12)のc. 車路で規定されている要求水準レベルを満たす必要がないとの理解しておりますが良いでしょうか。	車両通行路のため、車路で規定されている要求水準レベルを満たしてください。 緊急車両用通路は、c. (f) に記載の消防活動空地に含まれます。
356	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	外構	c. 車路の(f)に、「消防活動空地」について言及がありますが、給油施設区画および回転翼機格納庫・エプロン・船舶用品庫棟の各区画における消防活動につきまして、具体的な計画がございましたらご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
357	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	外構	c. 車路の(f)に、「消防活動空地」について言及がありますが、維持管理・運営期間に海上保安庁で実施予定の消防訓練について、ご予定や計画があればお示しいただけますか。	消防訓練は、防火管理者が策定し実施するものです。
358	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	外構	a. 共通の(h)にある緊急車両用通路について、給油施設区画と格納庫区画を接続する緊急車両用通路は、通常時はフェンス扉で閉じる構造との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	資料-2 要求水準書	38	4	5	1	14	屋上	a. に、「維持管理の観点から、屋上へは最低限、階段にてアクセスできるものとする。」とありますが、屋根面へのアクセスについても同様でしょうか。	ご理解のとおりです。
360	資料-2 要求水準書	38	4	5	2	1	設備性能（電気設備）	「接地は統合接地方式とする」とありますが、等電位ボンディングとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
361	資料-2 要求水準書	38	4	5	2	1	設備性能（電気設備）	「接地は統合接地方式とする」とありますが、受電系統から現場機器までをTNシステムで統一しなければならないという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
362	資料-2 要求水準書	40	4	5	2	1	b. 電力設備・動力設備(p)	幹線2重化の対象範囲のご想定は、給油施設監視室、指令室、通信機器室の3室のみと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	資料-2 要求水準書	40	4	5	2	1	b. 電力設備・動力設備(p)	幹線2重化の対象範囲のご想定は、給油施設監視室、指令室、通信機器室の動力電源(空調含む)も対象と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	資料-2 要求水準書	40	4	5	2	1	c. 受変電設備(c)	各階共用部及び設備諸室の保安電源についても、2重化の対象となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
365	資料-2 要求水準書	40	4	5	2	1	c. 受変電設備(c)	各階共用部及び設備諸室の動力(空調含む)の保安電源についても、2重化の対象となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
366	資料-2 要求水準書	40	4	5	2	1	c. 受変電設備(b)	以前の要求水準書に、「高圧変圧器から高圧き電盤までを多重化し」の文言が入っており、既設キュービクルから新設キュービクルまでの高圧幹線を2重化しておりましたが、高圧幹線の2重化は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
367	資料-2 要求水準書	41	4	5	2	1	電気設備	e. 発電設備の(b)太陽光発電装置に、「発電容量20kw以上の太陽光発電装置を設置し、発電状況(太陽光発電電力、電力量、日射量等)が計測できる機能を設け、外部に表示を出力できる機能を有するものとする。」とありますが、ここでいう“外部に表示を出力”とは、日々の発電状況をデータで記録保存したものを、外部出力可能な機器を設置するとの考えでしょうか。それとも、発電状況をリアルタイムに表示するモニターを室内に設置すれば十分でしょうか。	両方必要です。
368	資料-2 要求水準書	42	4	5	2	1	電気設備 (m. 防犯設備)	(a)の監視カメラの監視、制御、録画は、給油施設監視室で行うとあります。この監視は24時間常に事業者などで監視が必要になりますか。または、事業者が管理統括責任者を常駐させる開庁時間のみ監視を行えば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 不在時監視分については、録画によるものとします。
369	資料-2 要求水準書	42	4	5	2	1	電気設備 (m. 防犯設備)	(e)の機械警備設備の警報に関する伝達方法は、警備会社もしくは常駐警備員などからの電話連絡などで伝達なのか、システム的な自動通報を想定していますか。	事業者の提案によるものとします。
370	資料-2 要求水準書	42	4	5	2	1	j. 拡声設備(b)、n. 火災報知設備・自動閉鎖設備(a)	j. 拡声設備:”主装置は、船艇用品庫棟に設置する”、n. 火災報知設備:”主を給油施設監視棟、副を船艇職員待機室に設置する”と記載がございます。 主装置の設置場所は、船艇用品庫棟に設置と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおり設置してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
371	資料-2 要求水準書	43	4	5	2	1	防犯設備	機械警備設備について、警備会社のシステムを導入するケースが想定されますが、竣工時に海上保安庁へ本施設の引渡しを行う対象に入りますでしょうか。建設業務の一部として整備し引渡しをするものか、あるいは、維持管理企業が維持管理業務の一部として維持管理業務期間中に調達・運用するものかのご確認をお願いします。	事業者の提案によるものとします。
372	資料-2 要求水準書	43	4	5	2	1	n. 火災報知設備・自動閉鎖設備(b)	”中央監視制御項目表のⅢ形”と記載がございますが、設計基準：令和3年版の 監視制御装置 と読み替えて宜しいでしょうか。	表示装置は不要とします。
373	資料-2 要求水準書	43	4	5	2	1	n. 火災報知設備・自動閉鎖設備(b)	”中央監視制御項目表のⅢ形”と記載がございますが、中央監視設備のグレードを指定するものでしょうか。グレードについては、ご提案とさせて頂いて宜しいでしょうか。	No. 372の回答を参照してください。
374	資料-2 要求水準書	44	4	5	2	2	b. 空気調和設備(p)	「各棟の空調設備遠隔操作盤は、給油施設監視室及び船艇職員執務室に設置する。」との記載がありますが、電気設備においては、拡声設備主装置、誘導支援設備インターホン受付先、防犯設備監視制御機能、火災報知設備・自動閉鎖設備の副受信機・表示装置を船艇職員待機室に設置するようご指示が有ります。電気設備の同種の盤等と設置場所が異なりますが、宜しいでしょうか。	原文通りとします。
375	資料-2 要求水準書	44	4	5	2	2	機械設備	b. 空気調和設備の(c)に、「熱源システムは全空気方式置換式等とし、」と記載がありますが、考えられる方式の中から事業者で比較検討により最善案をご提案すると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
376	資料-2 要求水準書	44	4	5	2	2	機械設備	b. 空気調和設備の(f)に、「自然エネルギーの活用上支障のない部分は、外気冷房等により環境負荷低減を図る。」と記載がありますが、自然エネルギー利用や外気冷房を利用するような”設備機器の設置”自体が要求水準ではなく、”環境負荷低減策”を設計に反映することが要求水準であり、事業者の自由提案によると考えるとよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
377	資料-2 要求水準書	44	4	5	2	2	機械設備	b. 空気調和設備の(g)に、“空調方式は中央空調方式とする”ように指示がありますが、考えられる方式の中から事業者で比較検討により最善案をご提案すると考えてよろしいでしょうか。	中央空調方式の中で最善案を提案してください。
378	資料-2 要求水準書	44	4	5	2	2	機械設備	b. 空気調和設備の(j)に、「業務内容や室用途において重要な室の空調機は、非常電源でも稼働できる構造とする」とありますが、非常電源が必要な“業務内容や室用途において重要な室”は、別添資料4-1-1各室性能表の空調区分F:災害時に活動する部屋と考えるとよろしいでしょうか。	別添資料4-1-1各室性能表の空調区分欄に記号が記載されている室です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
379	資料-2 要求水準書	45	4	5	2	2	機械設備	c. 換気設備の(e)に、「保管庫及び書庫等は、保管する物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とする。」と記載があるため、対象となる室を確定するのに別添資料4-1-1各室性能表の「空調区分」「換気区分」を確認したと思いますが、“保管庫及び書庫等”とは、別添資料4-1-1各室性能表に記載の“どの室”かを具体的に諸室名称でお示しいただけますか。	別添資料4-1-1各室性能表の空調区分欄に記号が記載されている室です。
380	資料-2 要求水準書	45	4	5	2	2	機械設備	c. 換気設備の(e)に、「保管庫及び書庫等は、保管する物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とする。」と記載がありますが、別添資料4-1-1各室性能表の「空調区分」「換気区分」を拝見すると、配置の必要がない「-」などの記載もあるため、温湿度管理が本当に必要であるか判断がつきかねます。もし設置しない場合、保存状態に悪影響を及ぼさない温湿度条件をご教示いただけますか。	空調区分に記号の記載があり換気区分に「-」との記載がある室については、設置する空調機で換気についても兼ねている考えです。両方とも必要ないものについて、温湿度条件はありません。仮眠室については、空調区分「E」のため修正を行います。
381	資料-2 要求水準書	46	4	5	2	2	g. 排水設備(d)	駐機場からの排水について浸透性枋等を使用することのご趣旨をご教示下さい。	油水分離槽を経由して浸透性枋等を設置するのは、駐機場での給油作業による漏油があった場合を想定しています。
382	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	2	1. 昇降機設備(e)	「エレベーターの利用人数は、7人程度」との記載がありますが、身体障がい者対応の場合、定員11人以上とする必要があります。エレベーターの定員は、記載の人数を最低限として提案によって考えて宜しいでしょうか。	エレベーターの利用人数は、「7人以上」とします。なお、身体障がい者の利用も想定し、バリアフリー法その他関係法令に準じた計画を提案してください。
383	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	給油施設関連設備	各設備の取扱所の区分は関係法令に則り計画すればよろしいでしょうか。特別な要求等はございますでしょうか。	ご理解のとおりです。
384	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	給油施設関連設備	給油対象となる巡視船のサイズをご教示願います。	特定資料として提供します。
385	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	給油施設関連設備	各岸壁・棧橋は着岸予定の巡視船のサイズが決まっているでしょうか。全ての岸壁・棧橋から全てのサイズの巡視船に給油予定でしょうか。	特定資料として提供します。
386	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	給油施設関連設備	配管のルート等の条件については(d)に記載がありますが、電気・計装のケーブル類については特に条件がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
387	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (a) 給油設備の配置	棧橋A・Bにおける巡視船の着岸、岸壁Eにおける巡視船及びタンカー船の着岸に必要な設備は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
388	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (a) 給油設備の配置	各棧橋・岸壁に対して巡視船の着岸する位置及び、給油口の位置をご教示ください。	特定資料として提供します。
389	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (a) 給油設備の配置	巡視船給油口の口径及び接続規格をご教示ください。	特定資料として提供します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
390	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (a) 給油設備の配置	①に記載の出入港等の作業に必要な範囲と車両等の動線を具体的に ご教授ください。	特定資料として提供します。
391	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (a) 給油設備の配置	国土交通所告示により緊急時における船舶の移動に支障とならない ための措置が求められていますが、荷役ホースでの接続の場合、 通常のフランジ接続では問題があるでしょうか。	問題ありません。
392	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (a) 給油設備の配置	A重油のタンカー船からの受入れ完了時は受入設備内の残油について、 タンカー船からのエア押しをして頂けるとの認識で問題ない でしょうか。	燃料調達におけるタンカー船の状況によります。
393	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (a) 給油設備の配置	巡視船へのA重油給油完了時に給油設備内の残油については巡視船 側からエア押しして頂くことは可能でしょうか。	不可とします。
394	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (a) 給油設備の配置	巡視船への給油ホース接続時に巡視船に設置されているホイスト 等を使用してホースを吊上げることは可能でしょうか。	不可とします。
395	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (d) 配管計画	E岸壁の配管について埋設管路内配管とのご指定ですが、受入設備 及び給油設備の弁類、計器類、接続設備等は地上部に設置するも のとお考えでしょうか、これらの設備もGL以下になる様にピット 等への設置をお考えでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
396	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (d) 配管計画	埋設管路内配管の構造・工法はどの様にお考えでしょうか。ご指 定が無ければ以下の条件を考慮し事業者にて提案するとのご認識 でしょうか。 ①防波堤・護岸から打ち上る海水や漂流物による損傷を避けられる 構造。 ②配管からの漏洩があった場合に確認ができること。 又、以上の条件のもと次の構造・工法で要求水準を満たせないも のはあるでしょうか。 a. ヒューム管又は鋼管によるさや管方式の埋設配管 b. ボックスカルバートによる埋設配管 c. 1重の油配管に漏えい検知用横引管を併走させてる構造の埋設 配管 d. cに加え、漏えい拡散防止措置を施した構造 e. トレンチ内配管 f. トレンチ内配管をトレンチごと埋設する構造 g. 防波堤等の防護設備を備えた地上配管 h. 高潮等の影響がおよばない高さに設置する地上配管	①及び②はご理解のとおりです。 現時点における構造・工法については回答を控えます。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
397	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (d)配管計画	①によるF護岸の埋設管路内配管はF護岸の範囲を既存岸壁法線（共有水面との隣地境界線）より護岸の地中構造物のある約17mの範囲と考え、その範囲内に配管を敷設する場合に適用されるとの認識で間違いはないでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
398	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (d)配管計画	①について対象となる配管はA重油配管のみでしょうか。又はJET燃料配管・消火配管・計装空気等の配管も同様でしょうか。	JET燃料配管は除きます。
399	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (d)配管計画	JET燃料配管について関連する指針により、可能な限り地上配管としなければならないと定められております。①で道路横断部等は埋設管路内配管とのご指定がございますが、トレンチ等の埋設しない構造へ変更してもよろしいでしょうか。また可能な場合は併走する配管についても同じトレンチ内であれば同様に変更してもよろしいでしょうか。	No. 398の回答を参照してください。 また、設置に関しては事業者の提案によるものとします。
400	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (d)配管計画	漂流物は流木等の日常的に打ち上るものを考慮するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
401	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (d)配管計画	栈橋A・Bの配管についてトレンチ内に敷設とのご指定ですが、給油設備の弁類、計器類、接続設備等は地上部に設置するものとお考えでしょうか、これらの設備もGL以下となる様にピット等への設置をお考えでしょうか。	トレンチ内に設置するものです。
402	資料-2 要求水準書	48	4	5	2	3	給油施設関連設備	(e) 給油施設管理方法で、給油施設の運営業務を管理できるシステム等を計画することとありますが、③ ストレーナーの状況の確認及び ⑤ 配管内圧力は、どの様なシステム管理を想定されているのでしょうか？	効率的な維持管理・運営業務を踏まえた事業者の提案によるものとします。
403	資料-2 要求水準書	48	4	5	2	3	給油施設関連設備	c. 海上防災設備等の(b)について、設置する地中成分油漏れの井戸型モニタリングポストは海上防災設備の欄に記載がありますが、給油施設区画での設置との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	資料-2 要求水準書	48	4	5	2	3	b. 防消火設備	(c)にて岸壁・栈橋上の防消火設備は屋外泡消火栓とのことですが、地元消防局等との協議により他の方式へ変更となった場合は要求水準の変更との理解でよろしいでしょうか。	当庁との協議も必要です。
405	資料-2 要求水準書	48	4	5	2	3	b. 防消火設備	鹿児島市消防局と事前協議をしたが、入札までに結論が出なかった設備で想定と異なった部分、入札後に変更となった設備については要求水準の変更との扱いでよろしいでしょうか。	当庁との協議も必要です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
406	資料-2 要求水準書	48	4	5	2	3	c. 海上防災設備等	オイルフェンスの法的な設置数量及び長さは本施設全体を1つの油保管施設及び係留施設として考え、関連規則により1基を設置すれば良いでしょうか。 または「係留施設」は栈橋、岸壁毎に別と考え、E岸壁を油保管施設の設置者及び係留施設の管理者として、A/B栈橋をそれぞれ別の係留施設と考えて必要な基数・長さで設置する必要があるでしょうか。	(3) a. (b) ②に示す要求水準を踏まえて検討してください。
407	資料-2 要求水準書	48	4	5	2	3	c. 海上防災設備等	A重油の受入配管、巡視船への給油配管等で遮断弁の設置が必須な箇所はございますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
408	資料-2 要求水準書	48	5	2	2	3	海上防災設備等	井戸型モニタリングポストを設置するとのことですが、点検回数、報告回数について規程はございますでしょうか？	規定はありません。
409	資料-2 要求水準書	48	4	5	2	3	(e) 給油施設管理方法	本項に記載の①～⑤の項目はそれぞれ遠隔、現地を問わず事業者の提案による管理ができれば良いとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
410	資料-2 要求水準書	49	4	6	1	1	事業者の役割	「施設整備を実施する設計企業、建設企業、工事監理企業」に入札説明書p4一行目の「その他必要な業務」の追加をお願い申し上げます。その他、同様の趣旨の箇所についても同じく追加をお願いいたします。	原文通りとしますが、「施設整備を実施する設計企業、建設企業、工事監理企業」には、設計、建設、工事監理業務を行う「その他必要な業務を行う企業」も含まれると考えてください。
411	資料-2 要求水準書	49	4	6	2	1	建設工事費コスト管理計画書	工事種目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合に海上保安庁に報告とありますが、報告後の海上保安庁のご対応の流れをお示しいただけますか。対応事例があればご紹介ください。	当庁における対応事例はありません。報告後は、提出いただいた資料の内容の確認を行います。
412	資料-2 要求水準書	49	4	6	2	1	建設工事費コスト管理計画書	基本設計着手前に提出する建設工事費コスト管理計画書は、P-50に記載のある表で「総括表」のみ指示がありますが、この総括表は、入札時に提出する様式B-4-21「建設工事費等（参考）」を提出すれば要求を満たすと考えますがいかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
413	資料-2 要求水準書	49	4	6	2	1	建設工事費コスト管理計画書	「事業契約書に記載の内訳書と整合」させることが求められていますが、ここの事業契約書に記載がある内訳とは、別紙1で貼り付けさせられる「事業契約書」との整合を意味するのでしょうか。それとも、事業契約書P-14第3章の第40条に記載のある、令和5年9月30日までに確定させると記載のある内訳についてでしょうか。常に実情に沿った内訳書と整合させることを意味しているので、後者の“令和5年9月30日までに確定させると記載のある内訳”と理解しています。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
414	資料-2 要求水準書	50	4	6	2	1	建設工事費コスト管理計画書	内訳明細書の提出時期に「事業契約書に規定する内訳書の確定時」とありますが、事業契約書P-14第3章の第40条に記載のある、令和5年9月30日までの期日であるとの理解でよいでしょうか。	No. 413の回答を参照してください。
415	資料-2 要求水準書	50	4	6	2	1	建設工事費コスト管理計画書の内容	総括表において、昇降機設備は機械設備の区分に含むと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
416	資料-2 要求水準書	50	4	6	2	2	事業費内訳書等	「事業契約書に規定する「施設整備費」の内訳書の内訳区分については、事業契約書に基づき作成する」と記載がありますが、一見、同語反復(トートロジー)のように拝見しますが、誤りではないでしょうか。本文で意図するところを、お示しいただけますと幸いです。事業契約書P-11 第2章の第30条に記載のある、「別紙5に定めるところにより」、別紙5に事業契約締結時に貼り付ける、入札説明書資料1-3『事業費の算定及び支払方法』に基づいて、内訳を作成するとの指示内容でしょうか。	誤りではありません。後段については、ご理解のとおりです。
417	資料-2 要求水準書	50	4	6	2	2	事業費内訳書等	本項で指示のある「事業費内訳書等」については具体的にどの内訳書を指すのか指示がありませんが、P-50の「・建設工事費コスト管理計画書の内訳」の表に記載のある、「内訳明細書」との理解でよいでしょうか。	事業契約書に規定する施設整備費の内訳書及び建設工事費コスト管理計画書の内訳にある内訳明細書です。
418	資料-2 要求水準書	50	4	6	2	2	事業費内訳書等	bに記載のある「同内訳書等の提出に合わせて」とありますが、P-50の「・建設工事費コスト管理計画書の内訳」の表に記載のある「内訳明細書」の提出タイミングに合わせて、この「内訳明細書」に記載のある単価根拠等が十分に説明できる資料を提出するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
419	資料-2 要求水準書	50	4	6	2	2	事業費内訳書等	bに記載のある「同内訳書等の提出に合わせて」出す資料ですが、P-50の「・建設工事費コスト管理計画書の内訳」の表に記載のある「内訳明細書」の提出に際して、「内訳明細書」に記載のある単価根拠等の資料を出すとの理解ですが、これについて全明細のすべての単価根拠を示す資料となると、とてつもなく膨大な資料を漏れなくご提示するのは物理的に難しいです。事業者にて“主要なもの”と理解する明細の単価根拠や、海上保安庁で“確認を取りたい”単価根拠について海上保安庁から指示があるものについて、その根拠書類を提出することとしたいのですがいかがでしょうか。	公共工事内訳書標準による積算に基づき算出された金額を延べ面積数量で割り戻した単価であれば根拠の説明資料になります。
420	資料-2 要求水準書	50	4	6	2	3	コスト削減報告書の作成	こちらの削減効果を照らし合わせるための根拠資料について、令和3年10月8日に公開された質疑回答書の要求水準書(案)の10ページ目のNo.138の回答にて、「選定事業者に対して情報を提供する」とありますが、この方針は変わらないものと理解してよいでしょうか。	当庁は選定事業者に対して「施設整備業務」、「維持管理業務」、「運営業務」のコスト内訳明細等の情報提供はせず、提案書の内容を基にコスト削減を図った内容を整理し報告するものとして変更します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
421	資料-2 要求水準書	50	4	6	2	3	コスト削減報告書の作成	コスト削減報告書の作成方法やフォーマットなども、選定事業者に対してお示しいただけるとの理解でよいでしょうか。あまり一般的な作成書類ではないと理解しており、海上保安庁の要望する記載内容についてあらかじめお示しいただいたうえで作成したいと考えております。	事業者の提案によるものとします。
422	資料-2 要求水準書	50	4	6	2	4	要求水準の確認	bの前段にて、「要求水準書の確保のための事業者による管理の基本的考え方事業者は」と記載があり、ご記載と思われま。正しい文章をお示しいただけますか。	要求水準書を修正します。
423	資料-2 要求水準書	50	4	6	2	4	要求水準の確認	bにて、ここではじめて「事業提案書」という用語が出現しますが、他に言及なく、用語集にも具体化がありません。『基本協定書』P-2 第1条の七でお示しのある「事業計画書」のことであるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
424	資料-2 要求水準書	51	4	6	2	4	要求水準の確認	cの(a)にて、基本設計着手前に要求水準確認計画書を提出するとありますが、同じ項目のcの(b)にて“設計業務に係る要求水準確認計画書”の提出を「基本設計着手前に」作成とあり、cの(d)にて“工事に係る要求水準確認計画書”の提出について記載がありますので、「要求水準確認計画書」とは、「設計業務に係る要求水準確認計画書」と「工事に係る要求水準確認計画書」の2種類を作成するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
425	資料-2 要求水準書	51	4	6	2	4	要求水準の確認	cの(a)にて「基本設計着手前に要求水準確認書を海上保安庁と協議の上で作成し」と記載があるので、cの(b)で言及のある“設計業務に係る要求水準確認計画書”についても、令和4年8月上旬の“落札者の選定”の時期から基本設計着手前の間で、海上保安庁と協議を開始してもよいでしょうか。設計業務の管理技術者及び各主任担当技術者に作成させるとの理解ですが、『要求水準書』P-9 第2章 第2節 4(2)契約又は覚書等の写しにおいて、令和4年10月1日からのスムーズな設計委託契約が締結できない可能性もあり、この基本設計着手前に済ませておかねばならない「要求水準確認計画書の作成提出」を出来る限り早期に完成させたい目的で聞いております。	ご理解のとおりです。
426	資料-2 要求水準書	51	4	6	2	4	要求水準の確認	要求水準確認計画書の作成について、様式15-4添付①『必須項目チェックシート』に、要求水準としてお示しの“必須項目”が列挙されているため、こちらを用いて、参考資料4-4のお示しの「項目」や「要求水準の項目」を整理していくとの手法でも良いでしょうか。この様式15-4添付①にすべて羅列されているとの理解をしております。	ご理解のとおりです。
427	資料-2 要求水準書	51	4	6	2	4	要求水準の確認	dに記載の要求水準確認報告書の提出時期はいつでしょうか。	b. (a) ~ (c) に示す時期です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
428	資料-2 要求水準書	51	4	6	2	4	要求水準の確認	dに記載の要求水準確認報告書の作成者が、要求水準確認計画書の作成者と同一である必要はありますか。計画作成者が設計業務の管理技術者及び各主任担当技術者で、計画確認者が工事監理者であるようなケースもあると理解しています。	同一である必要はありません。
429	資料-2 要求水準書	51	4	6	2	5	設計・施工工程表	本事業の施設整備業務着手前までの提出と記載がありますが、ほかの記載に倣って、「基本設計着手前」と読み替えて問題ないでしょうか。	施設整備業務着手前は、現地調査前とします。
430	資料-2 要求水準書	51	4	6	2	5	設計・施工工程表	「本事業の施設整備業務着手前までに、海上保安庁と協議を行い、各種書類の提出時期及び海上保安庁との協議調整工程を盛り込んだ設計・施工工程表を作成」と記載があるので、令和4年8月上旬の“落札者の選定”の時期から基本設計着手前の中で、海上保安庁と協議を開始してもよいでしょうか。『要求水準書』P-9 第2章 第2節 4(2)契約又は覚書等の写しにおいて、令和4年10月1日からのスムーズな設計委託契約が締結できない可能性もあり、この基本設計着手前に済ませておかねばならない「設計・施工工程表の作成提出」を出来る限り早期に完成させたい目的で聞いております。	ご理解のとおりです。
431	資料-2 要求水準書	51	4	6	2	5	設計・施工工程表	作成した設計・施工工程表の海上保安庁確認をうけないと基本設計に着手できませんが、この確認にどれくらいの日程を必要とされますか。それこそ設計・施工工程表の作成の上で、確認所要日数を考慮した工程表作成の必要があるためお示しください。	5開庁日必要です。
432	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	6	環境対策等	CASBEEによる環境保全性の検証を行うタイミングとして実施設計途中とありますが、時期は事業者で任意に設定できますか。	ご理解のとおりです。
433	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	6	環境対策等	CASBEEによる環境保全性の検証を行うタイミングとして工事途中とありますが、時期は事業者で任意に設定できますか。	ご理解のとおりです。
434	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	6	環境対策等	工事途中に、エネルギー使用予測値を算出し、負担値とともに提出するとありますが、この提出時期は、事業者で任意に設定できますか。	ご理解のとおりです。
435	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	6	環境対策等	施設供用開始後1年間の海上保安庁と事業者毎のエネルギー負担値をお示しするように記載がありますが、令和3年10月8日に公開された質疑回答にて、要求水準書(案)の12に記載のあるNo.167とNo.168にて、本施設にかかる光熱費の負担は事業者では不要であるとの理解を持っておりましたが、本事業の公募に際して方針の変更がありましたでしょうか。本施設の引き渡し後に、維持管理・運営業務を事業者で実施いたしますが、その際に、本施設の利用に際して、事業者で負担する光熱費はないとの理解です。	必要はありませんが、使用量は算出してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
436	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	7	事業パンフレットの作成	工事着手時に作成し、たった1年数か月後の工事完了時にも新たに作成する必要があり、「工事着手時バージョン」のパンフレットは短期間の利用で役目を終えてしまいますので、別添資料4-7『施設整備業務に関する成果物』に記載のある作成部数500部については、100部ずつ印刷し、なくなり次第海上保安庁に納めることで、紙資源の節約につなげる提案は可能でしょうか。	作成部数は500部としてください。
437	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	11	什器・備品の配置計画への協力	プロット図の作成時期について「基本設計時」「工事着手前」「工事期間中」とありますが、工事期間中は設計業務がもう終わってしまっていますが、この対応は、一貫して、本事業の設計企業が担わねばなりません。「基本設計時」と「工事着手前」については、本事業の設計業務を担う設計企業で対応させますが、工事期間中については、かならずしも当該設計企業で対応できず、どの者が引き継ぐことになるかもしれません。	プロット図は、工事監理からの指摘・調整による設計意図を反映させてください。必ずしも設計企業対応ではありません。
438	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	11	什器・備品の配置計画への協力	プロット図の作成について、海上保安庁のご要望をうかがい、各機会ごとに、プロット図を1回ご提出するとの理解でよいでしょうか。複数回の修正やり取りの場合、協力では済まないレベルのご要望には、業務との兼ね合いでお応えしかなる可能性もあります。	相互確認により各段階において修正等があるものと想定してください。
439	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	12	近隣対策	対象地は近隣住民が極端に少ないエリアであると理解しており、ここに記載のあるように、問題があれば実施するのであり、必ず実施しなくてもよいでしょうか。その場合、要求水準書P-52(5)dにある「近隣説明の工程」については省略できるものと理解しております。	近隣住民だけでなく、近隣企業においても対象となりますので、事前に調査をして適切に対応して下さい。
440	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	12	近隣対策	土地の現状確認について、土地所有者が悪意を持って立ち会わない場合、これに伴うリスクは、海上保安庁に帰属するのでしょうか。	各関係者の善意をもってこの事業は進められます。ご質問のリスクについては、当庁に帰属します。
441	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	12	近隣対策	「工事用車両通行路については、工事前に現状を確認し、損傷があった場合は現状復旧をする。」とありますが、ここでいう“損傷があった場合”とは、本事業の事業者の工事に起因して損傷があった場合に限るとの理解です。	ご理解のとおりです。
442	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	12	近隣対策	国交省事業で先行して対象地一帯で施工している栈橋工事などが完了した時点で、これらの国事業側でも、彼らの原因に起因する損傷への原状復旧がなされますか。本事業では、先行する国交省事業から引き継ぐ工事用道路や、経路を同一とする近隣道路環境が当然あるため、事前にご対応いただかない限り、帰責性がない損傷を本事業側で復旧する不要コストが発生する可能性もあるためです。海上保安庁にとっても事業者にとってもリスクが大きいので、国交省と事前協議いただきますようお願いいたします。	No. 441の回答を参照してください。また、現地調査において、現状確認を十分に行ってください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
443	資料-2 要求水準書	52	4	6	2	12	近隣対策	現状確認について、「写真撮影・測量のうえ土地所有者の確認を実施し」とありますが、事業者の判断で必ずしも測量が必要ではない箇所の現状確認については、測量を実施せずに土地所有者確認を実施してもよいでしょうか。	結構です。
444	資料-2 要求水準書	53	4	6	4	1	設計業務計画書の作成	基本設計着手前までに、設計業務計画書を作成と記載があるので、令和4年8月上旬の“落札者の選定”の時期から基本設計着手前の中で、海上保安庁と本件作成に関する協議を開始してもよいでしょうか。『要求水準書』P-9 第2章 第2節 4(2)契約又は覚書等の写しにおいて、令和4年10月1日からのスムーズな設計委託契約が締結できない可能性もあり、この基本設計着手前に済ませておかねばならない「設計業務計画書」を出来る限り早期に完成させたい目的で聞いております。	結構です。
445	資料-2 要求水準書	53	4	6	4	4	b. 基本設計書の提出	昇降機設備は機械設備の区分に含むと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
446	資料-2 要求水準書	54	4	6	4	4	設計図書の作成	cに「実施設計書は、(5)bの区分に基づき作成し」とありますが、前頁の「(3) b)」の誤記ではないでしょうか。	第6節2(1) 建設工事費コスト管理計画書の内容表にある内訳明細書の区分により作成してください。
447	資料-2 要求水準書	54	4	6	4	4	設計図書の作成	cに、実施設計書の提出に際して、内容を説明し、確認を受けた上で海上保安庁に提出をするとありますが、だれの確認を受けた上で海上保安庁に提出するのでしょうか。	行政庁の確認を受けたうえで提出してください。
448	資料-2 要求水準書	54	4	6	4	4	設計図書の作成	cに、実施設計書の提出に際して、内容を説明し、確認を受けた上で海上保安庁に提出をするとありますが、海上保安庁がこの確認をするのに必要な日数をお示しいただけますか。作業工程を計画するうえで、お示しいただけますようお願いいたします。	5開庁日必要です。
449	資料-2 要求水準書	54	4	6	4	5	企画書対応確認書の作成	事業者で作成した企画書対応確認書の海上保安庁への提出時期はいつでしょうか。	基本設計完了時に提出してください。
450	資料-2 要求水準書	54	4	6	4	6	防犯性の検証	「官庁施設の防犯に関する基準及び同資料」と「防犯性能評価シート」については、入札参加者に示す」とありますが、どのようにお示しがありますでしょうか。	本項目は削除します。
451	資料-2 要求水準書	54	4	6	4	6	防犯性の検証	設計防犯性能評価シートについては「作成する」だけにとどまって記載がありますが、海上保安庁へのご提出の必要がありますか。	No. 450の回答を参照してください。
452	資料-2 要求水準書	54	4	6	4	6	防犯性の検証	設計防犯性能評価シートについては海上保安庁へのご提出時期はいつでしょうか。	No. 450の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
453	資料-2 要求水準書	55	4	6	4	8	申請及び手続き等	dに、地域住民への説明を実施する場合の補助について記載がありますが、現状で予定されている海上保安庁主催の地域住民説明会の予定をお示しいただけますでしょうか。	工事開始前に開催予定です。
454	資料-2 要求水準書	55	4	6	2	8	申請及び手続き等	c.に記載のある、海上保安庁が設計・工事期間中に行う協議、申請、手続きについて、内容を具体的にお教えください。	協議、申請、手続きの必要が生じたときに内容を確認します。
455	資料-2 要求水準書	56	4	6	4	10	成果物等の情報の適正な管理	cとdに参照として(11)とありますが、本項の(10)のご記入ではないでしょうか。	誤記ですので、要求水準を修正します。
456	資料-2 要求水準書	56	4	6	4	11	その他、業務の履行に係る条件等	ここで記載のある「写真」とは、工事中の現場写真や、完成した本施設を撮影した写真、完成模型の写真(成果物納付する写真)などのことでしょうか。	本事業において撮影したすべての写真です。
457	資料-2 要求水準書	56	4	6	5	1	着手前の業務内容	bに着手前に施工品質管理方針書の作成が求められていますが、提出時期は具体的には、「建設工事」の着手前のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
458	資料-2 要求水準書	56	4	6	5	1	着手前の業務内容	bの(b)の(ア)に、施工時のセルフモニタリングについて施工品質管理方針書に記載を求められていますが、その実施方法などは事業者及び関係者(建設企業、工事監理企業等)で自由に設定して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
459	資料-2 要求水準書	57	4	6	5	1	着手前の業務内容	cにて、着手前に施工体制台帳の提出を求められておりますが、通常の工事と同様で、工事着手よりも前に各事業者と契約に至らない工種も多々あるため、「工事着手時」においては現状の契約状態について体制表を報告し、工事期間中に順次、契約が整ったものを報告するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
460	資料-2 要求水準書	57	4	6	5	1	着手前の業務内容	現場代理人について、1次審査書類での申請提出が求められておりませんので、工事着手前に、建設企業で任意の者を設定して「現場代理人及び監理技術者届」でお示しすれば十分でしょうか。	ご理解のとおりです。
461	資料-2 要求水準書	57	4	6	5	1	着手前の業務内容	dの(b)にて、建設企業の提出書類を、工事監理企業が確認し、承諾を受けたものを海上保安庁に提出するとありますが、この「工事監理企業の承認」を、従来は書類への押印対応をしておりましたが、押印省略の情勢を踏まえ、これら承認確認の押印を省いてもよいでしょうか。	押印は、省略可とします。
462	資料-2 要求水準書	57	4	6	5	2	建設期間中の業務内容	aの(c)に、「工事監理状況を海上保安庁に毎月報告」とありますが、ここで「工事監理状況」と記載があるのは、建設企業の工事管理状況を毎月「工事監理企業」に提出し、工事監理企業が確認・承認したものを海上保安庁に提出するという意味で記載があるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
463	資料-2 要求水準書	57	4	6	5	2	建設期間中の業務内容	bの(a)に「工事監理報告書」を提出するように記載がありますが、これが、上段の(2)a.(b)に記載のある「工事監理状況を海上保安庁に毎月報告する」提出書類との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
464	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	aに、事業者による完成検査について記載がありますが、給油施設等の試運転に際して、岸壁や栈橋等を必要な時間、無償で事業者が試運転のために利用できるとの理解でよいでしょうか。令和3年11月26日に公開された質疑回答における要給水準書(案)P-19のNo.87の回答で、無償利用について認められると回答がありました。	岸壁は事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書、栈橋は国有財産使用許可により使用ができ、使用にあつては海上保安庁との事前調整が必要です。
465	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	aに、事業者による完成検査について記載がありますが、給油施設等の試運転に際して、タンクの漏れ確認のためにタンク内に入れるA重油については、そのままの状態海上保安庁に引き渡せるとの理解でよいでしょうか。令和3年11月26日に公開された質疑回答における要給水準書(案)P-19のNo.88の回答で、引き渡し可能と記載があります。	No. 51の回答を参照してください。
466	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	aに、事業者による完成検査について記載がありますが、給油施設等の試運転に際して、タンクの漏れ確認のためにタンク内に入れるジェット燃料については、そのままの状態海上保安庁に引き渡せるとの理解でよいでしょうか。令和3年11月26日に公開された質疑回答における要給水準書(案)P-19のNo.88の回答で、引き渡し可能と記載があります。	No. 51の回答を参照してください。
467	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	施設引渡しの際、試運転で使用後、施設内に残ったA重油及びJET燃料の在庫分の調達費用は別途精算頂けるとの認識ですが、その条件は、 ①基準数量は、施設引渡し時のA重油・ジェット燃料の在庫数量 ②単価は調達企業が調達した際の単価(運搬費・経費等含む)と同額 と考えてよろしいでしょうか。	No. 51の回答を参照してください。
468	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	aに、事業者による完成検査について記載がありますが、給油施設等の試運転に際して、タンクの漏れ確認のためにタンク内に入れるA重油については、このA重油の購入費用は、海上保安庁でご負担いただけるとの理解でよいでしょうか。	費用は事業者の負担となります。引渡し時においてタンク内に残っているものについては、No. 51の回答を参照してください。
469	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	aに、事業者による完成検査について記載がありますが、給油施設等の試運転に際して、タンクの漏れ確認のためにタンク内に入れるA重油とジェット燃料の代金については、入札価格に含めないとの理解でよいでしょうか。令和3年11月26日に公開された質疑回答における要給水準書(案)P-19のNo.89の回答を参照しております。	完成検査に必要なA重油及びジェット燃料の代金については入札価格に含めて算出してください。その後のタンク内に残っているものについては、No. 51の回答を参照してください。
470	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	aに、事業者による完成検査について記載がありますが、給油施設等の試運転に際して、タンクの漏れ確認のためにタンク内に入れるジェット燃料については、このジェット燃料の購入費用は、海上保安庁でご負担いただけるとの理解でよいでしょうか。	No. 469の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
471	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	aに、事業者による完成検査について記載がありますが、給油施設等の試運転に際して、タンクの漏れ確認のためにタンク内に入れるA重油については、海上保安庁で独自に契約するA重油の納入事業者から納入するとの理解ですが、これら納入事業者との試運転にかかる連絡調整は、海上保安庁でなっていましたか。	完成検査における燃料調達については、事業者にて実施してください。
472	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	aに、事業者による完成検査について記載がありますが、給油施設等の試運転に際して、タンクの漏れ確認のためにタンク内に入れるジェット燃料については、海上保安庁で独自に契約するジェット燃料の納入事業者から納入するとの理解ですが、これら納入事業者との試運転にかかる連絡調整は、海上保安庁でご担当いただけますか。	No. 471の回答を参照してください。
473	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	bに、海上保安庁による完成検査について記載がありますが、現地にて書類確認を行うとの理解でよいでしょうか。	書類及び現物の確認を行います。
474	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	bに、海上保安庁による完成検査について記載がありますが、現地にて書類確認を行う場合の実施場所は、敷地内に先行して建設された既存施設である船艇用品庫Ⅰを会場として利用できますか。PFIによる費用低減を目的に、事業者で配置する仮設建設事務所については、早期撤去してレンタル費用を低減させたく考えております。	利用できません。
475	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	bに、海上保安庁による完成検査について記載がありますが、だいたいの必要日数などをお示しいただけますか。スケジュール想定に活用したいと思います。	事業契約書（案）第61条第1項のとおりです。
476	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	自らの費用で試運転を実施するとの記載がありますが、試運転後、施設引渡し時に施設内に残ったA重油及びJET燃料の在庫分の調達費用は本事業とは別の支払いで燃料を調達した企業と精算していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者に支払います。
477	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	施設引渡しの際、試運転で使用後、施設内に残ったA重油及びJET燃料の在庫分の調達費用は別途精算頂けるとの認識ですが、精算費用には燃料の調達費用の他に ①仮払い期間に対する金利負担 ②燃料調達にかかる事務手数料 も含んで頂けるでしょうか。	施設完成にかかる検査費用の一部のため、含みません。
478	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	試運転の際は岸壁・栈橋等を事業者が希望する範囲・期間、制約なく使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	岸壁は事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書、栈橋は国有財産使用許可により使用ができ、使用にあつては海上保安庁との事前調整が必要です。
479	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	完了時の業務内容	試運転時は給油先となる巡視船等をご提供頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、搭載予定の燃料の金額については別途協議します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
480	資料-2 要求水準書	59	4	6	5	4	海上保安庁による重点確認工程など	cにて、海上保安庁が別に契約するコンサルタント業者について言及がありますが、本事業をマネジメントするコンサルタント業者について発注の予定があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
481	資料-2 要求水準書	59	4	6	5	4	海上保安庁による重点確認工程など	cにて、海上保安庁が別に契約するコンサルタント業者について言及がありますが、別で本事業をマネジメントするコンサルタント業者について発注がある場合、この、後で決まったコンサルタント業者の独自指示については、本要求水準書の記載内容以上のものについては対応の必要がないとの理解でよいでしょうか。PFI事業において、公告に際して開示された要求水準書以上の要求をコンサルタント企業から求められても、追加でコストがかかるような業務対応はできません。	当庁から監視・確認を行うもので、コンサルタント企業からの直接指示があるものではありません。内容については事業者からの提案内容も含まれます。
482	資料-2 要求水準書	59	4	6	6	5	施工計画書、品質管理計画書、施工報告書の提出	aで作成が求められている総合施工計画書とは、要求水準書P-57の第4章第6節5(1)b. の(b)の施工品質管理方針書のイ)で示された「・全体施工計画概要等」とは別の提出書類でしょうか。「施工計画書」の内容を指し示す作成要望書類が多く、整理のためにお尋ねしております。	ご理解のとおりです。
483	資料-2 要求水準書	59	4	6	6	5	施工計画書、品質管理計画書、施工報告書の提出	aで作成が求められている総合施工計画書とは、要求水準書P-57の第4章第6節5(1)d. の(a)で示された「・施工計画書(詳細工程表、工事実施体制、主要協力業者一覧表、仮設計画書を含む)」とは別の提出書類でしょうか。「施工計画書」の内容を指し示す作成要望書類が多く、整理のためにお尋ねしております。	ご理解のとおりです。
484	資料-2 要求水準書	59	4	6	6	5	施工計画書、品質管理計画書、施工報告書の提出	bで作成が求められている「工種別の施工計画書及び品質管理計画書」とは、要求水準書P-57の第4章第6節5(2)b. の(a)で示された「・主要工事施工計画書」とは別の提出書類でしょうか。「施工計画書」の内容を指し示す作成要望書類が多く、整理のためにお尋ねしております。	ご理解のとおりです。
485	資料-2 要求水準書	59	4	6	6	6	施工体制の点検	ここで「監理技術者又は主任技術者」と記載がありますが、本事業で建設企業としての元請企業に求められていた「主任担当技術者」という表現ではなく「主任技術者」との記載がとられているのは、重層下請負業者においても“建設業法で配置が求められている主任技術者”についての配置状況を確認するとの意向で記載されていると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
486	資料-2 要求水準書	59	4	6	6	6	施工体制の点検	「その他の工事現場の施工体制が、施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検」とは、どのようなケースを想定して記載があるのでしょうか。「“監理技術者又は主任技術者の設置状況及びその他”についての、工事現場の施工体制が、施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検」とのことでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
487	資料-2 要求水準書	59	4	6	6	7	実施工程表、月間工程表の提出	「躯体」「仕上げ」「外構」「電力設備」「通信設備」「衛生設備」「空気調和設備」「昇降機設備」の8種類の実施工程表と月間工程表を作るとの指示がありますが、施工開始の初期に工事着手に至らない工種もありますので、これらの区分ごとに、施工着手する前月からの作成でよいのでしょうか。必ずしも建設施工開始当初から作成する必要がないものもあると理解しております。	全ての工事の予定を工事着手前に提出してください。
488	資料-2 要求水準書	59	4	6	6	9	海上保安庁が行う別途業務への協力	現状で想定している「海上保安庁が実施する本事業以外の内装工事又は改修工事等の別工事」があれば、工事内容と時期をお示しいただけますでしょうか。	現時点においては想定していません。
489	資料-2 要求水準書	59	4	6	6	9	海上保安庁が行う別途業務への協力	相互に業務実施時間帯、業務実施場所、範囲の調整を行う必要がある「海上保安庁が実施する本事業以外の内装工事又は改修工事等の別工事」とは、本事業の施設整備期間中のみ、事業者には調整義務が生じるとの理解でよいのでしょうか。維持管理・運営期間については、調整を行う必要がないと理解しています。	維持管理・運営期間中においても事業者実施の作業等の調整が発生することもあります。
490	資料-2 要求水準書	60	4	6	6	10	使用材料の詳細に係る確認	各入居官署に説明を行うことが記載ありますが、第十管区海上保安本部の皆様以外に、説明が必要な”入居官署”の想定があるのでしょうか。	使用材料の詳細説明は海上保安庁のみで足りるため、また以降の記載は削除します。
491	資料-2 要求水準書	60	4	6	6	11	電波障害対策	携帯電話不感知対策として、対象エリアとして「本施設」と「本施設内」、時期として「工事期間中」と「竣工検査直前」とお示しがありますが、本施設とは別添資料1-1『用語の定義』にある「給油施設、回転翼機格納庫・駐機場(離発着場含む)、船艇用品庫及びこれらに付帯する工作物その他の施設」に定義づけのあるエリアとの理解で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
492	資料-2 要求水準書	60	4	6	6	11	電波障害対策	携帯電話不感知対策として、対象エリアとして「本施設」と「本施設内」、時期として「工事期間中」と「竣工検査直前」とお示しがありますが、給油施設のタンク内は含まないとの理解で良いのでしょうか。おそらく燃料タンク内は携帯電話不感知です。	維持管理において、事業者職員が常時立入を行うのであれば含むものとします。
493	資料-2 要求水準書	60	4	6	6	13	地中障害物及び埋蔵文化財の撤去、搬出及び処分	仮に公表されている資料から想定されない、あるいは調査結果の無い部分から汚染土壌（地中障害物や埋蔵文化財含む）が発見され、対策費用が生じた時は「事業者にて予見出来ない汚染土壌」との位置付けのもと、海上保安庁がその費用を負担して頂けるとの理解で宜しいのでしょうか。令和3年10月8日に公開された質疑回答における、実施方針(案)P-2のNo.17、要求水準書(案)P-4のNo.39の回答を参照してお尋ねしております。	ご理解のとおりです。
494	資料-2 要求水準書	60	4	6	6	14	申請及び手続き等	bでお示しの、海上保安庁へ提出する申請書類の写しの製本について、P-58の第4章第6節5(3)b. の(b)の(シ)で示された、「諸官庁届け出書類の写し」と同じものであるとの理解でよいでしょうか。	(14) a. に示す一切の書類です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
495	資料-2 要求水準書	60	4	6	6	14	申請及び手続き等	bでお示しの、海上保安庁へ提出する申請書類の写しの製本について、申請書類の写しを、ファイルに綴じた状態でも結構でしょうか。「製本」について、外部発注で対応が必要な場合、コストが発生して入札金額に影響するため、事前におたずねしております。	提案によるものとします。
496	資料-2 要求水準書	60	4	6	6	16	特定調達物品等採用の実績報告	海上保安庁へ提出する、特定調達物品等の採用状況の報告について、P-58の第4章第6節5(3)b. の(b)の(セ)で示された、「その他必要図書」に含まれるものとの理解でよいでしょうか。	(14) b. ケ)に示す一切の書類です。
497	資料-2 要求水準書	61	4	6	6	17	完成図の作成	カーテンウォール施工図は、事業者提案で該当箇所がない場合は提出する必要はありませんか。	ご理解のとおりです。
498	資料-2 要求水準書	61	4	6	6	19	完成写真の提出	必要画素を満たせば、航空写真5カットは、事業者から外部発注する航空機からの撮影でなく、建設企業自らでドローンを用いて撮影されたものでもよいでしょうか。	結構です。
499	資料-2 要求水準書	62	4	6	6	20	建設工事内容紹介プレゼンテーション資料の作成	ここで記載のある「建設工事の内容を紹介するためのプレゼンテーション資料」とは、要求水準書P-54の第4章第6節4(7)で示された「事業紹介プレゼンテーション資料」に続く形で作成したものでよいでしょうか。Microsoft Powerpointでの作成を想定しています。	ご理解のとおりです。
500	資料-2 要求水準書	62	4	6	6	21	事業記録の作成	ここで記載のある事業記録とは、要求水準書P-58の第4章第6節5(3)b. の(b)の(イ)で示された「工事記録(工事記録に関する写真を含む)」とは違うものでしょうか。	ご理解のとおりです。
501	資料-2 要求水準書	62	4	6	6	23	図面等の情報の適正な管理	本事業における工事実績を一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)の所管する工事・業務実績情報データベースへ登録することも本事業参画の副次的なメリットと考えており、別添資料4-2『建設工事に関する留意点』のk.に記載のある通り、CORINSに登録するつもりですが、ここで公に登録される情報は、ここで記載のある“管理が求められる情報”ではないとの理解で良いでしょうか。延床面積や建築構造などを登録するはずであり、このような基礎情報はゆくゆく公開されるため、建設後は、事業者を守る責務が無いとの理解です。	事業契約書(案)第5条のとおりです。
502	資料-2 要求水準書	62	4	6	6	23	図面等の情報の適正な管理	貸与される図面等や「貸与資料」と言及がありますが、現状で想定される、これらの“現物でお渡しいただける”書類の内容についてお示しいただけますか。多くの資料が、現時点で公開されており、これ以上の設計と条件がどれほどあるかを把握するためにお聞かせいただけますと幸いです。受注の後ほどに、「応札期間中は見せられなかったこの与条件がある」と提示されても、提案した事業計画に合致しない可能性もあるためです。	特定資料がこれに該当します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
503	資料-2 要求水準書	63	4	7			工事管理業務	駐機場及び給油施設が含まれておりますが、駐機場及び給油施設は建築基準法第2条、第88条、同施行令第138条において、各施設は条文のどの箇所に該当して、建築物かつ建築基準法が準用される工作物として取り扱われるのでしょうか。 また、取り扱われる場合、給油施設では具体的にどの施設(屋外貯蔵タンク、給油施設監視棟等)になりますでしょうか。	No. 22の回答を参照してください。 また、給油施設では、給油施設(屋外貯蔵タンク、貯蔵タンク)、給油施設監視棟、外溝が取扱われます。
504	資料-2 要求水準書	63	4	7			工事管理業務	駐機場及び給油施設が含まれておりますが、通常、屋外貯蔵タンクは消防法の適用となりますが建築基準法は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	No. 503の回答を参照してください。
505	資料-2 要求水準書	67	5	1	2		業務内容	(1) 回転翼格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務、(2) 本施設に係る運營業務のいずれにおいても、警備業務に関する要求がありませんが、海上保安庁にて警備会社と個別に警備契約を実施されるとの理解で間違いないでしょうか？要求水準書に記載の警備システムを用いた警備業務が必要な場合は追記を頂けますでしょうか？	No. 262の回答を参照してください。
506	資料-2 要求水準書	67	5	1	2		業務内容	(1) 回転翼格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務には、対象施設の衛生管理(清掃等)等は含まれないという理解で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
507	資料-2 要求水準書	67	5	1	2	1	長期修繕計画策定・実施	回転翼格納庫・船艇用品庫に関わる維持管理業務として「長期修繕計画策定・実施」とありますが、20年間の維持管理機関の修繕計画を立て、その修繕工事費についても事業費に含める考えでしょうか、それもと修繕計画と工事立会いの人件費を見るまで(工事費は別)でしょうか。前者の場合、20年の長期にわたる物価上昇や、新素材、材料ではない現在の材料で想定し事業費を組む考えとなりますが、ここは「事業費の算定」P-8記載の「事業費の改定ー基本的考え方」等に基づきますと物価変動、技術革新による毎年度の見直しが行われるとの記載での対応と考えておられるのでしょうか。	別添資料5-1「修繕に係る要求水準」のとおりです。
508	資料-2 要求水準書	67	5	1	2	1	長期修繕計画策定・実施	本施設の運營業務に関わる業務内容として「長期修繕計画策定・実施」とありますが、20年間の維持管理機関の修繕計画を立て、その修繕工事費についても事業費に含める考えでしょうか、それもと修繕計画と工事立会いの人件費を見るまで(工事費は別)でしょうか。前者の場合、20年の長期にわたる物価上昇や、新素材、材料ではない現在の材料で想定し事業費を組む考えとなりますが、ここは「事業費の算定」P-8記載の「事業費の改定ー基本的考え方」等に基づきますと物価変動、技術革新による毎年度の見直しが行われるとの記載での対応と考えておられるのでしょうか。	No. 507の回答を参照してください。
509	資料-2 要求水準書	70	5	1	5	3	計画書等の作成、提出等	d 消防計画書の文面で、以下の(a)から(d)とありますが、当該項目の記載が見当たりませんので、お教えいただけませんか？	「以下の(a)から(d)を満たす」の記載は誤記ですので、削除します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
510	資料-2 要求水準書	72	5	1	5	6	緊急時の対応a.	港湾の施設の技術上の基準・同解説の第八十二条3の三にて 石油荷役機械の性能規定として、「緊急時における船舶の係留施設からの移動に支障とならないための適切な措置が講じられていること」と記載がございます。本事業での適用内容＝必要となる措置としては、鹿児島県沿岸における津波浸水想定（鹿児島県 平成26年12月）で記載のある津波到達時間（8分間）までの間に、船舶給油口と荷役設備とのアンフランジングを完了させ、船舶が避難場所まで退避可能な状態にすることが必要と考えますが、ご見解をお示し頂き度お願い致します。	要求水準書では、港湾の施設の技術上の基準・同解説の第八十二条第3項第三号に規定するものは求めていますので、事業者の提案によるものとします。
511	資料-2 要求水準書	72	5	1	5	6	緊急時の対応c.	鹿児島県沿岸における津波浸水想定（鹿児島県 平成26年12月）で記載のある津波到達時間（8分間）までの間に、船舶給油口と荷役設備とのアンフランジングを完了させ、アンフランジングに従事する陸側の作業員は作業完了後、所定の避難場所まで避難可能な状態にすることを事業者の計画書等に記載する必要があると考えますが、ご見解をお示し頂き度お願い致します。	事業者の提案によるものとします。
512	資料-2 要求水準書	73	5	5	6		災害等による本施設の復旧について	h. 災害等による本施設の復旧が必要となった場合・・・について、記載がありますが、災害等での復旧については、事業者は立案に関し協力し、修繕費は海上保安庁で負担頂けると解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
513	資料-2 要求水準書	74	5	5	9		業務にあたっての諸条件	f. 業務実施のために必要となる以下の物品を海上保安庁と協議のうち、事業者に貸与するとありますが、貸与の必要性和防犯管理の検討から必要になるので、貴庁にて本施設に整備予定の備品リストを開示頂けますでしょうか？	第5章第1節5（9）f.（a）及び（b）を想定しています。
514	資料-2 要求水準書	75	5	2	1	4	エネルギー管理士	「エネルギー管理士」は、維持管理企業の職員からの選任ではなく、専門性を持った外部の再委託契約会社の職員を選定し、維持管理企業とエネルギー管理士との連携で、要求されている書類・報告書に対応することも可と理解して宜しいでしょうか	事業者の提案によるものとします。
515	資料-2 要求水準書	76	5	3	1	4	巡視船への給油業務	要求水準書での巡視船への給油時間帯は、平日の日中（8：30～17：00）となっておりますが、現状、巡視船の燃料タンク容量や1回あたりの給油数量（想定最大値等）が分かりません。日中の時間（8：30～17：00）を超えてしまいそうな給油数量及び給油時間の場合には、どのような対応を取れば宜しいでしょうか？本事業契約外での別途精算になるとの理解でしょうか？	搭載時間及び給油量について、必ず報告書等へ記載し、本事業外での対応がわかるようにしてください。精算方法については、No. 51の回答を参照してください。
516	資料-2 要求水準書	76	5	2	3	1	長期修繕計画の策定	長期修繕計画を維持管理・運営期間中の各年度において、建築・設備の状況を確認し必要に応じて長期修繕計画の改定を行う」とありますが、改定に伴うコスト変更は協議いただけるとの解釈で宜しいでしょうか。「事業費の算定」P-8記載の「事業費の改定－基本的考え方」に基づく質問です。	資料-1-3「事業費の算定及び支払方法」のとおりです。
517	資料-2 要求水準書	76	5	2	5		整備施設周囲の環境保全	本施設周囲の環境を良好に保つよう、環境保全業務を実施とありますが、火山活動の軽石漂着等、想定外の対応については別途清算の協議を頂けると理解して宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
518	資料-2 要求水準書	76	5	2	5		整備施設周囲の環境保全	「事業者は、事業用地内に打ち上げられたごみの収集・処分、事業用地内の植栽管理(植栽を計画する場合)等を行い」とありますが、海上の岸壁又は栈橋に打ち寄せられ海面を浮遊しているごみの収集作業は危険性を伴うため、対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
519	資料-2 要求水準書	76	5	3			給油施設に係る運営業務	「【別添資料5-4】『給油施設運営業務に係る要求水準』によるものと」する旨記載がありますが、当該資料にある給油及び受入業務におけるオイルフェンスの展張業務を外部業者へ委託することは可能との理解でよろしいでしょうか	事業者の提案によるものとします。
520	資料-2 要求水準書	76	5	3			給油施設に係る運営業務	オイルフェンス展張ボートの所有権は海上保安庁と事業者のどちらの資産となりますか、ご教示願います。要求水準書P-48 第4章第5節2.(3)c.海上防災設備等の(d)に記載がありますが、本事業で整備し設置するものと理解しております。	オイルフェンス展張ボートは、借用又は保有による所有権は事業者の資産となります。展張方法については、提案によるものですので、事業者の負担となります。
521	資料-2 要求水準書	76	5	3	1	3	油種、給油回数、給油量	A重油、JET燃料、其々の1日あたりの最大給油量をご教授願います。	要求水準書に記載のとおりです。
522	資料-2 要求水準書	76	5	3	1	6	業務実施に係る事項	運用上、各所(エアレント等)から排出される残油についての処理方法は貯蔵タンクへ戻す、産廃処理するなどご指定はございますか。	指定はありません。
523	資料-2 要求水準書	77	5	3	2	1	燃料搬入管理業務(タンクへの荷入れ)	(1)業務内容 a海上保安庁が手配するタンカー等から巡視船岸壁EにおいてA重油を受け入れ、屋外貯蔵タンクに貯留するとありますが、手配されたタンカー等が積み込み作業を行った製油所等から巡視船岸壁に着栈するまでの運航確認や調整業務等は海上保安庁側で行っていただけるとの理解で宜しいでしょうか?	ご理解のとおりです。
524	資料-2 要求水準書	78	5	3	2	4	業務実施に係る事項f.	津波や突風により船舶の係留限界を超えた場合には、船舶が係留位置から流される等の不測の事態が予想されます。船舶給油口と荷役設備が接続中の状況においては、荷役設備が破損し海上へ油が流出する可能性があります。その際の機械補修費用及び漏油事故等の防除措置費用等、対応に要した費用は事業者の負担になると考えますが、ご見解をお示し頂き度お願い致します。過去に突風や津波により船舶が流され、船舶給油口に接続中の荷役設備が破損し、海上へ大量の油が流出した事例がございます。	事業契約書(案)別紙6 不可抗力による費用分担によるものとします。
525	資料-2 要求水準書	78	5	3	2	3	業務実施体制	A重油受入並びにJET-A1燃料受入、巡視船給油が同時発生する可能性はございますでしょうか、ご教示願います。	可能性はあります。
526	資料-2 要求水準書	78	5	3	2	3	業務実施体制	A重油受入並びにJET-A1燃料受入、巡視船給油が同時発生する場合、A重油及びJET-A1燃料の受け入れ其々において資格保有者の常時立会を要しますか、ご教示願います。	適法に対応をお願いします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
527	資料-2 要求水準書	78	5	3	2	3	業務実施体制	JET-A1燃料受入と巡視船2隻への同時給油が同タイミングで発生する可能性はございますでしょうか。	可能性はあります。
528	資料-2 要求水準書	78	5	3	2	3	業務実施体制	受入及び給油業務が重なる場合において、臨時作業員として一時的に人員を増員することは可能との理解でよろしいでしょうか。	適法に対応をお願いします。
529	資料-2 要求水準書	78	5	3	2	3	業務実施体制	JET-A1燃料受入作業中において、危険物保安監督者の常時立会(受入中含め)が必要との理解でよろしいでしょうか。	適法に対応をお願いします。
530	資料-2 要求水準書	78	5	3	2	3	業務実施体制	JET-A1燃料受入作業中において、危険物保安監督者の常時立会(受入中含め)の代替として、監視カメラシステム等での対応は可能との理解でよろしいでしょうか。	適法に対応をお願いします。
531	資料-2 要求水準書	78	5	3	3		燃料在庫管理業務	15℃換算による容量を報告するとありますが、タンクゲージシステムからはレベルと温度を受信し記録するが、容量計算にはJIS規格に規定された15℃の密度、タンクレベル、タンクテーブルを使用して計算で求めるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
532	資料-2 要求水準書	78	5	3	3		燃料在庫管理業務	15℃換算による容量を報告するとありますが、報告は日報、週報、月報、年報の単位で管理し、且つ油種別にまとめると認識していますが、棧橋、バースごとの報告は不要との理解でよろしいでしょうか。	巡視船への搭載記録も含めて必要です。
533	資料-2 要求水準書	78	5	3	3		燃料在庫管理業務	15℃換算による容量を報告するとありますが、貯蔵タンクへの燃料受入時は燃料液面に揺らぎが生じることから正確な在庫確定のためには静置時間後にレベル測定を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
534	資料-2 要求水準書	78	5	3	3		燃料在庫管理業務	正確な在庫確定のために15℃換算による容量のレベル測定は、静置時間後に行う必要があると考える場合に、貯蔵タンクへの燃料受入と貯蔵タンクから巡視船への燃料給油を同時に行ってはいけないという理解でよろしいでしょうか。	同一タンクでの受け入れ払い出しは避けるよう調整してください。
535	資料-2 要求水準書	78	5	3	3		燃料在庫管理業務	本事業で貯蔵する燃料が保全対応不要となる場合に、税関への帳簿提出は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
536	資料-2 要求水準書	78	5	3	4	2	a. 運転・監視及び日常点検・保守業務	航空機燃料ハイドラントは駐機場へ設置される為、給油ホースその他設備の点検・保守等、ハイドラントで実施される日常業務等は事業者の役務範囲外との認識でよろしいでしょうか。	本事業に含まれます。
537	資料-2 要求水準書	78	5	3	4	2	a. 運転・監視及び日常点検・保守業務	回転翼機への給油は事業者の業務に含まれない為、その監視業務も不要と考えてよろしいでしょうか。	本事業に含まれます。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
538	資料-3 提出書類の記載要領	8	1	5	2		事業提案に関する提出書類	提案書様式A-1-1とA-1-2に続く下段の欄にて、「選定企業以外の事業関係者からの関心表明書」の自由提出について記載ありますが、これら関心表明書に対する評価は、A-1-1の30点配点とA-1-2の20点配点のどちらに加点影響を与えるのでしょうか。両方(合算した50点)に影響を与えることもありますか。	回答を差し控えます。
539	資料-3 提出書類の記載要領	8	1	5	2		事業提案に関する提出書類	「選定企業以外の事業関係者からの関心表明書」の自由提出について記載ありますが、取得枚数で加点点評価の優劣が決まることではないとの理解ですがよいでしょうか。この関心表明書の集め合いで加点点評価優劣が決まるようであれば、応札する事業者側としては、関心表明書をあつめることに相当執着することになると理解しておりますので、必ずご方針を海上保安庁にお示しいただけますようお願いいたします。 (例)Aグループが関心表明書を10枚収集して提出し、Bグループが関心表明書を20枚収集して提出した場合、評価点30点のうち、Aチームが50%の15点で、Bチームが最も優れているので100%の30点獲得のようなケース	回答を差し控えます。
540	資料-3 提出書類の記載要領	8	1	5	2		事業提案に関する提出書類	「選定企業以外の事業関係者からの関心表明書」の自由書式での自由提出について、“自由に作成された関心表明書の記載文章や、事業関係者によって表明された関心の内容”について、その優劣で加点点評価の点数が変わることはありますか。	回答を差し控えます。
541	資料-3 提出書類の記載要領	8	1	5	2		事業提案に関する提出書類	「選定企業以外の事業関係者からの関心表明書」の自由提出について、本事業で評価対象とした理由や記載経緯をお示しいただけますか。そもそもの“関心表明書の収集と事業者からの提出”とは、定期借地権を付与する公的不動産利活用PPPなどにおける、将来建設される建物への賃貸借入居者や売買契約購入者などから徴収することで、応札事業者の独自採算事業の確実性を判断するのに有効ではありますが、サービス対価購入型のPFI-BTOスキームで、この趣旨での関心表明書を提出される事業公募は稀であると理解しています。	回答を差し控えます。
542	資料-3 提出書類の記載要領	9	5	2			融資条件書	A-2の添付資料として、融資条件書の記載がありますが、SPCが借入を予定する金融機関からの関心表明書や融資確約書の添付も可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
543	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	2			企業名の記載	様式15-5を用いて企業名をA~Zの伏字に設定しますが、これらアルファベット冒頭に●●A社と役割を設定して記入しますが、例示で「設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業、金融機関、保険会社、監査法人」とありますが、これら文字数の制約上、「設計、建設、維持管理、運営、金融、保険、監査」と2文字で省略して記載するルール付けをしてもよいか	結構です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
544	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	2			企業名の記載	様式15-5を用いて企業名をA～Zの伏字に設定しますが、これらアルファベット冒頭に●●A社と役割を設定して記入しますが、例示で「設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業、金融機関、保険会社、監査法人」とありますが、これらの例示以外でも、担当する役割を表しやすい表現で事業者で自由に設定してよいでしょうか。	結構です。
545	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	2			企業名の記載	様式15-5を用いて企業名をA～Zの伏字に設定しますが、設定として用いないアルファベットの会社入力マスは、ブランクのまま書式を提出すべきでしょうか。それとも、入力の必要のないマスを、斜線書きする必要がありますか。	ブランクのまま提出してください。
546	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	2			企業名の記載	代表企業、構成員及び協力企業以外の企業名（関心表明書の取得先や保険会社、金融機関等）については、記載可能という理解でよろしいでしょうか。	企業名については、正本には示すこととし、副本には示さないこと（黒塗り等）としてください。応募者名については、正本にはグループ名を示すこととし、副本には通知する番号を記載してください。
547	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	4			書式等	イに、” 様式に特に指定のない場合は、共通様式を使用し、横書き片面とすること”とありますが、P-6から第二次審査資料について説明があり、(1)入札に関する提出書類についてはA4と指定がありますが、(2)事業提案に関する提出書類については、事業全体のコンセプトのみA3横と指定があるだけに留まっていますので、これら様式に指定がないものについては、A3とA4で事業者で自由に設定できるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
548	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	5			編集方法	維持管理に関する提案書類と運営に関する提案書類は、Cの分野として合わせて編集する対応でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
549	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	5			編集方法	イに、提案書の1項目が複数ページにわたる場合は、右肩に番号を付すこととありますが、これは手書きや数字スタンプでの記載でも結構でしょうか。	ご理解のとおりです。
550	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	5			編集方法	イに、提案書の1項目が複数ページにわたる場合は、右肩に番号を付すこととあり、P-22第2章 3キに、「参照が必要な場合には、該当するページを記載すること」とあります。参照を求めることが多いと予想されますので、共通様式の右肩に欄が設けられている通り、書式番号と書式番号ごとの番号（○/○）を、ここでいう「ページ数」として扱うことは可能でしょうか。すべての提案書で通し番号でのページ数を全書式の右肩に別途入力することは書類整理上難点が多いためです。【例】4ページまで記載が認められる「諸室面積表」の3ページ目を参照させる場合の参照記載例：「 B-4-3 3/4 参照 」	可能とします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
551	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	5			編集方法	エに「経営管理に関する提出書類、施設整備に関する提出書類、維持管理に関する提出書類、運営に関する提出書類に分けて編集すること」と4つにわけるように記載がありますが、P-23 第2章6(2)エに、「AからCまでの分野ごとにA3ハードファイルに綴じ」とありますので、この要求は、ひとつめのA3ハードファイルにA「経営管理に関する提出書類」とじ、ふたつめのA3ファイルにB「施設整備に関する提出書類」、みっつめのA3ハードファイルにC「維持管理・運営に関する提出書類」で綴じること結構であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
552	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	6			提出部数	A3のハードファイルを3つ封入できるほど、大きくてマチの大きい封筒がなかなか手に入らないのですが、ここでいうハードファイルは、どのような規格のものを想定されていますか。紙ファイルなどへのファイリングに変更することで、少し厚みを低減できるかと考えております。	紙ファイルやリングファイルでの提出も可とします。なお、ファイルサイズはA4とし、A3版の様式については折り込みにて編集してください。
553	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	6			提出部数	「AからCまでの分野ごとにA3ハードファイルに綴じ」とありますが、みっつめのA3ハードファイルに封じるC「維持管理・運営に関する提出書類」については、枚数制限が合計6枚で、これに添付資料 様式C-1-1添付資料①が加わる程度で、枚数が少なくてファイルも薄い仕上がりとなりますが、わざわざA3ハードファイルに分けて封じる必要がありますか。	No. 553の回答を参照してください。
554	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	6			提出部数	A3のハードファイルを3つ封入できるほど、大きくてマチの大きい封筒がなかなか手に入らないのですが、封筒ではなく、段ボール箱など、別の方法で封入することは可能でしょうか。	可能とします。
555	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	6			提出部数	20部用意とありますが、関心表明書などの押印されていることが求められそうな書類については、すべてコピー控えを封じて提出することでよいでしょうか。	結構です。
556	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	6			提出部数	オに「表紙には、右肩に1～20の番号をつけること」とありますが、これはハードファイルそのものの表紙につけるとの理解でよいでしょうか。外見で、どの通し番号のファイル一式かを識別するために記載させるものと理解しています。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
557	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	6			提出部数	オに「表紙には、右肩に1～20の番号をつけること」とありますが、ファイルの外見で、どの応札者が提出したファイルであるかを識別する必要があるかと思いますが、1～20の番号以外に、各グループを識別する番号などの記載が必要ではないでしょうか。他のPFIやプロポーザル案件では、参加資格通知に併せて、伏字として使うグループNo.や名称が付与され、このグループNo.や名称を、このようなファイルや書類に記載させることが多いように理解しています。	表紙には、参加資格通知時に示す各個別番号を記載し、右肩に1～20の番号をつけて提出してください。
558	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	6			提出部数	オに「表紙には、右肩に1～20の番号をつけること」とありますが、ファイルの外見で、どの応札者が提出したファイルであるかを識別する必要があるかと思いますが、1～20の番号以外に、各グループを識別する番号などの記載が必要ではないでしょうか。他のPFIやプロポーザル案件では、参加資格通知に併せて、伏字として使うグループNo.や名称が付与され、このグループNo.や名称を、このようなファイルや書類に記載させることが多いように理解しています。	No. 557の回答を参照してください。
559	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	7			提出部数	PDFは、対象の様式をすべてひとつのpdfにまとめる必要がありますか。それとも、提出様式ごとにひとつのpdfとしたものを格納すればよいでしょうか。	様式を全て一つにまとめて提出してください。なお、提案書PDFデータには目次を作成し、目次の項目に該当するページへのリンクをつけて提出してください。
560	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	7			提出部数	CD-Rで容量が足りない（概ね700MB）場合は、DVD-Rやブルーレイディスクでの提出でも可能でしょうか。	DVD-Rでの提出は可能とします。
561	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	7			提出部数	エクセル書式は、Microsoft Excel 2010に対応するデータを封入するとありますが、様式A-2添付のEXCELの印刷対象領域外に記載のある※13には「本様式は、Microsoft Excel（Microsoft365以下に対応したバージョン）を使用して作成すること。」とあります。おそらくmicrosoft365で作成した拡張子.xlsxであれば、Excel2010で確認が取れるものと理解しておりますが、そのような理解でよいでしょうか。※excel2010をインストールしているPCが弊社内にないため(microsoft365を利用)、確認が難しい環境からお尋ねしております。	ご理解のとおりです。
562	資料-3 提出書類の記載要領	23	2	7			提出部数	共通様式はexcelとwordのどちらもお示しがありますが、計算式などのエクセル機能の利用を想定していませんので、pdfでのデータ提出でよいでしょうか。	エクセル関数機能による金額を算定したものを提出してください。計算に関連しないものについては、PDFでの提出でも可とします。
563	資料-4 事業者選定基準	3	5	1	1		開札	入札予定価格は非公開ですか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
564	資料-4 定基準 事業者選	3	5	1	1		開札	入札予定価格は、入札額を税抜で記載させることから、税抜金額で設定されていますか。	回答を差し控えます。
565	資料-4 定基準 事業者選	3	5	1	1		開札	入札金額があまりにも著しく低い場合で、事業実施の困難が疑われるような金額のばあいでの、低入札価格調査制度に準拠するような調査などは発生するか。発生するなら、いつのタイミングで実施しますか。	発生しません。
566	資料-4 定基準 事業者選	3	5	1	2		事業提案の審査	厳密に言えば計画地の外で実施される、資器材の納品などに係る工夫や応札者の事業実施体制（応札者の店社における事業フォロー体制など）なども、第二次審査書類に記載することで採点対象とされるとの理解でよいでしょうか。	回答を差し控えます。
567	資料-4 定基準 事業者選	3	5	1	2		事業提案の審査	ここでいう「要求範囲外」とは、評価される事業領域の話であり、加点評価点の獲得を狙う目的で、要求水準をポジティブに超える事業提案は採点対象となるとの理解でよいでしょうか。	本事業に関係のないものを示しています。
568	資料-4 定基準 事業者選	3	5	1	2	1	必須項目審査	一項目でも要求水準を満たしていない場合は欠格となると記載ありますが、「加点項目を狙うための」とある事業提案”によって、ある要求水準を満たさなくなるが加点評価が大きく、事業全体に係るプラス効果が大きい」ような事業提案は、どのように評価されますか。それでも欠格となるのでしょうか。	要求水準を満たしていない提案は失格となります。
569	資料-4 定基準 事業者選	3	5	1	2	1	必須項目審査	一項目でも要求水準を満たしていない場合は欠格となると記載ありますが、「加点項目を狙うための」とある事業提案”によって、ある要求水準を満たさなくなるが加点評価が大きく、事業全体に係るプラス効果が大きい」ような事業提案は、令和4年4月11日～15日に開催予定の事業提案書作成説明会の場で、ご相談させていただけるのでしょうか。	事業提案書作成説明会での意見交換は可能ですが、要求水準を満たしていない提案は失格となります。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
570	資料-4 事業者選 定基準	3	5	1	2	1	必須項目審査	一項目でも要求水準を満たしていない場合は欠格となると記載ありますが、「加点項目を狙うための“とある事業提案”によって、ある要求水準を満たさなくなるが加点評価が大きく、事業全体に係るプラス効果が大きい」ような事業提案は、令和4年4月11日～15日に開催予定の事業提案書作成説明会の場を過ぎた後には、海上保安庁と提案書記載可否にむけたご相談ができなくなるのでしょうか。提案書提出の期限は令和4年6月10日であり、4月15日以降も、提案項目を応札者で検討していくなかで議論が深まり、海上保安庁に可否をご判断いただきたいことも容易に想定されるためです。プラス効果を産む提案可否判断を相談できる機会を今よりも多く設けられることで、事業者提案の質があることは、海上保安庁にとってメリットしかないと考えられますので、ご設定いただけますようお願いいたします。	第2回質問回答にて質問を受付けます。
571	資料-4 事業者選 定基準	3	5	1	2	2	加点項目審査	アに、「審査委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、入札参加者の事業提案に関する内容を確認する場合がある」と記載がありますが、この”都度毎に内容に対する確認”が、入札説明書P-3 3 (6) 事業期間等に記載のある、「令和4年6月下旬総合評価審査確認書類のヒアリング」でしょうか。	ご理解のとおりです。
572	資料-4 事業者選 定基準	3	5	1	2	2	加点項目審査	アに、「審査委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、入札参加者の事業提案に関する内容を確認する場合がある」と記載がありますが、このヒアリングは、応札者が集められて対面でその場で受け答えするようなものでしょうか。それとも、書面などで質疑事項がまとめられたものを、期限内にメール回答さしあげるような形式でしょうか。できれば、現地即座に回答するのではなく、数日の猶予を持って書面回答差し上げる形式の方が、齟齬や間違いなく意味合いをお伝えできると理解しております。	ヒアリングについては、プレゼンテーションの前にヒアリング確認事項を書面にて回答いただき、プレゼンテーション後にその場で質疑応答の場を設ける予定としています。
573	資料-4 事業者選 定基準	3	5	1	2	2	加点項目審査	アにある「審査委員会における採点」において、P-5の「表 評価ランク、評価指標及び評価係数」を用いて、各評価委員の意見を集約して、合議の上で、評価委員会の4段階評価した点数が決まるとの理解でしょうか。この採点方法の如何によって、加点評価1点に対する応札者側の考え方が左右されるためお尋ねしております。(想定例)[加点項目B-1-2]60点について、5名の評価委員が意見を出し合い、5名で合議の上でABCDの四段階評価を判定して、審査委員会として、60点か42点か18点か0点かを定める。	回答を差し控えます。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
574	資料-4 定基準 事業者選	3	5	1	2	2	加点項目審査	アにある「審査委員会における採点」において、P-5の「表 評価ランク、評価指標及び評価係数」を用いて、各評価委員で独自に4段階評価をし、その評価点を何らかの方法で調整し、評価委員会の点数が決まるとの理解でしょうか。この採点方法の如何によって、加点評価1点に対する応募者側の考え方が左右されるためお尋ねしております。(想定例)[加点項目B-1-2]60点について、5名の評価委員がそれぞれで[1人目]A60点、[2人目]B42点、[3人目]B42点、[4人目]A60点、[5人目]B60点と採点し、その平均点の49.2点を審査委員会が出した審査評価案とする。	No. 573の回答を参照してください。
575	資料-4 定基準 事業者選	3	5	1	2	2	加点項目審査	イにて、「海上保安庁による審査結果決定 最終的な加算点決定」と記載がありますが、これは、審査委員会の算定した審査結果案、つまりは加算点が、海上保安庁の意向によって増減調整されるのでしょうか。この場合、この増減調整される基準や評価方法を、事前にお示しいただけますか。	審査委員会が行った事業提案の審査及び評価の結果を総合評価委員会に報告し、最終決定は総合評価委員会が行います。
576	資料-4 定基準 事業者選	3	5	1	2	2	加点項目審査	イの加算項目審査の流れにて、「海上保安庁による審査結果決定最終的な加算点決定」と記載がありますが、これは、審査委員会の算定した審査結果案、つまりは加算点が、海上保安庁の意向によって増減調整されるこの場合、この審査委員会の審査結果案は、落札者の決定・公開にもなって、海上保安庁からHP画面などで情報公開されますか。「この最終的な加算点決定のプロセスが事前に明確に指標化されること」と、「プロポ終了時に海上保安庁でどのような加算点調整がなされたかが情報公開されること」の両方についてお示しいただけない限り、総合評価の公募プロポーザルの体裁をなさないものと理解しております。	No. 575の回答を参照してください。
577	資料-4 定基準 事業者選	3	5	1	2	3	総合評価	②評価内容の公表に「審査委員会の議事内容を参考に加点項目について評価した内容を明確化し」公表するとありますが、海上保安庁による最終的な加算点決定において調整された有り様まで公開されますか。	No. 575の回答を参照してください。
578	資料-4 定基準 事業者選	5	5	3	3	2	評価(採点)方法	「評価によって得られた加算比率を配点に乗じて算出される点数を持って当該加点項目の加算点とする。」とありますが、加算比率を乗じる配点は、P-6から続く③「加点項目および配点」に記載のある「配点」のうち、「小項目」の点数であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
579	資料-4 定基準 事業者選	6	5	3	3	3	加点項目及び配点 A-3	そもそも要求水準で賃上げが求められていませんので、既存のSPCが1社でも賃上げ表明をすれば、D評価ではなく、A評価がいただけるのでしょうか。	他のPFI事業で設立しているSPCが本件に入札参加し、資格ありとなった場合において、賃上げ表明を行えば加点されます。 なお、本事業において設立するSPCについては対象となりません。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
580	資料-4 事業者選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点【注意事項】※2	応札者においては、既存のSPCの賃上げインパクトのようなものが評価されるのでしょうか。例えば、賃上げすることで上昇する賃金額のボリュームが評価されて、ABCDの4段階評価されるとのことでしょうか。	No. 579の回答を参照してください。
581	資料-4 事業者選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点【注意事項】※2	令和4年3月3日付で公開された質問回答の一次審査資料に関する質問回答-13のNo.92でお示しがありました、“既存のSPC”が、「A-3総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」の対象企業であるとの見解がよく理解できておりません。令和4年3月15日に期限を迎える参加申請時点で既に法人登記されたSPCが評価対象でしょうか。	No. 579の回答を参照してください。
582	資料-4 事業者選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点【注意事項】※2	令和4年3月3日付で公開された質問回答の一次審査資料に関する質問回答-13のNo.92でお示しがありました、“既存のSPC”が、「A-3総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」の対象企業であるとの見解がよく理解できておりません。このページの【注意書き】の※2に“本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式A-3の「従業員への賃金引き上げ計画の表明書」を提出すること”と、ありますので、海上保安庁で想定されている“既存のSPC”とは入札参加者であり、この既存のSPCの出資者は、本事業で参加申請をした入札参加メンバーの構成員や協力企業であれば、評価対象の“既存のSPC”であるとの理解でしょうか。	No. 579の回答を参照してください。
583	資料-4 事業者選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点【注意事項】※2	令和4年3月3日付で公開された質問回答の一次審査資料に関する質問回答-13のNo.92でお示しがありました、“既存のSPC”が、「A-3総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」の対象企業であるとの見解がよく理解できておりません。通常のPFI案件では、落札が確定したのちにSPCを組成して法人登記する理解です。本事業においては、令和4年3月15日期限の参加申請の段階でSPCを組成しておき、このSPCに従業員を配置させ賃金をR4年度中に支払わせ、令和4年6月10日提出期限の第二次審査資料提出時に、賃上げ表明書を提出することで、加点評価の対象となるのでしょうか。	No. 579の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
584	資料-4 事業者選 定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点 【注意事項】 ※2	令和4年3月3日付で公開された質問回答の一次審査資料に関する質問回答-13のNo.92でお示しがありました、“既存のSPC“が、「A-3総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」の対象企業であるとの見解がよく理解できておりません。通常のPFI案件では、落札が確定したのちにSPCを組成して法人登記する理解です。本事業においては、構成員や協力会社にかかわりなく、全国に存在するSPCから賃上げ表明書を収集し、この賃上げ表明のインパクトをABCDで4段階評価するのでしょうか。	No. 579の回答を参照してください。
585	資料-4 事業者選 定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点 【注意事項】 ※2	応札者においては、構成員と協力企業で構成される複数社のグループとなりますが、これらの企業の賃上げのインパクトのようなのものが評価されるのでしょうか。例えば、大企業と中小企業と様々ですが、賃上げすることで上昇する賃金額のボリュームが評価されて、ABCDの4段階評価されるとのことでしょうか。	No. 579の回答を参照してください。
586	資料-4 事業者選 定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点 【注意事項】	応札者においては、構成員と協力企業で構成される複数社のグループとなりますが、これらの企業のなかで各社内で協議のうえで任意の企業が賃上げ表明することになると理解していますが、“減点措置が落札者にかかる”と記載があることについては、賃上げ表明を行った企業にのみ降りかかるとの理解でよいでしょうか。	No. 579の回答を参照してください。
587	資料-4 事業者選 定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点	賃上げ実施に対する加点措置、とのことですが、「令和4年4月以降に開始する最初の事業年度において…」との記載がございますが、政府による賃上げ要請・発言が無ければ賃上げをせずいた企業の経営姿勢を官公庁側が評価・加点するものと推察され、過去より賃上げを実施してきた企業の評価は考慮しないとすれば誤った評価をする事になります。また本要請を受け、上場企業が対応表明を行った場合、外資系投資家等から本件に関し問題提起されることが懸念されます。 斯様なトラブルを避ける為にも、既に過年度より従業員給料の賃上げを行っている企業が賃上げに関する数字を示した場合。同様の加点措置を考慮願います。	No. 579の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
588	資料-4 事業者選定基準	7	5	3	3	3	加点項目及び配点施設 B	B-3-1において、「・通常時の運用及び非常時のオペレーション実施に資する施設計画」について30点、「・回転翼機格納庫と船艇用品庫間での効率的な運用を行う上での工夫・提案」について20点と記載がありますが、P-11の加点項目では、「<回転翼機格納庫と船艇用品庫間での効率的な運用を行う上での工夫がなされている>」が30点で、「<回転翼機運用のオペレーション実施に関する施設配置計画である>」が20点の配点となっており、記載内容を拝見するに、それぞれが逆になっているように拝見するのですが、正しい配点はどちらでしょうか。	7ページに記載されている配点が正しいものとなります。資料4を修正します。
589	資料-4 事業者選定基準	14	6				総合評価の模式図	110億円にむけて矢印で予定書価格と記載がありますが、本件の予定価格は税抜きで110億円でしょうか。	No. 563の回答を参照してください。
590	資料-5 基本協定書(案)	5	8	1			準備行為	基本協定書の締結をもって、設計業務の下準備や、海上保安庁や外部関係者、関連する官公庁との打合わせを開始してよいでしょうか。	結構です。
591	資料-5 基本協定書(案)	5	11				第11条(株式の譲渡に関する協力)	万が一パートナー構成員が契約上の地位譲渡の要件に抵触した場合、代替構成員の選定義務は誰が負うことになるのでしょうか、お示し願います。	例えば、金融機関の介入権行使により金融機関により推薦された事業者等が考えられます。
592	資料-5 基本協定書(案)	5	11				第11条(株式の譲渡に関する協力)	万が一パートナー構成企業が契約上の地位譲渡の要件に抵触した場合、残留構成企業が負うことになるのでしょうか。	事業者側の判断によります。
593	資料-5 基本協定書(案)	5	13				談合等の不正行為があった場合の措置	基本協定書第13条による違約金の支払当事者にSPCは含まれず、基本協定書上で定義される「事業者」、つまり「代表企業、構成企業及び協力企業」との認識でよろしいでしょうか。もし、基本協定書における事業者の定義にSPCが含まれる場合は、定義から外していただけますでしょうか。 ※円滑な事業運営・継続のため、談合に関するリスクをSPCに負担させることは回避した方がよいとの考えが質問の背景です。	前段について、ご理解のとおりです。
594	資料-5 基本協定書(案)	5	13	1			談合等不正行為があった場合の措置	協力会社の丙は出資をしないことから、SPCを構成する企業ではないため、丙に帰責性のある事由で本条の事態に陥った場合であってもペナルティ(100分の10に相当する違約金支払い)が課されることは、バランスが取れないと考えますので除外いただけないでしょうか。	原文通りとします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
595	資料-5 基本協定書(案)	9					別紙2 増資計画書の様式	基本協定書の締結時に明確な増資の計画が成り立つことは稀であるはずなので、令和4年8月下旬の基本協定書の締結時においては、この別紙を綴じこむ必要はないとの理解でよろしいでしょうか。事業期間中に、事業者で増資の採否判断が決まった時点で、この別紙2を用いて増資計画を海上保安庁にご報告するのに用いる書式だと理解しております。	基本協定書(案)第5条第2項では、増資計画がある場合の増資計画書の提出を求めています。基本協定書の締結時に増資が計画されるべきとは一切求めていません。
596	資料-6 事業提案書作成説明会実施要領	1	4	2			名簿提出先と提出期間の通知	海上保安庁の公募事業で、なぜ「関東地方整備局総務部契約課」から通知連絡がくるのでしょうか。特段の理由があればお示しいただけますと幸いです。	資料-6に記載のとおり、名簿の提出先と提出時期は、「海上保安庁総務部政務課予算執行管理室」から通知します。
597	資料-6 事業提案書作成説明会実施要領	1	5	1	2		質問の回答	令和4年4月11日～令和4年4月15日に“事業提案書作成説明会の開催”とありますが、入札説明書では、令和4年4月18日～令和4年5月6日に“入札説明書に関する第2回質問提出期間”とお示しがあり、この資料-6には、「入札説明書に関する第2回質問のうち、事業者のノウハウや提案内容等に係る秘匿性の高い質問への回答」を実施すると記載があります。まだ提出ができない“入札説明書の第2回質問”に対して回答を実施するかのように書かれているのですが、当日はどのように回答や質疑が受答えが実施されるのでしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
598	資料-6 事業提案書作成説明会実施要領	1	6	1			質問に対する回答	「第2回質問のうち秘匿性の低い質問については、」事業提案書作成説明会にて回答書を交付するとありますが、秘匿性の高い質問についての説明ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
599	別添資料1-2 適用基準等一覧						—	「消防法」の記載はありませんが、貯蔵する燃料は危険物のため「消防法」の適用は必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
600	別添資料1-2 適用基準等一覧						—	「消防法」を適用する場合、消防法に適合した貯蔵する燃料の漏洩検知機能が必要となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
601	別添資料4-1-1 各室性能表	2					回転翼機格納庫棟<<k棟>>	k1 格納庫：時刻表示(時計)が、A:100㎡に1箇所 となっており、面積で割り戻すと約30箇所となります。適宜個数を見込む考えで宜しいでしょうか。	「C:2個以上設ける」に修正をします。
602	別添資料4-1-1 各室性能表	3					各室性能表	検査対応室1,2の空調区分がB特殊空調となっています。令和3年11月26日の質問への回答書の別添資料-22のNo.6にて、A,Fに変更とありますが、Bのままでしょうか。	正しくは、「A,F」です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
603	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	「圧力給油と重力給油の双方が必要」とありますが、A重油用のポンプ3台の他にJET-A1用のポンプが必要との理解でよろしいでしょうか。	「圧力給油と重力給油の双方が必要」なのは、JET-A1のため、A重油用のポンプについては事業者の提案によります。
604	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	「圧力給油と重力給油の双方が必要」とありますが、圧力式と重力式の切替は手動で行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
605	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	圧力式と重力式の切り替えを手動で行う必要がある場合、手動での切替は現場手動弁での操作の他に現場電動弁を設けて給油施設監視室から遠隔での手動切替も行う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
606	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	n13 航空機燃料ハイドラントは駐機場の両端に設置すること、とありますが、具体的な位置（東西南北等）の要望が御座いましたらご教示下さい	格納庫を背にして左右に配置してください。
607	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	給油方式として圧力給油、重力給油の2種類となっておりますが、ハイドラント2箇所ともどちらの給油方式でも給油可能な計画とした方がよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
608	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	ハイドラント2箇所でも同時に給油する可能性はありますか。給油作業は2系統以上の同時作業はしない計画としていますが問題ないでしょうか。	1箇所のハイドラントにおいて、圧力給油及び重力給油の両方を使用して同時作業はしませんが、1箇所を圧力給油もう一方を重力給油として使用する可能性はあります。
609	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	給油作業は2人以上で行うものとし、給油ポンプ起動停止スイッチはハイドラント付近に設置し、機体側で作業される方が流量表示を確認の上ノズルを操作し、ハイドラント側で作業される方がスイッチを操作する計画としてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
610	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	機体から貯蔵タンクへ燃料を戻入れる際は、機体側から圧送されるでしょうか。抜き取り用ポンプが必要でしょうか。	機体側から圧送されません。抜き取り用ポンプが必要です。
611	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	機体からの燃料戻入れ用の設備は1組とし、ハイドラント近傍の1箇所からのみ可能としてよろしいでしょうか。	No. 318の回答を参照ください。
612	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	ハイドラントの設置箇所は駐機場（エプロン）の両側とのことですが、給油場所（スポット）は駐機場（エプロン）上の格納庫の大扉前、端部との認識でよろしいでしょうか。又は大扉から距離がありますが、待機スペースでの給油も考慮した方がよろしいでしょうか。	No. 318の回答を参照ください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
613	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	給油はハイドラント近傍で行うと考え、給油ホースの長さは30mで計画してよろしいでしょうか。	No. 318の回答を参照ください。
614	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					回転翼機格納庫棟等【回転翼機格納庫】 ○全般事項	「諸室の天井スラブ上は機械・電気設備等置場、資機材置場、維持管理用通路、配管スペースとして使用することを想定し、200kg以上の荷重に耐えうる落下防止柵兼手すりを設置する。」との記載がありますが、その場合は、建築基準法上、諸室の天井スラブ上に用途が発生していると見做され、諸室の天井スラブ上の全範囲を床面積に算入することになり、要求水準書で定められている施設の延べ床面積の上限を超過することになると考えられます。（要求水準書において、同範囲は床面積に算入されていないためです。） そこで、機械・電気設備等置場等に使用する範囲を限定し、その範囲にのみ落下防止柵兼手すりを設置し、同範囲のみを建築基準法上の床面積に算入する対応にしたいと考えますが、宜しいでしょうか。	要求水準書で定める施設の延床面積の上限を超過することがない提案としてください。
615	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	機体洗浄区画を囲うカーテンの運用方法は、機体洗浄する時のみカーテンを閉めると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
616	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	「天井クレーン（格納庫全域をカバー）」との記載がありますが、機体洗浄区画内は、カーテンレールの支持部材と干渉するため、天井クレーンを区画外のクレーン点検台に移動して維持管理を行うことが出来ません。 機体洗浄区画内については、天井クレーンを設置しないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
617	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	「天井には、大扉、天井クレーン及び照明器具のメンテナンス用通路を設置」との記載がありますが、照明器具については、高所作業車等によりメンテナンスを行い天井にはメンテナンス用通路を設けないと考えても宜しいでしょうか。	設置してください。
618	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					回転翼機格納庫棟 全般事項	「諸室の天井スラブ上は機械・電気設備等置場、資機材置場、維持管理用通路、配管スペースとして使用することを想定し、」とありますが、諸室スラブ上は格納庫空間と一体の空間として利用を想定するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
619	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	「回転翼機5機は大扉に面して横2列格納とし、」とありますが大扉に平行になる方向を「列」と呼び、2列で合計5機を配置して格納するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
620	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	「格納庫内の大空間に柱を設置しない構造とする」とありますが、「各機間隔及び各機と諸室又は格納庫内壁の間隔は3m以上確保」をしたうえで、その外となる格納庫内の空間に柱が独立して存在することはよろしいでしょうか。	大空間内に設置しない柱であれば問題ありません。
621	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	フォークリフトが屋外に出入り可能なシャッターを設置するとございますが、大型資機材保管庫では大型扉（幅：3.5m、高さ：3mを想定）となっております。出入り可能なシャッターの大きさは、幅3.5m、高さ3mとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
622	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	機体洗浄装置につきまして、1回あたりの使用水量が400～600Lであることから、手動洗浄での作業とご理解してよろしいでしょうか。	手動若しくは移動式機械にて洗浄します。
623	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	令和3年11月26日の質問への回答書にて、使用する機体洗浄用洗浄機の想定をご回答頂きましたが、洗浄機の機種や台数が明確になっておりましたらご教示ください。また、当該洗浄機は、別途と考えて宜しいでしょうか。	当該洗浄機（車）1台（機種未定）を別途導入と考えております。
624	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					回転翼機格納庫	回転翼機格納庫棟の格納庫以外の各諸室で外部への通行のための入り口が必要な室はございますでしょうか。	ありません。
625	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫他	格納庫に手洗い場を3か所、充電室に手洗い場を設置する。と記載ありますが、温水や電気温水器の記載がないですが給湯は不要と考えてよろしいでしょうか。また、充電室は水栓1箇所と考えてよろしいでしょうか。	温水は必要です。充電室の水栓は1箇所とします。
626	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫他	格納庫、整備室1、2、充電室にコンプレッサーエア供給が必要と記載ありますが、各室毎供給する必要箇所数、圧力、流量をご教示ください。	以下を参照してください。 【規格】アネスト岩田 RR-AT レギュレーターから元圧取り出し口1個及び調整圧の取り出し口1個の計2個 最大圧：1.37MPa、調整圧：0.05～1.13MPa 【必要数】 ・格納庫：6か所 ・整備室1、2：各室1箇所 ・充電室：1か所
627	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	4					k8 整備室1他	整備室1、2、工作室に洗浄作業（温水）が可能な設備を設けると記載ありますが、手洗い程度を行う温水供給のできる水栓を1台設けると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は仕様をご教示ください。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
628	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	4					k10 工作室	工作室に設置される機器の想定が記載ありますが、各一台ずつと考え電源が100V・200V兼用型のコンセントとしてよろしいでしょうか。	以下を想定しています。 三相200V：1か所 単相200V：1か所 100V：2個口（2連）を2個
629	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	4					k11 充電室	専用コンセントは充放電装置（多摩川エアロ製）の電源と考え100V・200V兼用型のコンセントとしてよろしいでしょうか。	以下を想定しています。 単相200V：2か所 100V：2個口（2連）を3個
630	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	5					k12 部品洗浄室・洗濯室	部品洗浄室、洗濯室に必要な給水、温水の仕様（供給箇所数、供給水量等）をご教示ください。部品洗浄室に設置する洗浄機がありましたら仕様をご教示ください。	一般家庭用の給水、温水で問題ありません。 洗浄機の設定はありません。
631	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	5					k12 部品洗浄室・洗濯室	防爆型とする。と記載がありますが使用する危険物の種類及び量をご教示ください。	部品についてのグリス等の油汚れを落とすもので数リットル程度のJET A-1、軽油を使用することがあります。
632	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	5					k13 コンプレッサー室	コンプレッサー本体を取り付ける区画を計画する。とありますが、本工事ではスペースの確保と考え、コンプレッサー本体は別途工事でしょうか。本工事の場合、想定仕様がありましたらご教示ください。	ご理解のとおりです。 また、想定する仕様は、以下のとおりです。 ・馬力（出力）：3.7KW ・電圧：3相200V ・タンク容量：230リットル ・タンク内最高圧力：1.37MPa ・吐出容量：400ℓ/min
633	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	6					K21 高所降下訓練スペース	「訓練用階段（見付面積5m×2m）」との記載がありますが、具体的に何の寸法を示しているのかご教示下さい。	投影面積寸法を示しています。
634	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	6					駐機場（エプロン）	エプロンは約4,650㎡の全面がRC舗装と想定されておりますでしょうか。もしくは、離着陸スペースおよび待機スペースのみRC舗装としてよろしいでしょうか。	全面RC舗装を想定しています。
635	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	6					駐機場（エプロン）	夜間離着陸のため、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準（H29.2.13）」に適合する「境界灯」「風向灯」の設置、とございますが、「国交省航空局灯具使用適合品」ではなく、上記事務処理基準に適合したものであれば良いとの考え方でよろしいでしょうか。	国交省航空局灯具使用適合品に定められた「境界灯」、「風向灯」の設置をお願いします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
636	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	7					駐機場 (エプロン)	「※回転翼機格納庫の計画に当たっての留意事項」の下段の表中の「要件」に「離着陸地帯の近傍に出来る限り風向指示器が設置されていること」とございますが、格納庫と離着陸地帯との位置関係によっては格納庫が壁となり正確な風を捉えられない恐れがございます。また、着陸時に風向指示器が格納庫棟によって視認出来ない恐れも考えられます。このことから、風向指示器は離着陸地帯の近傍でなく、確実に風が捉えられ且つ風向灯が視認できる場所での事業者提案でもよいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
637	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	8					全般事項	船艇用品庫棟と格納庫棟を併設する場合、間の防火シャッターは必須でしょうか。あるいは、特定防火設備の開き戸による対応で問題ございませんでしょうか。	付近通路及び格納庫の離隔3メートルを確保出来れば開き戸でも問題ありません。関係法令及び鹿児島市の基準を遵守してください。
638	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	8					船艇用品庫棟 全般事項	「各階に庇(1階は避難通路を兼ねる)を設置する。」とありますが、1,2階それぞれに建物外周全面に庇が必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
639	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	9					s8 会議室	”・使用機材：パソコン”の記載がございますが、職員様のパソコンを接続する考えで宜しいでしょうか。(事業内ではパソコンは見込まない想定です。)	ご理解のとおりです。
640	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	9					s9 検査対応室1	”・使用機材：パソコン”の記載がございますが、職員様のパソコンを接続する考えで宜しいでしょうか。(事業内ではパソコンは見込まない想定です。)	ご理解のとおりです。
641	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	9					s10 検査対応室2	”・使用機材：パソコン”の記載がございますが、職員様のパソコンを接続する考えで宜しいでしょうか。(事業内ではパソコンは見込まない想定です。)	ご理解のとおりです。
642	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	9					s15 機械測定室	室内にシールドルームを設置する。と記載ありますが、空調換気は機械測定室とし、シールドルーム内の空調換気は不要と考えて宜しいでしょうか。	シールドルーム内の空調換気は不要です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
643	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	9					s16 油脂庫	指定数量を超える危険物貯蔵所とする。と記載ありますが、貯蔵する危険物の種類と数量をご教示ください。	危険物の種類の例として、JET A-1、廃油、エンジン及びギアボックス用オイル、作動油、グリス、洗浄油、ガソリン、軽油があり、数量につきましては、 ・アルコール類（200リットル） ・第1石油類（600リットル） ・第2石油類（1000リットル） ・第4石油類（6000リットル） が一般的となっています。
644	別添資料4-1-4 電気設備・機械設備に係る区分	2	1				空調区分	「空調区分G：業務中における熱中症防止対策」の対象が格納庫となっていますが、熱中症防止対策の対象人数をご教示ください。	5機格納されている場合、1機当たり整備作業を行う人員は6名のため、30名となります。
645	別添資料4-2 建設工事に関する留意事項	1					d. 工事中電力、光熱水費等について	ここで記載のある「光熱水費」とは、事業者が建設中に使用する「電気料金、上下水道料金、ガス利用料」との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
646	別添資料4-2 建設工事に関する留意事項	1					d. 工事中電力、光熱水費等について	試運転に関する電気料金は、海上保安庁のご負担でよいでしょうか。	事業者による負担です。
647	別添資料4-2 建設工事に関する留意事項	1					d. 工事中電力、光熱水費等について	事業敷地にすでに設置されている照明灯については、事業者で費用負担する必要はないとの理解ですが良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
648	別添資料4-2 建設工事に関する留意事項	1					e. ダンプトラック等による過積載等の防止について	(e)と(j)は改行に伴う誤入力で欠番として取り扱ってよいでしょうか。	ご理解のとおりです。資料を修正します。
649	別添資料4-2 建設工事に関する留意事項	3					m. 作業員等について	地震発生時(震度4以上)発生時の事業者点検は、別添資料4-2『建設工事に関する留意事項』に記載があることから、建設期間中のみ必要であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
650	別添資料4-2 建設工事に関する留意事項	8					m. 発生剤の処理及び建設副産物について	(e)について、本件では解体工事がないものと理解しているが、当該条文は削除と理解してよいでしょうか。	原文通りとします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
651	別添資料4-2 建設工事に関する留意事項	8					y. 事業の一時中止に係る計画の作成	(b)の工事の一時中止における工事現場の保全について記載があるが、建設工事期間においては、年末年始や夏季休暇については、事業者で自由に設定し、工事現場を保全すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
652	別添資料4-3 官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表	1					安全性、防災性、対降灰	対降灰対策が適用になっており、また要求水準書P-25のi. 対降灰対策では降灰の除去対策を講じること、とあります。構造計算に灰の荷重の考慮は不要で除去対策のみの考慮でよろしいでしょうか。計算に考慮が必要な場合、荷重条件をご教示ください。	ご理解のとおりです。
653	別添資料4-4-4 高潮、津波による浸水想定資料						高潮、津波	高潮の最大偏差2.5m、最高津波水位TP+3.6mの同時発生は考慮不要との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
654	別添資料4-4-4 高潮、津波による浸水想定資料							津波と高潮の同時発生は考慮不要との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
655	別添資料4-5 構内交換機要件						4. システム構成	イメージ図の青線及び青枠機器が今回工事範囲と考えて宜しいでしょうか。	青線、緑線及び青枠機器が今回の工事範囲です。
656	別添資料4-6 個人情報取扱いについて	1	1				基本事項	建設業務に際して、選定企業を元請企業とした重層下請負構造で建築施工を行います。労働安全衛生管理の観点で元請企業が取得・管理する各下請負企業の従業員個人情報（作業員の個人情報や必要資格情報など）については、事業者であるSPCが取り扱う個人情報ではないため、別添資料4-6『個人情報の取り扱いについて』で規定される情報管理まで求められないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
657	別添資料4-6 個人情報 の取扱いについて	1	6				再委託の禁止	本事業では別添資料1-1『用語の定義』にて“事業者とは会社法に定める株式会社として設立した新会社”と定義づけがありますが、ここでいう個人情報を取り扱う主体としての事業者には、これらPFIにおけるSPCの株式会社だけではなく、各業務を担う選定企業とその従業員にも個人情報を扱う必要があるため、これら選定企業の従業員にも個人情報の取り扱いができるものとして理解してよいでしょうか。本件では、サービス購入型のPFI-BTOスキームの特性を活かし、事業者のSPCに従業員を配置せずに、専らそれぞれの選定企業で業務を担う体制を考えております。	ご理解のとおりです。
658	別添資料4-7 施設 整備業務に関する 成果物	1	1				共通事項に関する成果物	電子データを各成果品の提出と同時期に5部提出とありますが、別添資料4-7『施設整備業務に関する成果物』に記載のあるすべての成果品に関して、提出の都度、電子データをCD-RやDVD-Rに5部ほどまとめる必要があるのでしょうか。かなりの種類の報告書を、提出都度事に5枚焼いて現物提出するとなると、かなりの業務量と相当な記憶媒体(CD-Rなど)枚数になりますので、ある程度、時期と成果品を記憶媒体にまとめて提出することとしたいと思いがすがご容赦いただけますでしょうか。	必要です。
659	別添資料4-7 施設 整備業務に関する 成果物	1	1				共通事項に関する成果物	事業パンフレットにA4カラー8ページ程度とありますが、A4判のサイズが必要との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
660	別添資料4-7 施設 整備業務に関する 成果物	1	1				共通事項に関する成果物	事業パンフレットにA4カラー8ページ程度とありますが、8ページ程度とは、6ページでも許容されますか。	協議によるものとします。
661	別添資料4-7 施設 整備業務に関する 成果物	1	1				共通事項に関する成果物	事業パンフレットにA4カラー8ページ程度とありますが、8ページ程度とは、7ページで許容されますか。	協議によるものとします。
662	別添資料4-7 施設 整備業務に関する 成果物	1	1				共通事項に関する成果物	事業パンフレットにA4カラー8ページ程度とありますが、紙質や製本方法の指定はなく、事業者の工夫により事由提案であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
663	別添資料5-1 修繕 に係る要求水準	3	2				その他設備	その他設備に棧橋防舷材、電気防食は含みますか、ご教示願います。	対象外です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
664	別添資料5-2 業務内容、必要な有資格者と法定点検項目	1					1. 巡視船の給油・管理業務	必要資格に「消防設備士(点検)」とありますが、消防設備の年次点検等を外部委託する事は可能との理解でよろしいでしょうか。	資料-1 事業契約書(案)第16条の規定に違反しない範囲であれば可能です。
665	別添資料5-2 業務内容、必要な有資格者と法定点検項目	1					1. 巡視船の給油・管理業務	オイルフェンス展張用の小型船舶の操作は外部委託可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 664の回答を参照してください。
666	別添資料5-2 業務内容、必要な有資格者と法定点検項目	1					1. 巡視船の給油・管理業務	基地保守点検の内、電気設備において外部委託とありますが、内部採用も可能の理解でよろしいでしょうか	外部委託のみとしてください。
667	別添資料5-2 業務内容、必要な有資格者と法定点検項目	2					2. Jet-A1燃料の受入・タンクの点検	防災、防火設備に関する鹿児島市消防本部等との協議は各事業者にて実施との事でしたが、周辺に危険物施設が無い事から、共同防災区域とはならず、単独防災による消防車輛の設置等を消防本部より義務付けされる可能性がございます。その場合、費用負担等に関してはリスク分担表に則り、海上保安庁にて整備・点検費用等をご負担頂くという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案により消防車両の設置等を消防本部より義務付けされこととなった場合は、事業者の負担にて整備・点検等を行ってください。
668	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	1				給油業務における仕様	基本設計図面にお示し頂いた燃料受入のローディングアームの設置は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
669	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	1				給油業務における仕様	法規制に則り、現在利用されている車輛の停車スペースの移動や路上に通行制限区域の設定等を求めますが、左記可能との理解でよろしいでしょうか。(ローディングアーム設置の場合はアームの可動範囲を含む制限範囲設置が安全面から必要です。)	ご理解のとおりです。
670	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	1				給油業務における仕様	作業の仕様(案)に記載の基本仕様以外の部分は、全て事業者側提案を受け、事業契約書で締結した施設・設備内容を踏まえた運営マニュアルの作成との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
671	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	1				給油業務における仕様	給油作業や受入作業の効率化のため、岸壁、棧橋上に新たな構築物を設置することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
672	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	1	4			給油業務における仕様	④の作業において、給油ホース末端金具のサイズと巡視船側のハッチサイズを一致させる必要がありますので、巡視船燃料給油口の金具サイズをご教示願います。	特定資料として提供します。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
673	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	1	4			給油業務における仕様	④の作業において、巡視船の型式により給油口の位置が異なっていると理解しておりますが、巡視船側に付属したデリックを使用して給油ホースを巡視船側に吊り上げ給油作業を行うという理解でよろしいでしょうか。	巡視船の設備については、使用不可です。
674	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	1	4			給油業務における仕様	④の作業において、巡視船側に付属したデリックを使用して給油ホースを巡視船側に吊り上げ給油作業を行う場合、別途事業者側でユニック付車輛の手配を行わなければならないのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
675	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	1	9			給油業務における仕様	「⑨使用した資器材の撤去、格納用倉庫への搬送」とありますが、同時給油の要求がある中、トラック等の車輛を複数台配置、運用する事を想定されていると思います。その場合、車両購入費用から車検費用等車輛維持管理にかかる費用も事業者側にて固定費に織り込むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
676	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	1	9			給油業務における仕様	事業期間終了後、⑨作業に使用する車輛の処分は、事業者側にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
677	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	2	1			屋外貯蔵タンクへの受入	タンカー船からA重油タンクへの荷揚げ作業において、「納入数量の確定」はタンカー船の積み荷役協定書記載の数量と荷揚げ前後のタンク尺の差分の数量との照合により確定させるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
678	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	2	1	4		屋外貯蔵タンクへの受入	④作業において、「給油用ポンプ」とありますが、当該設備はタンカー側、受け入れ設備側どちらに付属する設備を指しますか、ご教示願います。	タンカー側に付属する設備です。
679	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	2	1	2		屋外貯蔵タンクへの受入	「②タンカー周辺海面にオイルフェンスを展開する。」とありますが、展張の際使用する展張船を格納するボードダビットは、複数基用意は可能ですか。	事業者の提案によるものとします。
680	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	2	1	3		屋外貯蔵タンクへの受入	「③設備を適切に操作し」とありますが、この設備はマリンローディングアームを指しますか、お示し願います。	給油施設にかかる一切の設備です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
681	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	2	1	3		屋外貯蔵タンクへの受入	「③設備を適切に操作し」とありますが、この設備がマリンローディングアームの場合、マリンローディングアームは1基本制で良いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 680の回答を参照してください。また、整備する設備については事業者の提案によるものとします。
682	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	2	2	1		貯蔵タンクへの受入	①作業において、JET A-1への帯電防止剤の添加作業は、事業者業務外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
683	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	2	2	1		貯蔵タンクへの受入	①作業において、JET A-1受入のセパレーターのフィルター交換作業・清掃作業、ストレーナー清掃作業は事業者業務外との理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲です。
684	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	2	2	1		貯蔵タンクへの受入	①作業においてJET A-1受入のセパレーターのフィルター交換作業・清掃作業、ストレーナー清掃作業は事業者業務とした場合、フィルターの清掃・交換作業、ストレーナー清掃の工数並びに交換フィルター代等も修繕計画に織り込み、交換サイクル等も事業者側提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
685	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	2	2	5		貯蔵タンクへの受入	「⑤タンクローリー」とありますが、JET-A1燃料ローリーはポンプ搭載との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
686	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	品質管理における具体的な要求事項及び分析項目をご教示願います。	JIS規格によるものとします。
687	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	分析項目の種類によっては別途分析装置等の設置、且つ高額な装置が必須となりますがこちらの整備費用等も事業者側負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものは事業者負担となります。
688	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	定期的な分析の頻度をご教示願います。	A重油について、分析頻度は3ヵ月に1回を想定しています。貯蔵タンクへJET A-1燃料を受け入れる毎にウォーターディテクターにて水分混入の有無について確認します。燃料の受け入れ頻度については1～2週間に1回の頻度を想定しております。
689	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	4				災害発生時等の協力	「事業者はその要請に協力しなければならない。具体的な協力内容は、海上保安庁と協議の上で決定する。」とありますが、協力への対価は発生するとの理解でよろしいでしょうか。	協力への対価については、都度協議するものとします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
690	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	6				備品・什器・物品の調達・管理	「買取は予定していない」とありますが、無償譲渡は可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書にて削除しているため、本項目についても削除します。
691	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	6				備品・什器・物品の調達・管理	「什器備品等保守管理業務」が削除されたため、本項も削除との理解ですがいかがでしょうか。	No. 690の回答を参照してください。
692	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	3	7	1			運営記録報告	データを運営期間中保存することとあるが、文書保存やデータのハードディスク保存やクラウド保存などの保存方法については、事業者の提案としてあらゆる手法が認められますか。	事業者の提案によるものとします。
693	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	3	7	1	2		運営記録報告	②月報報告にセルフモニタリング結果とありますが、要求水準書48ページ5節2項(3)c 海上防災設備等(b)井戸型モニタリングポストのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
694	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	3	7	1	2		運営記録報告	②月報報告にセルフモニタリング結果とありますが、別添資料5-44ページ11(2)周辺環境モニタリングの結果も月報の報告事項に含まれますか、お示し願います。	求めます。
695	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	3	7	1	1		運営記録報告	日報、月報、年報の提出は、海上保安庁へのメールなどによる電子での送信でも許されますか。	先に電子データにて送付し、後日紙媒体で送付をしてください。
696	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	3	7	1	1		運営記録報告	日報は、翌開庁日に提出するため遅滞なく提出することが求められますが、それゆえ、当日終業後に先に当日中に提出することは可能でしょうか。提出漏れを防止するためにも、そのような事業計画をお認め頂けますと幸いです。	可能です。
697	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	3	7	1	1		運営記録報告	日報は、翌開庁日に提出するため遅滞なく提出することが求められますが、それゆえ、維持管理・運営企業から同時発信で、海上保安庁と事業者の統括責任者など双方向に充てて電子メール報告することも認めていただけますか。統括責任者でワンステップ経ることなく、スムーズに維持管理・運営企業から海上保安庁へ報告されることの方が、日報では求められると推察しております。	認めません。 統括責任者より提出して下さい。
698	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	3	7	1	3		運営記録報告	※書きの「監査報告書」については、維持管理・運営企業からではなく、事業者から提出するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
699	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	4	10				(1) 設備警備・防犯	場内の施設警備・防犯体制を整備とありますが、事業者側で警備業務を行う防犯体制としても宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
700	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	4	10	1			施設警備・防犯	施設警備・防犯体制を整備することとありますが、『要求水準書』P-42 第4章第5節2 (1) m. 防犯設備に記載あるとおりの水準の防犯設備を施設整備期間に設置していればよいと、ここで記載ある「施設警備・防犯体制を整備」とは、維持管理・運営企業の職員などによる体制などについて示されているとの理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
701	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	4	10	1			施設警備・防犯	「場内の施設警備・防犯体制を整備すること。」とありますが、警備員を置く必要がありますか。	事業者の提案によるものとします。
702	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	4	10	1	3		施設警備・防犯	『要求水準書』P-42 第4章第5節2(1) m. 防犯設備に記載ある機械警備設備の設置を計画しておりますが、ここでお示しのある「警備システム」とは、施設整備期間で設置することが求められる要求水準書の「機械警備設備」にふくまれていると理解でしょうか。言い方を変えれば、この別添資料5-4『給油施設運営業務に関する要求水準』10(3)で示された能力のある「機械器具設備」を、施設整備期間に配置することが求められるのでしょうか。施設整備にかかる要求水準書に記載がないため、本項の記載に対する対応をどのようにすべきかで混乱があります。	含まれません。
703	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	4	11	2			周辺環境モニタリング	周辺環境モニタリング事例を具体的にお示し願います。	事例はありません。
704	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	4	11	2			周辺環境モニタリング	モニタリングポストによる地下水の水質分析について、油臭、油膜の検出に限定してよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
705	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	4	11	2			周辺環境モニタリング	ここで記載のある「モニタリング」を事業者にて実施し、月報の記載内容として記載のある「セルフモニタリング結果」に記載するとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
706	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	4	11	3			海上保安庁との定例会議への参加	定例会議は、毎回必ず鹿児島での現地開催でしょうか。感染症予防対策や会議開催コスト削減の観点から、zoomやMicrosoft TeamsといったWEB通信による会議も可能かと理解しております。	Microsoft TeamsによるWeb会議は可能ですが、毎月の工事進捗状況を現場で確認予定です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
707	別添資料5-6 運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	2					建築設備	その他設備に栈橋の点検は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	栈橋に設置した給油配管等については、点検に含まれます。
708	参考資料2-1 鹿児島港巡視船基地給油施設基本計画策定業務報告書	5	4	1	2		当該計画地の地盤概要	16行目に「埋立土砂は、コンクリート片等のガラを含む上砂、シラス質の土砂からなる」とありますが、事業敷地のうち、本施設エリアの土地利用履歴について、現在表面にケーソン函台コンクリートがありますが、その下の地盤に構造物等の地盤改良に支障となるものの構造履歴があるかご教示願います。	当該計画地については、埋立当初から未利用地となっており、工場等の地歴はございません。 ※経路・延長等不明となりますが、参考資料2-5-9のとおりF岸壁上部工に雨水排水管排水口に確認しています。
709	参考資料2-1 鹿児島港巡視船基地給油施設基本計画策定業務報告書	5	4	1	2		当該計画地の地盤概要	16行目に「谷山二区の埋立は、これら沖積層の沖合延長上に施工されている」とありますが、事業敷地のうち、本施設エリアの埋立方法は、ポンプ浚渫船による埋立工法であるかご教示願います。	谷山二区の埋立については、鹿児島開発事業団（平成5年3月31日解散）にて実施されており、同計画地の埋立工法等について、鹿児島県に問い合わせるも詳細は不明です。
710	参考資料2-2-1 土地使用面積図							誓約書を提出したのちに、特定資料として敷地測量図をDataでご提示いただけるとはと思いますが、レイアウトを検証進めたいので敷地測量図を三角測量図、座標で頂けないでしょうか。	特定資料は、土地の高さを示す現況測量図であり、敷地測量図・三角測量図・座標はありません。
711	参考資料2-2-5 令和3年度鹿児島港（谷山二区）係留施設築造工事	1					上部工施工図	配管用のトレンチが図面上部の中央部までのもの、下部の先端までのものの2系列ありますが、A重油の燃料配管は上部のトレンチに敷設する想定で計画しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
712	参考資料2-2-5 令和3年度鹿児島港（谷山二区）係留施設築造工事	1					上部工施工図	配管用のトレンチが図面上部の中央部までのもの、下部の先端までのものの2系列ありますが、泡消火配管はどちらのトレンチに敷設する想定で計画しているのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
713	参考資料2-2-5 令和3年度鹿児島港（谷山二区）係留施設築造工事	1					上部工施工図	配管用のトレンチが図面上部の中央部までのもの、下部の先端までのものの2系列ありますが、ケーブル類はどちらのトレンチに敷設する想定で計画しているのでしょうか。	下部の先端までのものに敷設する想定です。
714	参考資料2-2-5 令和3年度鹿児島港（谷山二区）係留施設築造工事	1					上部工施工図	給油ピットの位置がNo. 11-12間に設置されていますが、巡視船の給油口の位置に合わせてあるとの認識でよろしいでしょうか。	巡視船の係留位置に合わせて検討しておりますので、No.11-13の間に巡視船の給油口の位置となることを想定しています。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
715	参考資料2-2-5 令和3年度鹿児島港(谷山二区)係留施設築造工事	7					給油空地(給油ピット用)平面図・断面図	本図面を作成した際の給油設備の計画をご教授ください。	配管ルートを確認しているものであり、給油設備については、事業者の提案となります。
716	参考資料2-3-3 工事資機材搬入路等							ルート①とルート②の幅員をお示しいただけますか。車両同士が互い違いにすれ違う程の道路幅が確保されていますか。	以下をご参照ください。 ルート①幅員：約6.0m ※工事車両(大型)通行路 ルート②幅員：約6.0m以上 ※一般車両通行路、一部区間(荷重制限有り)
717	参考資料2-3-3 工事資機材搬入路等							ルート①とルート②の舗装状況をお示しいただけますか。	一般道と同等の舗装状況となります。
718	参考資料2-3-3 工事資機材搬入路等							事業敷地における架空線の状況、高さ、位置、架空線の種類をお示しいただけますか。事業用地が民有地のため、入札公告後に現地確認ができず、応札期間における公開情報に参加者間で差が生じてしまう不公平な事業公募選定にならないためにも、海上保安庁にてお示しいただきますようお願いいたします。別添資料4-2『建設工事に関する留意事項』の1においても、【重点的安全対策】として“①架空線等の損傷事故防止”と記載があることから、事業敷地における架空線の情報が重要なデータがあることが示唆的です。※事業計画立案のベースとなる施工計画を練るうえで、応札コストにも関わります。(クレーンの配置など)	事業敷地内の通行ルートに支障となる架空線はありません。 ※ルート①の外周路入口(公道側)のみ、GL+4.90mの高さに架空線があります。(参考資料2-2-3参照)
719	参考資料2-3-3 工事資機材搬入路等							令和3年9月26日と令和3年10月26日の現地説明時に事業対象地と工事資機材搬入路を拝見しましたが、岸壁側にかけて道路が沈下している状況が露骨に明らかであり、令和3年9月26日では、沈下による水たまりが多々発生しておりました。本事業における施工安全性や、本事業における原状回復義務の履行責任問題に大きく影響しますので、これらの工事資機材搬入路の修繕と原状回復を、先行して対象地で施工している国交省発注工事(現地視察日時点で施工を完了している対象工事「令和元年度鹿児島港(谷山二区)係留施設築造工事」「令和2年度鹿児島港(谷山二区)係留施設築造工事」)を請負った事業者にも責任をもって原状回復させていただけませんか。	ルート①の道路沈下部の原状回復については、現在、関係者と協議中です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
720	参考資料2-3-3 工事資機材搬入路等							令和3年9月26日と令和3年10月26日の現地説明時に事業対象地と工事資器材搬入路を拝見しましたが、岸壁側にかけて道路が沈下している状況が露骨に明らかであり、令和3年9月26日では、沈下による水たまりが多々発生しておりました。本事業における施工安全性や、本事業における原状回復義務の履行責任問題に大きく影響しますので、海上保安庁への土地の貸主である土地保有者の責任で、事前に水平に補修いただけないでしょうか。	No. 719の回答を参照ください。
721	参考資料4-1-1 乾舷標高							乾舷の標高から給油口までの高さをご教示ください。	約50cmとなります。
722	参考資料4-1-1 乾舷標高							軽荷喫水線から満載喫水線までの高さは何mでしょうか。	特定資料として提供します。
723	参考資料4-1-1 乾舷標高							給油する巡視船の乾舷標高はご提示いただいた1種類でしょうか。	特定資料として提供します。
724	参考資料4-4要求水準確認計画書の標準							参考資料4-4_要求水準確認計画書の標準のpdfに白紙の2ページ目がありますが、意味はありますか。なにかの資料が誤ってブランクになっていないでしょうか。	2ページ目の白紙は改行が入ったものですので、誤ってブランクになっているものではありません。
725	参考資料4-4要求水準確認計画書の標準							右肩に「建築…A」「電気…E」「機械…M」と凡例があり、これらについて各項目に「M」や「A」のラベル付けのような機能で入力されていますが、いまいち作成用途やAとEとMの選定方法が判然としませんので、お示しいただけますでしょうか。	要求水準書第4章第6節1(4)「要求水準の確認」及び「PFI手法による施設整備における要求水準の設定および業績監視の手引き」を参照してください。
726	様式15-3						入札に関する提出書類	入札書について、「入札価格は、「事業費の算定及び支払方法」(資料-1-3) (以下「事業費の算定及び支払い方法」という。)に従い、消費税を含まない金額を記載すること。」とありますが、『様式15-3入札書』の金額欄の下には「(消費税及び地方消費税含む)」と記載があります。消費税を含まない金額と含んだ金額どちらを書くのが正しいでしょうか。	入札価格は税抜き金額としてください。
727	様式15-4添付①						要求水準書に関する確認書	添付①はA3横をA4サイズに折り込むと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
728	様式15-5						企業名の記載	様式15-5の④で各企業の種別を記載するうえで、「その他事業関係者」と記載がありますが、これについては、提案書類に登場する企業について伏字にすることを主目的としているのであって、事業に係るすべての事業関係者を本書式に記載する目的のものではないと理解してよいでしょうか。代表企業と構成員と協力企業についてはすべての企業を列挙する必要があると理解していますが、それ以外の「その他事業関係者」のすべてを記載することは量的問題で難しく、あくまで、応札者が提案書に謳う必要のある提案書のみ記載で結構であるとの理解です。	ご理解のとおりです。
729	様式A-1-1~C-4						事業提案に関する書類	様式番号A-1-1~C-4（但し指定様式を除く）について、使用する様式、用紙サイズをご指示下さい。	資料-3 提出書類の記載要領 第2 4 イ (P.22) に記載のとおり共通様式を使用してください。
730	様式A-2添付①						施設費に係る消費税等	施設費に係る消費税等について、事業契約書第2章3項では、消費税等は支払期毎に算定するとありますが、様式では令和5年度下期、令和6年度以外の欄は入力できなくなっています。書式の誤りでしょうか。	様式A-2添付①は修正したものを使用してください。
731	様式A-2添付①						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付①の“事業費の内訳(収支計画)”における「施設費に係る消費税等」について、「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法」P-7の第2章3 (1) ③では「消費税等（消費税及び地方消費税）については、①施設費の区分毎に、その相当額を支払期毎に算定する。」とあるため、各期間に係る消費税を記載するように読み取りましたが、令和5年下半期と令和6年下半期以外（セルI9~AA9、及びF37~AA37）は斜線となっております。斜線は誤りであり、各半期に対応する消費税を記載していくという理解でよろしいでしょうか。	No. 730の回答を参照してください。
732	様式A-2添付①							令和6年度下期以降の施設費に係る消費税等のセルが斜線となっておりますが、本様式は支払ベースではなく、発生基準にて作成するという理解でよろしいでしょうか。	No. 730の回答を参照してください。
733	様式A-2添付①						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付①の“事業費の内訳(収支計画)”における「施設費」について、セルのG8に「均等支払で割り切れない端数は初回分に含めること。」とメモが入っておりますが、本件の初回支払は令和6年9月であるため、セルI8で端数処理をすればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
734	様式A-2添付①						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付①の“事業費の内訳(収支計画)”における「施設費」について、令和7年上半期以降は期初に払われるため、施設費全額の2/39を各年の上半期にのみ記載する形か、それとも各半期に施設費全額の1/39ずつ記載する形のどちらとなりますでしょうか。	前者としてください。
735	様式A-2添付①						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付①の“事業費の内訳(収支計画)”における「施設費に係る消費税等」について、セルG9やH9を見ますと、単純に各半期の施設費に10%をかける形となっているかと存じますが、この形が正しいものであり、施設費全額に含まれる建中金利や、事業者の運営費(人件費や保険料)などの消費税対象外項目などを考慮する必要はなく、各半期の案分された施設費に消費税率をかける形で計算すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	非課税項目は会計法令税法等に基づき適切に作成してください。
736	様式A-2添付①						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付①の“事業費の内訳(収支計画)”における「施設費に係る消費税等」について、現状の様式ではセルI9が斜線になっておりますが、もし施設費に係る消費税等が分割払いとなる場合は、こちらに「維持管理・運営費、その他の費用に係る消費税等」のセルI27のような消費税の端数を集めて初回に加算するような計算式が入る形となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式A-2は修正したものを使用してください。
737	様式A-2添付①						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付①の“事業費の内訳(収支計画)”における「維持管理・運営費、その他の費用」について、「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法」5頁、第2章2 支払方法の基本的事項によると、各半期の維持管理・運営費は翌月の月末(上半期分は10月30日、下半期分は4月30日)に支払われる事になるため、実際の入金ベースでは、上半期分は下半期に、下半期分は上半期に入金され、半期ずつずれる形となるかと存じます。しかし、当該様式A-2添付①「維持管理・運営費、その他の費用」(12行目-28行目、40行目-56行目)の記載は、そのような入金ベースではなく、各半期分をその半期に(ex.「令和6年下半期分で令和7年上半期に入金される分」は、令和6年下半期に)記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	発生ベースで記入してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
738	様式A-2添付①						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付①の“事業費の内訳(収支計画)”における「維持管理・運営費、その他の費用」について、「維持管理・運営費、その他の費用に係る消費税等」については27行目のセルJ27以下のセルの計算式を見ますと、単純に各半期の「維持管理・運営費、その他の費用」の小計に10%をかける形となっているかと存じませぬ。この形が正しいのであり、例えば「その他の費用」に含まれる「事業者の運営費(人件費や保険料)」などの消費税対象外項目などを考慮する必要はなく、各半期の『「維持管理・運営費、その他の費用」の小計』に消費税率をかける形で消費税等は計算すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	非課税項目は会計法令税法等に基づき適切に作成してください。
739	様式A-2添付① 様式A-2添付②						事業提案に関する提出書類	<添付を求める事業収支・資金計画計算書：様式A-2 添付①～④>の7ポツ目に、「関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。」とあるため、「様式A-2添付①」及び「様式A-2添付②の損益計算書」の作成に当たっては、収益は”収益認識に関する会計基準”に従い、費用は”発生主義”に従い、それぞれ入出金の時ではなく、物品の提供や役務の提供をした(受けた)時に費用と収益を発生させるものとして作成する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
740	様式A-2添付①							回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務の項目が重複しておりますが、②へは給油施設に係る運営費を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式A-2添付①は修正したものを使用してください。
741	様式A-2添付①						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付①の“事業費の内訳(収支計画)”における「維持管理・運営費、その他の費用」について、セルE18及びE46が「回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務」となっていますが、セルE14及びE42も同じ記載であるため、セルE18及びE46は「給油施設に係る運営費」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	No. 740の回答を参照してください。
742	様式A-2添付②							回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務の項目が重複しておりますが、②へは給油施設に係る運営費を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式A-2添付②は修正したものを使用してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
743	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”におけるセルフ28「②回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務」について、セルフ28が「回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務」となっていますが、セルフ24も同じ記載であるため、セルフ28は「給油施設に係る運営費」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	No. 742の回答を参照してください。
744	様式A-2添付②							*4において、様式A-3添付①に一致するようにし、とございますが、様式A-2添付①との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
745	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”の<様式作成にあたっての注意事項>について、*4「端数処理については、資料-1-3「事業費の算定及び支払方法」に基づき、半期ごとの海上保安庁からの収入（事業費）の年度合計が費目ごとに様式A-3添付①に一致するようにし、また、参考指標の算定にあたっては小数点第3位以下切捨てとし、少数点第2位まで記入すること。」とありますが、「様式A-3添付①」は法人事業概況説明書であり、これのどこの項目と一致させるのでしょうか。それともこの「様式A-3添付①」とは「様式A-2添付①事業費の内訳（収入計画）」の事を意図しておりますでしょうか。	No. 744の回答を参照してください。
746	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	千円未満の金額については四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
747	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	資本金と同等にみなすことのできる劣後ローン等については、DSCRの算定に含めなくてもよろしいでしょうか。	DSCRの算定に含めてください。
748	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	実際のキャッシュイン・アウトでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、資金管理上に用いるウォーターフォール口座間の振替額に基づき算定したDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替額に基づき計算しても構いませんか。	事業者の提案によるものとします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
749	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	割賦基準の廃止により施設整備費の割賦原価の項目への計上は不要との理解でよろしいでしょうか。また、保険料及び事業者の一般管理費（割賦原価計上分を除く）については、施設整備費としての計上分を除くとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
750	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	資料-3 提出書類の記載要領 P-9の表外の下段 記載要領<添付を求める事業収支・資金計画計算書：様式A-2 添付①～④>の7項目「・関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。」とあるため、様式A-2添付②の“事業収支計画”における「施設費に関する収入」について、提出書類の入金ベースで、各年度に分割した金額を記載するのではなく、現行の会計基準に従い、「引渡時（令和6年度）に施設費全額を一括で記載する」理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
751	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	資料-3 提出書類の記載要領 P-9の表外の下段 記載要領<添付を求める事業収支・資金計画計算書：様式A-2 添付①～④>の7項目「・関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。」とあるため、様式A-2添付②の“事業収支計画”における「施設整備費」①～⑥、割賦原価について、こちらも支払ベースで、建設期間中（令和4年度-令和6年度）に各請負業者に支払った金額を年度毎に記載するのではなく、現行の会計基準に従い、売上原価として「引渡時（令和6年度）に施設費の各項目の合計額を一括で記載する」理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
752	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”における数字の正負の記載方法について、「損益計算書」の各「費用」項目や、資金収支計画の「資金需要」、借入金残高の「返済額」など、各減算される項目も正の値（負の値つまりーをつけずに）として記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
753	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	資料-3 提出書類の記載要領 P-9の表外の下段 記載要領<添付を求める事業収支・資金計画計算書：様式A-2 添付①～④>の7ポツ目「・関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。」とあるため、様式A-2添付②の“事業収支計画”における「維持管理費に関する収入」、「運営費に関する収入」、「その他の費用に関する収入」について、入金ベースでの記載（ex. 「令和6年下半年分と令和7年上半年分の合計」が令和7年度に入金される）ではなく、現行の会計基準にしたがい、各年度分をその発生した各年度（ex. 「令和7年上半年分と令和7年下半年分の合計」を令和7年度に）記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業収支計画については、各年度上半期・下半期を個別に分けて記載することは当初より想定していません。
754	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	資料-3 提出書類の記載要領 P-9の表外の下段 記載要領<添付を求める事業収支・資金計画計算書：様式A-2 添付①～④>の7ポツ目「・関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。」とあるため、様式A-2添付②の“事業収支計画”における「維持管理費（①・②含む）」、「保険料」、「事業費の一般管理費」について、支払ベースでの記載（ex. 「令和6年下半年」分を翌月令和7年度4月に払う場合に「令和7年度」に記載する。）のではなく、現行の会計基準（発生主義）に従い、各年度に発生した費用をその各年度（ex. 「令和7年上半年分と令和7年下半年分の合計」を令和7年度に）記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
755	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”における合計の仕方について、7行目「海上保安庁からの収入」は8行目-12行目の「施設費に関する収入」～「その他の費用に関する収入」の合計額を記載し、6行目「営業収入」にも同額を記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
756	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”における合計の仕方について、E15行目「施設整備費」は、F16行目-22行目の「①事前調査業務」～「割賦原価」の合計額を記載するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
757	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”における合計の仕方について、E23行目「維持管理費」は、F24行目「①回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務」とF28行目の②「回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務（「給油施設に係る運営費」の表記が正しいでしょうか。）の合計額を記載するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、No. 742の回答を参照してください。
758	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”における合計の仕方について、E14行目の「営業費用」は、15行目「施設整備費」、23行目「維持管理費」、35行目「保険料」、37行目「事業者の一般管理費」を合計した金額を記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
759	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”における「割賦原価」について、「割賦原価」はどのような項目を意図されておりますでしょうか。「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法」4頁「表1 事業費の内訳」の「費用の内容」ではどちらに該当しますでしょうか。	No. 749、750の回答を参照してください。
760	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”における「割賦原価」について、「割賦原価」はどのような項目を意図されておりますでしょうか。当該「様式A-2添付②事業収支計画」施設整備費①-⑥以外の施設整備費（その他割賦原価）という意味合いでしょうか。	No. 758の回答を参照してください。
761	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”における「巡視船への給油業務」、「燃料搬入管理業務（タンクへの荷入れ）」について、「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法 6頁、第2章3(2)②ア 変動的経費」で「巡視船への給油業務」及び「燃料搬入管理業務（タンクへの荷入れ）」に対応する回数に「事業者が提案する1回あたりの単価」を乗じて計算する事になっていますが、この「事業者が提案する1回あたりの単価」はどの様式で記載しますでしょうか。また本様式A-2添付②の「算定根拠等」の欄を利用し、別紙にて上記単価を記載する事を想定されていますでしょうか。	No. 220の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
762	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”における合計の仕方について、39行目「営業外損益」の行は40行目「営業外収入」と43行目「営業外費用」を差引した金額を記載するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
763	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”の損益計算書における「税引後当期利益（損失）」を、資金収支計画上の「資金残高」に合わせず修正項目として、「割賦売掛金取り崩し」と「減価償却費」が用意されておりますが、その他「税引後当期利益（損失）」と資金残高にズレが起こる項目として、「維持管理費に関する収入」、「運営費に関する収入」、「その他の費用に関する収入」の入金半期ずれる事による「売掛金の増加（減少）」、維持管理費や保険料、事業者の一般管理費の支払が翌期にずれる事により起こる「維持管理費（保険料、一般管理費）債務の増加（減少）」などの任意の項目を追加し、「税引後当期利益（損失）」と資金残高を合わせるように作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 会計法令等に基づいて適切に作成してください。
764	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”の合計の仕方について、62行目「資金需要」は63行目-70行目の「投資」～「その他」の合計額を記載し、71行目「資金調達」は72行目-79行目の「出資金」～「その他」の合計額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
765	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”の計算の仕方について、80行目「資金過不足」は71行目「資金調達」から62行目の「資金需要」を差引いた金額を記載するのでよろしいでしょうか。その場合負の値（-）となる年度が出ることが想定されますが、その場合は負の値（-）で記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
766	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”の計算の仕方について、81行目「期末累積資金残高」は前年度の「期末累積資金残高」に当該年度の80行目「資金過不足」を合計する金額（ex. 令和5年度の「期末累積資金残高」＝令和4年度「期末累積資金残高」+令和5年度の「資金過不足」）を記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
767	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”の<様式作成にあたっての注意事項>について、*1「本事業遂行のためSPCを設立するものとして記載し、別紙で算出根拠を示すもの以外、可能な範囲で詳細に記載すること。」とあり、損益計算書の費用の「営業費用」には（適宜追加のこと）と指示がありますが、それ以外の区分（ex. 「資金需要」や「資金調達」の各区分）でも、算出根拠を示すために、適宜項目を追加してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
768	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”の<様式作成にあたっての注意事項>について、*4「端数処理については、資料-1-3「事業費の算定及び支払方法」に基づき、半期ごとの海上保安庁からの収入（事業費）の年度合計が費目ごとに様式A-3添付①に一致するようにし、また、参考指標の算定にあたっては小数点第3位以下切捨てとし、少数点第2位まで記入すること。」とありますが、この「参考指標」とは具体的にどのようなものを想定しておりますでしょうか。	参考指標とは、様式A-2添付②に記載する金額の算定根拠となる単価等を想定しています。
769	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”の<様式作成にあたっての注意事項>の*7 PIRRの算定について、「PIRR（税引後）：各期における（税引後当期損益＋割賦原価＋借入金利息－投資額）の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。」とありますが、PIRRは一般的には損益計算書の「税引後当期損益」ではなく、「資金収支計画」でいう「資金（CF）の概念」を元に計算するものであるため、そうであるなら、「税引後当期損益」に「割賦売掛金取り崩し」や「減価償却費」を足し、またさらにその他の「売掛金の増加（減少）」や「維持管理費等債務の増加（減少）」など損益計算書上の利益と資金とのずれを調整する項目の足し引きが必要かと存じますが、そのような計算となりますでしょうか。	様式A-2添付②事業収支計画より、8行「施設費に関する収入」、22行「割賦原価」を削除します。 注記「PIRR（税引後）：各期における（税引後当期損益＋割賦原価＋借入金利息－投資額）の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。」を「PIRR（税引後）：各期における（税引後当期損益＋割賦売掛金取り崩し＋借入金利息－投資額）の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。」とします。「税引後当期損益＋割賦売掛金取り崩し」が実質的にキャッシュインの額に相当します。SPCが取得する償却資産を計画されるのであればその減価償却を含めて頂いても構いません。また、事業収支計画策定時に売掛金増減を予測し設定できるのであれば、それによる影響を含めて頂いても構いません。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
770	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	<p>様式A-2添付②の“事業収支計画”の<様式作成にあたっての注意事項>の、*7 PIRRの算定について、「PIRR（税引後）：各期における（税引後当期損益+割賦原価+借入金利息-投資額）の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。」とありますが、ここで合計している「割賦原価」とは何を指しますでしょうか。</p> <p>建中金利のみを指すなら理解できますが、E35「保険料（割賦原価計上分を除く）」、E37「事業者の一般管理費（割賦原価計上分を除く）」との記載があることから、E22の「割賦原価」か建中金利のみならず、保険料や一般管理費も含む、「その他施設整備費」のような科目読めるのですが、そうであるなら場合はPIRR上なぞ足し戻す必要があるのでしょうか。</p>	No. 769の回答を参照してください。
771	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	<p>様式A-2添付②の“事業収支計画”の90行目、92行目「PIRR（税引き後）」及び「配当IRR」欄の記載について、一般的にPIRRを計算する場合は、<様式作成にあたっての注意事項>*7及び*9のような計算式での計算結果を各期の欄に記載し、それをエクセルのIRR関数で範囲指定して計算するかと存じますが、その算定根拠として、90行目及び92行目の各期の欄に記載する必要はありますかでしょうか。</p>	記載してください。
772	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	<p>様式A-2添付②の“事業収支計画”の<様式作成にあたっての注意事項>の、*8 DSCRの算定について、計算式「DSCR=当該年度の借入金等償還額及び支払利息控除前の純資金増加額/当該年度の借入金等償還額及び支払利息の合計額」とありますが、具体的に「当該年度の借入金等償還額及び支払利息控除前の純資金増加額」とは具体的にどのように計算しますでしょうか。『「資金調達」合計-「資金需要」合計+「借入金返済」+「支払利息」』という理解でよろしいでしょうか。</p>	「当該年度の借入金等償還額及び支払利息控除前の純資金増加額」はDebt Service（借入金の元利金支払）前のキャッシュフローです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
773	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”の<様式作成にあたっての注意事項>の*8 DSCRの算定について、計算式「DSCR=当該年度の借入金等償還額及び支払利息控除前の純資金増加額/当該年度の借入金等償還額及び支払利息の合計額」とありますが、この分子・分母どちらにもある「支払利息」について、仮に金融機関からの借入だけでなく、構成員からの株主ローンが想定される場合はその支払利息も含めますでしょうか。	株主ローンとは劣後ローンであると想定して回答します。注記では「条件付劣後ローンによる調達等で、返済条件等により内容的に資本金と同等にみなせるものについては、「資本金」に含めて算定するものとする。」としており、劣後ローンがこれに該当するものであれば、DSCRはシニアローンに対する支払利息によって算定し、当該劣後ローンが上記の注記に該当しないのであれば、劣後ローンに係る支払利息は当然にDSCRの算定に含まれます。
774	様式A-2添付②						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付②の“事業収支計画”の<様式作成にあたっての注意事項>の、*9 配当IRRの算定について、「配当IRR：各期における(利益配当(清算配当含む)額-資本金による資金調達額)の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。なお、当該算式における分母の「資本金」には、条件付劣後ローンによる調達等で、返済条件等により内容的に資本金と同等にみなせるものについては、「資本金」に含めて算定するものとする。」とありますが、分母の「資本金」に「条件付劣後ローンによる調達等で、返済条件等により内容的に資本金と同等にみなせるもの」を含められれば、そのローン等に対する支払利息は分子の「利益配当」に含めて算定した方が、分子・分母の平仄が取れるかと存じますが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。提案する資金調達計画に応じて適切に作成してください。
775	様式A-2添付③						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付③の“初期投資及びそのほかの費用の内訳”の「建設工事費等」の「算定根拠」欄に、「様式B-6-16による」とありますが、「様式B-6-16」という様式が見つけれられないのですが、この様式名で誤りはないでしょうか。	正しくは、「様式B-4-21」です。
776	様式A-2添付③						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付③の“初期投資及びそのほかの費用の内訳”の表欄外下段の<様式作成にあたっての注意事項>にて、「各業務について小区分ごとに費用を分けられる場合は分けて記入すること。」とありますが、「1. 初期投資計画」及び「2. その他の費用の内訳」共に、詳細記載する場合には任意に行追加してよいとの理	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
777	様式A-2添付④						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付④“資金調達計画”の「(内、施設整備費の総額)」欄について、資金調達との関係でいうと、「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法 第1章2 表1 事業費の内訳」の「施設整備費」のうち、「施設費」と「消費税等」の合計額(その他ローン契約に不随する積立金等)に対して、資金調達する理解しておりますので、ここでの記載は「施設費」+「消費税等」の金額を記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
778	様式A-2添付④						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付④“資金調達計画”の「調達期間」欄について、調達後は、本事業の終了まで拠出し続ける場合は、「調達時期(令和〇年〇月～事業終了時(令和〇年〇月))」のような記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
779	様式A-2添付④						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付④“資金調達計画”の<様式作成にあたっての注意事項>の*2「資本金等の構成については、想定される出資者、資金提供者について全て記入すること。」とありますが、<資金調達の内訳>表で、普通株式の資金提供者が複数いる場合には、6行目「普通株式」金額欄は全資金提供者の合計額を記載し、セルF6の資金提供者欄はセルの高さを大きくし、複数の提供者名を記載するのか、それともその資金提供者毎に行を追加し、「普通株式」を資金提供者の数だけ複数行使って記載する形がとちらになりますでしょうか。	資金提供者が複数の場合は、適宜行を追加して記入してください。
780	様式A-2添付④						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付④“資金調達計画”の<様式作成にあたっての注意事項>の*4「資金提供者名は、応募者構成企業一覧表(様式15-5)に従い匿名とすること。」とありますが、F列、I列共に例えば「設計企業A社」のような記載となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
781	様式A-2添付④						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付④“資金調達計画”の<様式作成にあたっての注意事項>の*9「建設期間中と維持管理・運営期間中の資金調達条件が異なる場合には、各々の借入についてその条件を別々に記載すること。」とありますが、建中ローンを引渡時に優先ローンに借換えてしまう場合、資金調達としてはその優先ローンに統合されてしまうので、この場合は<調達条件別内訳>の表に建中ローンは記載せず、最終的に返済していく「優先ローン」のみ記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	注記のとおりとします。建設ローン、借換ローン共、必要に応じて行を追記する等して記載してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
782	様式A-2添付④						提案事項に関する提出書類	様式A-2添付④“資金調達計画”の<様式作成にあたっての注意事項>の*11「調達割合の算出にあたっては、小数点第2位以下切捨てとし、少数点第1位まで記入すること。」とありますが、<資金調達の内訳>の表（E列）、<調達条件別内訳>の表（M列）どちらも、「調達割合（%）」の欄がありますが、これらは、「自己資本」、「他人資本」それぞれの区分内でのパーセンテージを記載するのではなく、すべての欄は「資金調達総額」に対するパーセンテージを記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
783	様式A-2添付③							千円未満の金額については四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
784	様式A-2添付③							1. 初期投資計画について、SPCからの支払年度ではなく、各費用の発生年度に金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
785	様式A-2添付③							2. その他の費用の内訳は、「維持管理・運営費、その他の費用」のその他の費用について記載し、施設整備費に含む費用は含めないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
786	様式A-2添付④							*10において、金額については1円未満切捨てで記入すること。とございますが、千円単位の表記が求められている項目については、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。